

平成30年7月豪雨 無料法律相談 相談データ集計及び分析結果

2020年（令和2年）10月

中国地方弁護士会連合会

広島弁護士会 岡山弁護士会

【目次】

第1 本集計及び分析の趣旨並びにその対象.....	4
1 本集計及び分析の趣旨	5
2 本集計及び分析の対象とした相談データ	5
第2 本集計及び分析の方法並びに留意点.....	6
1 本集計及び分析の方法	7
2 留意点	15
第3 広島県及び岡山県の情報並びに各県における西日本豪雨による被害の状況.....	18
1 広島県.....	19
(1) 広島県の情報	19
ア 広島県の自治体及びその位置	19
イ 広島県の人口	20
(2) 広島県における西日本豪雨による被害の状況	21
ア 河川	21
イ 土砂災害	24
2 岡山県.....	25
(1) 岡山県の情報	25
ア 岡山県の自治体及びその位置	25
イ 岡山県の人口	26
(2) 岡山県における本件豪雨による被害の状況	27
ア 河川	27
イ 土砂災害	29
第4 本集計及び分析の結果	30
1 広島県.....	31
(1) 全体の相談内容の傾向.....	32
(2) 相談内容の概要	34
ア 工作物責任・相隣関係	34
イ 公的支援制度.....	41
ウ 不動産所有権.....	44
エ 建物の賃貸借.....	48
オ その他の契約問題.....	50
カ 既往の借入金.....	51
キ 土地の賃貸借.....	51
(3) 相談内容の傾向の3か月ごとの推移.....	53
(4) 被災地域による集計及び分析.....	54

ア	相談の被災地域別構成比及び人口に対する相談件数の比率	54
イ	被災地域ごとの相談内容の傾向	57
(5)	年代による集計及び分析	59
(6)	相談時の居所ごとの相談内容の傾向	60
(7)	相談に係る当事者が事業者である相談の内容の傾向	61
ア	営農者が当事者である相談	62
イ	営農者以外の事業者が当事者である相談	64
(8)	相談者が本無料相談を知った経緯について	66
ア	全体の傾向	66
イ	相談者が本無料相談を知った経緯の年代ごとの傾向	67
2	岡山県	68
(1)	全体の相談内容の傾向	69
(2)	相談内容の概要	71
ア	既往の借入金	71
イ	工作物責任・相隣関係	80
ウ	公的支援制度	84
エ	不動産所有権	89
オ	新たな融資	92
カ	保険	93
キ	その他の契約問題	93
(3)	相談内容の傾向の3か月ごとの推移	95
(4)	被災地域による集計及び分析	96
ア	相談の被災地域別構成比及び人口に対する相談件数の比率	96
イ	被災地域ごとの相談内容の傾向	98
イ	倉敷市真備地区を被災地域とする相談の内容の傾向の3か月ごとの推移	99
(5)	年代による集計及び分析	100
(6)	相談時の居所ごとの相談内容の傾向	102
(7)	相談に係る当事者が事業者である相談の内容の傾向	104
(8)	アルミ工場爆発事故に関する相談の傾向	107
ア	相談内容の傾向	107
イ	アルミ工場爆発事故に関する相談に係る当事者の相談時の居所別構成比	108
(9)	相談者が本無料相談を知った経緯について	109
ア	全体の傾向	109
イ	相談者が本無料相談を知った経緯の年代ごとの傾向	110

第1 本集計及び分析の趣旨並びにその対象

1 本集計及び分析の趣旨

広島弁護士会及び岡山弁護士会は、平成30年7月豪雨（2018年6月28日から同年7月8日にかけて台風第7号及び梅雨前線等の影響により西日本を中心に全国的に広い範囲で記録された集中豪雨。以下「西日本豪雨」という。）による災害に関し、それぞれ、発災直後から継続的に、電話（弁護士待機型）及び面談による無料法律相談（以下、総称して「本無料相談」という。）を実施している。

当連合会は、本無料相談において相談担当弁護士が相談票に記入した内容を基に、本無料相談に寄せられた相談に関するデータを集約した上でその集計及び分析を行っており、今般、本報告書をもって、その結果を公表するものである（本報告書において、本公表に係る集計及び分析を「本集計及び分析」という。）。

2 本集計及び分析の対象とした相談データ

■ 期間：2018年7月の各相談開始日から2019年9月30日まで

■ 件数：次の各表に記載のとおり

■ 電話相談¹

実施弁護士会	受付弁護士会	件数	件数 合計
広島弁護士会	広島弁護士会	601 件	906 件
	東京三弁護士会	305 件	
岡山弁護士会	岡山弁護士会	893 件	1,010 件
	東京三弁護士会	117 件	
東京三弁護士会において受け付けた相談のうち実施弁護士会が不明のもの			13 件

■ 面談相談

実施弁護士会	件数 合計
広島弁護士会	2,468 件
岡山弁護士会	617 件

¹ 日本弁護士連合会は、本無料相談のうち電話相談に関する広島弁護士会及び岡山弁護士会への支援として、本無料相談に係る各弁護士会の電話番号への架電数が各弁護士会の設置する回線数を超えた場合に、そのオーバーフローを東京都千代田区霞が関一丁目1番3号所在の弁護士会館内において着信転送により受け付ける仕組みを設け、2018年7月18日(水)から同年12月27日(木)までの間、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会（併せて「東京三弁護士会」という。）の弁護士がその相談対応を行った。

第2 本集計及び分析の方法並びに留意点

1 本集計及び分析の方法

(1) 集計及び分析を行った事項

ア 本集計及び分析においては、本無料相談に寄せられた相談のうち、相談に係る当事者の被災地域が広島県又は岡山県に所在するものに関し、県ごとに、次の事項について集計及び分析を行った。

(ｱ) 相談全体の内容の傾向

(ｲ) 相談全体の内容の傾向の3か月ごとの推移

(ｳ) 県内の行政区域による集計及び分析

- a 各行政区域を被災地域とする相談の件数が県又は市全体の相談件数に占める割合（各行政区域の相談の、県又は市全体の相談における構成比）
- b 各行政区域の被災地域とする相談の件数の、当該行政区域の人口に対する比率
- c 各行政区域を被災地域とする相談の内容の傾向（行政区域ごとの相談内容の傾向）

行政区域としては、市町のほか、広島県では広島市の行政区（中区・東区・南区・西区・安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区）、岡山県では倉敷市の地域及び地区（倉敷地域・児島地域・玉島地域・水島地域・庄地区・茶屋町地区・船穂地区・真備地区）について、それぞれ上記の集計及び分析を行った。

(エ) 年代による集計及び分析

- a 各年代の相談件数が全体の相談件数に占める割合（構成比）
- b 各年代の相談の内容の傾向

(オ) 相談時の居所による集計及び分析

- a 相談に係る当事者の相談時の居所（自宅・自宅以外（避難所・仮設住宅・その他））ごとの相談件数が全体の相談件数に占める割合（構成比）
- b 相談時の居所ごとの相談内容の傾向

(カ) 相談に係る当事者が事業者である相談の内容の傾向

本無料相談に寄せられた相談の中には、相談票の「相談内容の概要」欄、「助言内容の要旨」欄及び「事業種別」欄の各記載の全部又は一部から、相談に係る当事者が事業者であることを判別することができる相談もある。上記ア～オの集計及び分析は、相談に係る当事者が事業者であるか否かを区別せずに行ったものであるところ、これらとは別に、相談に係る当事者が事業者であることを相談票の記載から判別することができる相談を対象として、その内容の傾向に関する集計及び分析を行ったものである。

なお、相談に係る当事者が事業者であるが相談票の記載からはそのことが判別できないという相談もあると思われるところ、このような相談は上記の集計及び分析の対象に含まれていないことに留意されたい。

イ さらに、岡山県では、同県総社市所在の製鋼用アルミニウム脱酸剤製造工場（以下「アルミ工場」という。）において西日本豪雨による浸水のために爆発事故が発生したことから、岡山県を被災地域とする相談についてのみ、**アルミ工場爆発事故に関する相談の内容の傾向**について集計及び分析を行った。

ウ また、広島弁護士会及び岡山弁護士会がそれぞれ受け付けた相談（電話相談については各弁護士会が設定した電話番号に架電のあった相談）に関し、その**相談者が本無料相談を知った経緯**について、次の集計及び分析を行った。

(7) 相談者が本無料相談を知った経緯の傾向

(4) 各年代の相談者が本無料相談を知った経緯の傾向及びその比較

(2) 相談内容の傾向の集計及び分析の前提としての相談内容による相談の分類

本集計及び分析においては、相談内容の傾向について集計及び分析を行うに当たり、まず、一般的に災害発生時に弁護士会に寄せられる相談の内容の傾向を踏まえて21の類型（以下「相談類型」という。）を設定し、相談類型によってはその内部で更に類型（以下「小類型」という。）を設定した上で、本無料相談に寄せられた全ての相談を、相談類型及び小類型に従って分類した。

相談類型及び小類型並びにその各定義は、次表に記載のとおりである。

相談類型		定義
① 不動産所有権		土地若しくは建物の所有者、その親族又は当該不動産の取得予定者が、当該不動産に関し、西日本豪雨に関連して直面している問題に関する相談
	1-1 工事の瑕疵	建物若しくは建物が存する地盤に関し、当該建物若しくは地盤に関する工事の請負人が責任を負うべき瑕疵が存在する、又はその可能性があるとする相談
	1-2 売買の瑕疵	建物若しくは建物が存する地盤に関し、当該建物若しくは地盤の売主若しくはその売買の媒介業者が責任を負うべき瑕疵が存在する、又はその可能性があるとする相談 売主又は媒介業者に説明義務違反があったとする相談も本相談類型に分類する。

1-3 共有不動産	共有不動産（遺産分割が未了のため登記上の所有名義が被相続人名義のまま変更されていない不動産を含む。）に関し、その共有者の一部が西日本豪雨に関連して直面している問題に関する相談
1-4 区分所有権	分譲マンションその他の区分所有建物に関し、その専有部分の区分所有者が西日本豪雨に関連して直面している問題に関する相談
1-5 境界	西日本豪雨に関連して所有する土地の境界に関して生じた問題に関する相談
1-6 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談 例えば、次のような相談を本小類型に分類する。 - 所有する不動産が西日本豪雨のために毀損されたがどうすればよいか、西日本豪雨のために毀損された不動産を売却若しくは贈与し、又は所有権放棄をしたいがどうすればよいか、西日本豪雨のために毀損された所有建物を解体して再築したいがどうすればよいかといった相談 - 抵当権が設定された所有建物が西日本豪雨のために毀損された場合、又は当該建物を解体し、若しくは再築する場合における、当該抵当権の取扱いに関する相談 - 所有する建物を解体し再築するに際しての建築基準法所定の接道義務のような、所有権の制限に関する相談 - 事理弁識能力が十分でない親族が所有する建物を解体することの可否や解体のための手続を尋ねる相談
※	所有不動産が西日本豪雨のために毀損されたことに関連して近隣に所在する不動産の所有者等との間において生じた妨害の排除若しくは予防又は損害賠償に関する相談は、〔⑥工作物責任・相隣関係〕に分類する。
	所有不動産が西日本豪雨のために毀損された場合の当該不動産の住宅ローンに係る借入金に関する相談は、〔⑦既往の借入金〕に分類する。
	新築建物の完成後又は不動産売買契約の締結後、目的不動産の引渡し前に、当該目的不動産が西日本豪雨のために毀損された場合に関する相談は、〔⑬その他の契約問題〕に分類する。
	所有不動産が西日本豪雨のために毀損された場合の公的支援制度に関する相談は、〔⑭公的支援制度〕に分類する。
② 車・船等の所有権	自動車若しくは船舶の所有者、その親族又は当該自動車若しくは船舶の取得予定者が、

	当該自動車又は船舶に関し、西日本豪雨に関連して直面している問題に関する相談
③ 預金・株式等の資産	預貯金通帳又は有価証券に関し、西日本豪雨に関連して直面している問題に関する相談
④ 土地の賃貸借	西日本豪雨発生前に締結した土地の賃貸借契約又は使用貸借契約に関し、西日本豪雨に関連して生じた問題に関する相談 相談に係る当事者が賃借人であるか賃貸人であるかを問わない。
⑤ 建物の賃貸借	西日本豪雨発生前に締結した建物の賃貸借契約又は使用貸借契約に関し、西日本豪雨に関連して生じた問題に関する相談 相談に係る当事者が賃借人であるか賃貸人であるかを問わない。
⑥ 工作物責任・相隣関係	西日本豪雨のために所有する不動産若しくは土地の工作物が毀損され、又は他者が所有する不動産若しくは土地の工作物が毀損されたことに関連して当該他者等との間において生じた妨害の排除若しくは予防又は損害賠償に関する相談
6-1 妨害排除・予防	西日本豪雨のために、自身が所有又は管理する土地に他者所有地から土砂や木、毀損された建物の塀や石垣等が流入した（反対に、自身が所有又は管理する土地から他者所有地に土砂等が流出した）場合、若しくは隣家が毀損されて相談者の居住建物に倒れかかっている（反対に、相談者の居住建物が隣家に倒れかかっている）場合に採るべき対応や責任の所在、又は、西日本豪雨のために上記の被害が発生するおそれが生じている場合に採るべき対応や責任の所在といった、妨害の排除や予防に関する相談
6-2 損害賠償	西日本豪雨のために、自身が所有又は管理する土地に他者所有地から土砂や木、毀損された建物の塀や石垣等が流入した（反対に、自身が所有又は管理する土地から他者所有地に土砂等が流出した）場合、自身が所有する建物に屋根瓦の落下や塀の倒壊が生じ、これを原因として他者所有の建物や自動車、車庫、物置又は設備（室外機等）を毀損した（反対に毀損された）場合、又は、集合住宅において上階に漏水が生じて被害を受けた（反対に、漏水により下階に被害を与えた）場合における、損害賠償に

		関する相談
	6-3 営造物責任	所有不動産が毀損されたことが道路、河川その他の公の営造物の設置若しくは管理の瑕疵によるものである場合又はその可能性がある場合の国又は公共団体の賠償責任に関する相談
	6-4 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談 例えば、次のような相談を本小類型に分類する。 ・隣地との間にある塀や擁壁（隣地所有者との共有又は所有者不明）が西日本豪雨のために毀損された場合における対応や修理費用の負担者に関する相談 ・近隣の他者所有建物の解体又は修繕工事に関する相談 ・居住建物の解体又は修繕工事に伴う近隣の他者所有地への立入り等に関する相談
	⑦ 既往の借入金	西日本豪雨以前に借り入れた住宅ローン若しくは自動車ローンに係る借入金又は事業資金その他の借入金について、西日本豪雨のためにその残債務の返済に関して生じた問題に関する相談 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「被災ローン減免制度」という。）に関する相談は、本相談類型に分類する。
	内容	7-1 住宅ローン
		7-2 自動車ローン
		7-3 事業資金
		7-4 その他の借入金
		西日本豪雨以前に組んだ住宅ローンに係る借入金に関する相談 西日本豪雨以前に契約した自動車のローン又はリースに関する相談 西日本豪雨以前に事業資金として借り入れた金員に関する相談 本相談類型に分類される既往の借入金に関する相談のうち、上記3つの小類型の債務種別以外の種別の借入金に関する相談 例えば、貸金業者からの借入金、信販会社の立替金に係る返還債務、並びに、太陽光発電システムの導入費用のローン（ソーラーローン）、教育ローン及び給湯器設置費用のローンに係る借入金に関する問題は、本相談類型に分類する。

	手続	7-5 GL の手続	専ら被災ローン減免制度の手続に関して質問をする相談
		7-6 金融機関からの相談	債権者である金融機関の担当者からの相談
⑧ 新たな融資			西日本豪雨に関連して新たな融資を受ける必要が生じた場合において、これを受けることの可否若しくは手続に関する相談又はこれを受けるための制度に関する相談
⑨ 債権回収			西日本豪雨に関連して債権の回収に関して生じた問題に関する相談
⑩ 保険			西日本豪雨に関連して生命保険、損害保険又は各種共済に関して生じた問題に関する相談
⑪ 労働問題			西日本豪雨に関連して労働契約に関して生じた問題に関する相談
		11-1 解雇・退職勧奨	西日本豪雨に関連して、使用者が労働者に対して解雇又は退職勧奨その他の労働契約を終了させる旨の意思表示をし、又は今後これをする可能性があることに関する相談
		11-2 賃金不払	西日本豪雨に関連して、使用者による賃金の全部又は一部の不払いが生じ、又は今後その不払いが生じる可能性があることに関する相談
		11-3 休業手当	西日本豪雨に関連した休業手当に関する相談 その他西日本豪雨に関連して使用者の判断により休業となったことに関する相談
		11-4 労働安全衛生・労働災害	西日本豪雨に関連して労働災害が発生し、若しくはそのおそれが生じたことに関する相談、及び、西日本豪雨に関連した労働者災害補償保険の給付を受けることの可否に関する相談
		11-5 労働条件変更	労働契約において定めた賃金、労働時間若しくは休暇その他の労働条件のいずれかについて、西日本豪雨に関連して、使用者が一方的にこれを引き下げた旨の取扱いをすること、又は、使用者若しくは労働者の一方が他方に対してこれを変更する旨の意向を示すことに関する相談
		11-6 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談
⑫ 悪質商法・消費者被害			西日本豪雨に関連する悪徳商法又は不審な契約勧誘に関する相談

⑬ その他の契約問題	西日本豪雨に関連した契約問題に関する相談のうち、上記① - ⑫の相談類型のいずれにもあてはまらない相談
13-1 請負・売買等の危険負担	注文した工事が未完成若しくは完成後引渡し前の段階において西日本豪雨が発生し、又は売買契約の締結後その目的物の引渡し前に西日本豪雨が発生し、当該契約の目的物に被害が生じたことに関する相談 例えば、自宅建物の建築工事請負契約又は売買契約において上記事態が発生したことに関する相談は、本相談類型に分類する。
13-2 その他発災前に締結した契約	西日本豪雨が発生する前に締結され、かつ西日本豪雨の発生時に存続していた契約に関し、西日本豪雨に関連して発生又は発覚した問題に関する相談
13-3 発災後に締結した契約	西日本豪雨の発生後に西日本豪雨に関連して締結され、又は締結が検討されている契約に関する相談
⑭ 親族間の問題	西日本豪雨に関連して生じ、又は深刻化した親族間の問題に関する相談
14-1 夫婦間の問題	西日本豪雨に関連して生じ、又は深刻化した離婚その他の夫婦間の問題に関する相談
14-2 成年後見	西日本豪雨に関連した成年後見制度の利用の可否又は利用の手続に関する相談
14-3 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談
⑮ 相続	西日本豪雨に関連して生じた相続に関する相談
15-1 行方不明	親族が行方不明の場合に関する相談（民法第30条所定の失踪宣告制度又は戸籍法第89条所定の認定死亡制度の利用が検討され得る相談）
15-2 相続放棄	相続放棄の可否、可否又はその手続に関する相談
15-3 相続登記未了不動産	登記上の所有名義が既に死亡した者のまま変更されていない不動産に関する相談
15-4 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談
⑯ 刑事	西日本豪雨に関連して、犯罪をなし、又はその嫌疑をかけられたことに関する相談、及び、犯罪被害を受けたことに関する相談

⑰ 外国人	西日本豪雨に関連する外国人特有の問題に関する相談
⑱ 税金	西日本豪雨に関連した税金に関する相談
⑲ 公的支援制度	災害に関連し、又は災害に関連し得る公的な支援制度に関する相談
19-1 罹災証明書	災害対策基本法第90条の2第1項所定の「災害による被害の程度を証明する書面」（以下「罹災証明書」という。）の意義又はその取得手続に関する相談
19-2 住家被害認定	罹災証明書に記載される住家の被害認定の結果（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）又はその判断方法に関する相談
19-3 支援金	被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活再建支援金」（同法第3条第2項所定の基礎支援金及び加算支援金。以下、併せて「支援金」という。）に関し、その受給の可否、受給のための手続又は受給の方法を尋ねる相談 支援金の額又は支援金受給のための要件に関して不服を訴えるものも、本小類型に分類する。
19-4 建物の修繕・解体	西日本豪雨のために毀損された自身の所有する建物を修繕又は解体するための公的支援制度に関する相談 建物の修理又は解体に関し何か公的な支援はないかと漠然と尋ねる相談のほか、災害救助法第4条第1項第6号所定の「被災した住宅の応急修理」（以下「応急修理制度」という。）に関する相談、並びに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「公費解体制度」に関する相談も、本小類型に分類する。
19-5 土砂等の撤去	西日本豪雨のために、自身が所有若しくは管理する土地に土砂等が流入し、又は自身が所有若しくは管理する土地から他者所有地に土砂等が流出した場合において、当該土砂等を撤去するための公的支援制度に関する相談
19-6 仮設住宅	災害救助法第4条第1項第1号所定の「応急仮設住宅」に関する相談 以下では、応急仮設住宅のうち、建設し供与するものを「建設型仮設住宅」、民間賃貸

	住宅を借り上げて供与するものを「借上型仮設住宅」という。
19-7 災害弔慰金・災害障害見舞金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金（同法第3条）又は災害障害見舞金（同法第8条）の支給に関する相談 災害関連死の認定に関する相談も、本小類型に分類する。
19-8 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談である。 例えば、次のような相談を本小類型に分類する。 • 何らかの公的な支援はないか知りたいと広く情報提供を求める漠然とした相談 • 災害義援金、生活保護、災害援護資金の貸付け及び生活福祉資金貸付制度等に関する相談
⑳ その他	西日本豪雨に関連した相談のうち、以上の①から㉑までのいずれの類型にもあてはまらない相談
㉑ 災害との関連が乏しい相談	西日本豪雨とは無関係又は西日本豪雨との関係が希薄な内容の相談

個々の相談を相談類型及び小類型のいずれに分類するか判断は、これを行う者によって区々となる可能性（分類揺れが生じる可能性）を排除できないことから、本集計及び分析においては、1名の集計及び分析担当者が全相談につき統一的に分類の判断を行った。

2 留意点

(1) 欠測データの取扱い等に関する留意点

本無料相談の相談票書式には、相談に係るデータの集計及び分析に必要な各項目について、そのデータを記入する欄を設けている。しかし、相談によっては、相談担当弁護士（相談票への記入者）が相談者から回答を得られなかった、又は回答は得たが相談票に記入できなかった、若しくは記入はしたが集計及び分析担当者においてその文字を判読することができないといういずれかの事情により、相談票からデータを得られない項目もある。このことを踏まえ、本集計及び分析においては、相談票上観測されたデータのみを用いて分析を行った。

また、西日本豪雨に関連する相談の傾向について集計及び分析を行うべく、〔㊤災害との関連が乏しい相談〕に分類した相談は、本集計及び分析の基礎に含めていない。

(2) 相談に係る被災地域に関する留意点

本無料相談の相談票書式には相談者の「被災時の住所」を記入する欄を設けているが、本無料相談に寄せられる相談の中には、相談者の被災時の住所と、当該相談者による相談に係る被災地域とが異なる例も見られる。

すなわち、本無料相談においては、西日本豪雨により被災した者（相談ニーズを抱える当事者。本報告書において「当事者」というときはこの者を指す。）が自ら相談を寄せる例（当事者が相談者）だけでなく、当該当事者と異なる地域に居住する当該当事者の親族又は知人その他の関係者が当該当事者に代わって相談を寄せる例（当事者以外の者が相談者）も見られる。この後者の例では、当該相談に係る被災地域は当該当事者の被災時の住所である一方、相談票の「被災時の住所」欄には、相談担当弁護士（相談票への記入者）の判断により当該当事者ではなく相談者の被災時の住所が記入されることもある。

また、相談者は広島県又は岡山県のいずれかの行政区域に所在する不動産を所有しているところ、西日本豪雨のために当該不動産が被害を受けたとして相談を寄せる例も見られるが、その中には、相談者の被災時の住所が当該不動産の所在する地域と異なる地域にあるという例もある。これも、相談者の被災時の住所と、当該相談者による相談に係る被災地域（当該不動産の所在する地域）とが異なる例である。

各被災地域の相談ニーズの傾向をより正確に把握するためには、これらの、相談者の被災時の住所と当該相談者による相談に係る被災地域とが異なる例については、当該相談に係る相談票の「被災時の住所」欄に記入された地域にかかわらず、被災地域を基礎として当該相談に係るデータの集計及び分析を行うことが適切である。

もっとも、相談者の被災時の住所と、相談に係る被災地域とが異なるか否かは、相談票の「被災時の住所」欄、「相談内容の概要」欄及び「助言内容の要旨」欄の各記入内容並びに相談票のその他の記載全体からしか確認することができない。

そこで、本集計及び分析においては、相談票の記載全体から相談者の被災時の住所と相談に係る被災地域とが異なることが確認される相談については、当該相談票の「被災時の住所」欄に記入された地域にかかわらず、当該当事者の住所地又は当該不動産が所在する地域を被災地域とする相談であると整理し、

その余の相談については、相談票に記入された「被災時の住所」を被災地域として分析を行った。

(3) 相談件数及び各相談類型に分類した相談の数に関する留意点

相談件数は相談者1名又は1組につき1件とカウントしているが、その相談内容の分類においては、1件の相談を複数（最大3つ）の相談類型及び複数の小類型に分類する場合がある。したがって、各相談類型又は各小類型に分類した相談の数の合計数（以下、いずれも「類型数」という。）は、相談件数又は当該相談類型に分類された相談の数の合計を超過する。

その上で、相談内容の傾向を分析するに当たっては、各相談類型に分類した相談の数が全体に占める割合を、総相談件数及び類型数をそれぞれ分母として算出し、これにより集計を行った（以下、総相談件数を分母とするものを「相談件数ベース」、類型数を分母とするものを「類型数ベース」という。）。

相談件数ベースの集計においては、各相談類型に分類した相談の各割合の合計が100%を超えることがある。

(4) 相談傾向の把握に当たっての留意点

本集計及び分析は、前記第1．2記載の対象期間に寄せられた相談を対象として、そのデータの集計並びにこれに基づく相談者及び相談内容の各傾向の分析を行ったものである。

したがって、現時点における相談内容及び相談者の各傾向が、本集計及び分析の結果が示す各傾向と同様であるとは限らないことに留意されたい。

第3 広島県及び岡山県の情報並びに 各県における西日本豪雨による被害の状況

1 広島県

(1) 広島県の情報

ア 広島県の自治体及びその位置



イ 広島県の人口

(ア) 広島県の市町村別人口（2018年7月1日時点）²

市 部	
自治体名	推計人口
ひろしま 広島市	1,199,121
くれ 呉市	221,275
たけはら 竹原市	25,003
みはら 三原市	92,956
おのみち 尾道市	134,135
ふくやま 福山市	462,930
ふちゅう 府中市	38,455
みよし 三次市	51,659
しょうばら 庄原市	35,078
おおたけ 大竹市	27,147
ひがしひろしま 東広島市	194,733
はつかいち 廿日市市	115,108
あきたかた 安芸高田市	28,169
えたじま 江田島市	22,974

郡 部		
自治体名		推計人口
あき 安芸郡	ふちゅうちょう 府中町	51,174
	かいたちょう 海田町	29,438
	くまのちょう 熊野町	23,302
	さかちょう 坂町	13,026
やまがた 山県郡	あきおおたちょう 安芸太田町	5,969
	きたひろしまちょう 北広島町	18,335
とよた 豊田郡	おおさきかみじまちょう 大崎上島町	7,592
せら 世羅郡	せらちょう 世羅町	15,600
じんせき 神石郡	じんせきこうげんちょう 神石高原町	8,629

(イ) 広島市の区別人口（2018年6月30日時点）³

区名	人口
なか 中区	133,665
ひがし 東区	120,858
みなみ 南区	142,421
にし 西区	189,998

区名	人口
あさみなみ 安佐南区	243,781
あさきた 安佐北区	145,838
あき 安芸区	80,318
さえき 佐伯区	138,825

² 《出典》 広島県「広島県の人口移動(広島県人口移動統計調査)最新」<<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/jinkougepposaisin.html>> 中の「推計人口(甲調査)」「統計表」「第2表 市区町村別推計人口・世帯数及び人口動態(Excel ファイル)」<<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/327218.xlsx>> を基に当連合会が作成。

³ 《出典》 広島市「人口・世帯数(区役所・出張所別)最新」<<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/toukei/12647.html>> 中の「平成30年(2018年)」「6月末現在[Excel ファイル/36KB]」<<https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/36782.xls>> を基に当連合会が作成。

(2) 広島県における西日本豪雨による被害の状況⁴

ア 河川

(ア) 国管理河川

市町村	水系	河川	浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水	
			原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約 ha)
三次市	江の川	江の川	内水	27	19				内水	23.4
			溢水	6	10				溢水	59.7
			越水	2					越水	8.6
安芸 高田市	江の川	江の川	内水	2	27				内水	78.8
			溢水						溢水	10.4
			越水	3					越水	1.5
三次市	江の川	神野瀬川	内水	1	2				内水	7.1
			溢水	1	1				溢水	10.3
			越水						越水	
三次市	江の川	馬洗川	内水	145	145				内水	52.2
			溢水						溢水	
			越水						越水	
福山市	芦田川 芦田川	芦田川 高屋川	内水	1,866					内水	2,179
			溢水						溢水	
			越水						越水	
府中市	芦田川	芦田川	内水 外水	224					内水	
			溢水						溢水	
			越水						越水	
広島市	太田川	太田川	内水	69	53				内水	10.4
			溢水						溢水	
			越水						越水	
広島市	太田川	三篠川	内水	269	16				内水	21.9
			溢水	30	1				溢水	6.9
			越水		6				越水	0.2

(イ) 県管理河川

市町村	水系	河川	浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水	
			原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約 ha)
三次市	江の川	四十貫川							越水	1 以下
	江の川	本村川							越水	1 以下
庄原市	江の川	西城川	越水	10		越水		1	越水	91
三次市	江の川	国兼川	越水	5					越水	10
庄原市	江の川	国兼川							越水	3.0
安芸 高田市	江の川	本村川							越水	1 以下
	江の川	宮野川							越水	1 以下
	江の川	戸島川							越水	1 以下
	江の川	房後川							越水	1 以下
	江の川	庄谷川							越水	1 以下
府中市	江の川	上下川							越水	5 以下
三次市	江の川	芋面川							越水	1

⁴ 《出典》 内閣府「平成30年7月豪雨による被害状況等について(平成31年1月9日17:00現在)」<http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon7/pdf/310109_1700_h30typhoon7_01.pdf>を基に当連合会が作成。

	江の川	今出原川							越水	1 以下
	江の川	板木川							越水	1 以下
	江の川	飯田川							越水	1 以下
安芸 高田市	江の川	油川							越水	1 以下
三次市	江の川	権現川	越水 + 内水	82	145				越水 + 内水	40
	江の川	恵木谷川								
	江の川	岩屋寺谷川								
	江の川	大谷川								
庄原市	高梁川	成羽川	越水	60	47	越水	2	17	越水	13
神石 高原町	高梁川	父賀川							越水	1 以下
	高梁川	小田川							越水	1 以下
	高梁川	阿下川							越水	1 以下
福山市	高梁川	高尾川							越水	1 以下
	高梁川	矢川							越水	1 以下
世羅町	芦田川	芦田川							決壊	5 以下
福山市	芦田川	吉野川							越水	30
	芦田川	福川	溢水	532	260				溢水	203
	芦田川	六間川							溢水	1 以下
	芦田川	天王前川	溢水	172	136				溢水	38
	芦田川	久田谷川							越水	1 以下
	芦田川	加屋川	越水		10				越水	2
	芦田川	金名川							越水	1 以下
	芦田川	見谷川							越水	1 以下
	芦田川	戸手川	越水		10				越水	1 以下
	芦田川	向永谷川							越水	1 以下
	芦田川	今岡川							越水	1 以下
	芦田川	市原川	越水		10				越水	1 以下
	芦田川	神谷川							越水	2
	芦田川	藤尾川							越水	1 以下
	芦田川	百谷川							越水	1 以下
	芦田川	父尾川							越水	1 以下
	芦田川	服部川							越水	1 以下
	芦田川	堀町川							越水	1 以下
	芦田川	有地川	内水 + 溢水		5				内水 + 溢水	1 以下
	芦田川	西谷川	内水 + 越水	136	103				内水 + 越水	75
三原市	芦田川	泉川							越水	10 以下
福山市	芦田川	瀬戸川	越水	90					越水	7
	芦田川	河手川							越水	1 以下
	芦田川	加茂川							越水	1 以下
府中市	芦田川	御調川	越水	23	14				越水	16
	芦田川	宇根川							越水	1 以下
広島市	太田川	府中大川	越水	100		越水	27	17	越水	1 以下
	太田川	矢口川	越水	180		越水	42	191	越水	15
	太田川	三篠川	越水	214	129	越水			越水	235
	太田川	湯坂川	越水	20		越水			越水	4
	太田川	奥迫川	越水	150	70	越水			越水	3
	太田川	麻下川	越水	1		越水			越水	1 以下
府中市	太田川	榎川	溢水	6	30	溢水	1	9	溢水	9
東広島市	太田川	東川							越水	1 以下
安芸 高田市	太田川	見坂川	越水	3		越水		1	越水	1 以下
	太田川	大土川							越水	1 以下
	太田川	有坂川							越水	1 以下

広島市	太田川	戸坂川	溢水＋内水	9	20	溢水＋内水	27	17	溢水＋内水	13
	太田川	新安川	溢水＋内水	3	2	溢水＋内水	1		溢水＋内水	30
大竹市	小瀬川	玖島川							越水	10 以下
福山市	手城川	手城川	内水＋溢水	33	26				内水＋溢水	237
	山南川	横倉川							越水	1 以下
	羽原川	羽原川	越水		20				越水	1 以下
	羽原川	鍋田川	越水		20				越水	1 以下
	本郷川	本郷川	決壊	5					決壊	1 以下
三原市	西野川	西野川							越水	1 以下
	沼田川	沼田川	越水	3,824		越水	200	608	溢水	700
	沼田川	菅川	決壊			決壊			決壊	
	沼田川	天井川	決壊			決壊			決壊	
	沼田川	仏通寺川	決壊			決壊			決壊	
	沼田川	梨和川	決壊			決壊			決壊	
	沼田川	三次川	決壊			決壊			決壊	
	沼田川	平坂川	越水	5 以下		越水			越水	5 以下
東広島市	沼田川	入野川							決壊	5 以下
	沼田川	桑井川							越水	1 以下
竹原市	賀茂川	賀茂川	越水		10				越水	2 以下
	賀茂川	葛子川							越水	2 以下
東広島市	三津大川	三津大川	溢水		5	溢水	12	47	溢水	2 以下
呉市	野呂川	野呂川	越水	760		越水	70	410	越水	56
	野呂川	中畑川	決壊			決壊			決壊	
東広島市	黒瀬川	笹野川							越水	2 以下
	黒瀬川	黒瀬川							越水	1 以下
	黒瀬川	猿田川							越水	1 以下
	黒瀬川	深堂川							越水	1 以下
呉市	二河川	二河川	越水		10 以下				越水	1 以下
坂町	総頭川	総頭川	越水	350		越水	263	894	越水	27
海田町	尾崎川	尾崎川	溢水	29					溢水	1 以下
広島市	瀬野川	瀬野川	越水	120		越水	81	181	越水	1 以下
	瀬野川	畑賀川	越水	120		越水			越水	1 以下
海田町	瀬野川	三迫川	越水	30		越水	16	80	越水	1 以下
広島市	矢野川	矢野川	溢水	1,600		溢水	81	181	越水	45

イ 土砂災害

(ア) 土石流等

市町村名		箇所名	人的被害			人家被害		
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
広島市	130 件	安佐北区他	19 名	—	—	7 戸	55 戸	—
江田島市	23 件	江田島町他	—	—	—	3 戸	8 戸	—
東広島市	64 件	西条町他	6 名	—	—	14 戸	14 戸	—
呉市	109 件	吉浦新出町他	20 名	—	—	70 戸	81 戸	55 戸
安芸郡	110 件	坂町他	27 名	—	—	87 戸	209 戸	3 戸
尾道市	19 件	御調町他	1 名	—	—	6 戸	11 戸	—
竹原市	70 件	新庄町他	2 名	—	—	12 戸	42 戸	—
三原市	42 件	大和町他	5 名	—	—	19 戸	6 戸	—
福山市	19 件	神辺町他	—	—	—	7 戸	—	—
府中市	14 件	本山町他	—	—	—	2 戸	—	—
三次市	1 件	畠敷町	—	—	—	—	—	—
大竹市	1 件	木野	—	—	—	—	—	—
庄原市	2 件	西城町	—	—	—	—	—	—
世羅郡 世羅町	2 件	中原他	—	—	—	—	—	—
神石郡 神石高原町	3 件	福永他	—	—	—	—	—	—

(イ) 地すべり

市町村名		箇所名	人的被害			人家被害		
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
広島市	1 件	安佐北区	—	—	—	—	—	—

(ウ) がけ崩れ

市町村名		箇所名	人的被害			人家被害		
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
広島市	80 件	南区他	1 名	—	—	—	1 戸	4 戸
安芸郡	41 件	坂町他	—	—	—	10 戸	11 戸	19 戸
東広島市	27 件	西条町他	2 名	—	—	2 戸	1 戸	2 戸
呉市	73 件	音戸町他	—	—	—	8 戸	7 戸	6 戸
三原市	103 件	久井町他	—	—	—	1 戸	3 戸	7 戸
府中市	10 件	木野山町他	1 名	—	—	3 戸	—	2 戸
尾道市	34 件	山波町他	1 名	—	—	4 戸	1 戸	1 戸
廿日市市	22 件	津田他	—	—	—	—	—	2 戸
安芸高田市	6 件	貴船	—	—	—	1 戸	—	2 戸
竹原市	64 件	新庄町他	2 名	—	—	3 戸	5 戸	6 戸
福山市	71 件	神村町	—	—	—	—	1 戸	2 戸
庄原市	11 件	東城町他	—	—	—	2 戸	3 戸	—
江田島市	31 件	江田島町他	—	—	—	6 戸	—	12 戸
大竹市	1 件	御国	—	—	—	—	—	—
山県群	4 件	安芸太田町他	—	—	—	—	—	—
三次市	10 件	畠敷町他	—	—	—	—	2 戸	8 戸
豊田郡 大崎上島町	42 件	東野他	—	—	—	1 戸	—	3 戸
世羅郡 世羅町	2 件	中原他	—	—	—	—	—	—

2 岡山県

(1) 岡山県の情報

ア 岡山県の自治体及びその位置



イ 岡山県の人口

(ア) 岡山県の市町村別人口（2018年7月1日時点）⁵

市 部	
自治体名	推計人口
おかやま 岡 山 市	720,994
くらしき 倉 敷 市	476,451
つやま 津 山 市	101,325
たまの 玉 野 市	58,571
かさおか 笠 岡 市	48,117
いばら 井 原 市	39,856
そうじゃ 総 社 市	67,620
たかはし 高 梁 市	30,583
にいみ 新 見 市	29,015
びぜん 備 前 市	33,514
せとうち 瀬 戸 内 市	36,240
あかいわ 赤 磐 市	42,729
まにわ 真 庭 市	44,123
みまさか 美 作 市	26,607
あさくち 浅 口 市	33,371

郡 部		
自治体名		推計人口
わ け 和 気 郡	わけちょう 和 気 町	13,917
つくば 都 窪 郡	はやしまちょう 早 島 町	12,359
あさくち 浅 口 郡	さとしょうちょう 里 庄 町	10,984
お だ 小 田 郡	やかげちょう 矢 掛 町	13,677
まにわ 真 庭 郡	しんじょうそん 新 庄 村	846
とまた 苫 田 郡	かがみのちょう 鏡 野 町	12,263
かつた 勝 田 郡	しょうおうちょう 勝 央 町	10,953
	なぎちょう 奈 義 町	5,590
あいだ 英 田 郡	にしあわくらそん 西 栗 倉 村	1,423
く め 久 米 郡	くめなんちょう 久 米 南 町	4,690
	みさきちょう 美 咲 町	13,621
か が 加 賀 郡	きびちゅうおうちょう 吉 備 中央 町	11,274

(イ) 倉敷市の地域・地区別人口（2018年6月30日時点）⁶

地域・地区名	人口
くらしき 倉 敷 地 域	199,126
みずしま 水 島 地 域	88,980
こじま 児 島 地 域	69,060
たましま 玉 島 地 域	63,607

地域・地区名	人口
しょう 庄 地 区	15,278
ちややちょう 茶 屋 町 地 区	16,405
ふなお 船 穂 地 区	7,659
ま び 真 備 地 区	22,797

⁵ 《出典》 岡山県「岡山県毎月流動人口調査 市町村別人口」＜<http://www.pref.okayama.jp/page/464497.html>＞中の「平成27年国勢調査基準」「平成29年10月1日～[Excel ファイル／51KB]」＜https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/670177_5876003_misc.xlsx＞を基に当連合会が作成。

⁶ 《出典》 倉敷市「支所別人口(毎月更新)」＜<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/4689.htm>＞中の「平成30年度」「6月」＜<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/secure/10290/m3006.csv>＞を基に当連合会が作成。

(2) 岡山県における本件豪雨による被害の状況⁷

ア 河川

(ア) 国管理河川

市町村	水系	河川	浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水	
			原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約ha)
倉敷市	高梁川	小田川	決壊	146		決壊	4,633	822	決壊	1,200
									越水	22.0

(イ) 県管理河川

市町村	水系	河川	浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水	
			原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約ha)
岡山市	吉井川	千町川							内水	33
和気町	吉井川	大前川	越水	21	3				越水	1以下
美作市	吉井川	吉野川	内水＋ 越水	26	44				内水＋ 越水	55
	吉井川	梶並川	内水＋ 越水		1				内水＋ 越水	1以下
勝央町	吉井川	滝川	越水		3				越水	
美作市	吉井川	川上川	内水＋ 越水		1				内水＋ 越水	1以下
	吉井川	宮本川	内水＋ 越水		1				内水＋ 越水	1以下
津山市	吉井川	横野川	越水		2				越水	1以下
岡山市	旭川	旭川	決壊	2	16	決壊		30	決壊	37
	旭川	旭川	内水＋ 越水	148				1	内水＋ 越水	162
真庭市	旭川	旭川	溢水	1					溢水	20
岡山市	旭川	砂川	決壊	325	853	決壊	3	1,065	決壊	752
	旭川	砂川	越水						越水	5
赤磐市	旭川	砂川	内水＋ 越水	4	6				内水	52
岡山市	旭川	宇甘川	越水	103				17	越水	24
真庭市	旭川	備中川	越水	11	56				越水	52
	旭川	新庄川	溢水						溢水	1
総社市	高梁川	高梁川	決壊		3	決壊	16	61	決壊	36
	高梁川	高梁川	溢水		21	溢水	50	234	溢水	164
	高梁川	影谷川	溢水			溢水			溢水	
高梁市	高梁川	高梁川	越水	15	49	越水	36	135	越水	73
新見市	高梁川	高梁川	溢水	31	89	溢水		3	溢水	32
	高梁川	小坂部川	溢水			溢水			溢水	1
	高梁川	西川	溢水			溢水			溢水	5
矢掛町	高梁川	小田川	決壊	142	129	決壊	3	253	決壊	135
	高梁川	小田川	内水＋ 溢水			内水＋ 溢水			内水＋ 溢水	212
井原市	高梁川	小田川	内水＋ 溢水	107	80	内水＋ 溢水	4	2	内水＋ 溢水	93

⁷ 《出典》 内閣府「平成30年7月豪雨による被害状況等について(平成31年1月9日17:00現在)」<http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon7/pdf/310109_1700_h30typhoon7_01.pdf>を基に当連合会が作成。

倉敷市	高梁川	二万谷川							越水	43
	高梁川	末政川	決壊	146		決壊	4,633	822	決壊	1,200
	高梁川	高馬川	決壊			決壊			決壊	
	高梁川	真谷川	決壊			決壊			決壊	
笠岡市	高梁川	尾坂川	決壊		52			166	決壊	140
	高梁川	長迫川							越水	1
	高梁川	井立川							越水＋内水	150
井原市	高梁川	下谷川	溢水	34	15	溢水	1	3	溢水	15
	高梁川	内寺川	溢水						溢水	
	高梁川	稲木川							越水	48
	高梁川	岩倉川	溢水		1				溢水	3
	高梁川	岩倉川							決壊	8.0
	高梁川	雄神川							越水	1
	高梁川	鴨川							越水	1
総社市	高梁川	下倉谷川							越水	8
高梁市	高梁川	玉川	溢水	1	13	溢水	14	49	溢水	12
	高梁川	成羽川	越水	11	6				越水	17
	高梁川	日名川							越水	2
	高梁川	島木川							越水	2
	高梁川	領家川							越水	3
新見市	高梁川	佐伏川							越水	2
高梁市	高梁川	津々川							越水	3
新見市	高梁川	神代川							越水	18
井原市	芦田川	高屋川	決壊		2				決壊	2
	芦田川	高屋川	溢水	20	25	溢水	1	15	溢水	18

イ 土砂災害

(ア) 土石流等

市町村名		箇所名	人的被害			人家被害		
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
倉敷市	1件	広江	—	—	—	—	—	20戸
岡山市	2件	北区	—	—	—	—	2戸	—
高梁市	2件	落合町他	—	—	2名	2戸	2戸	—
笠岡市	2件	北木島町	—	—	—	1戸	1戸	2戸
美作市	1件	東青野	—	—	—	—	—	—
浅口市	3件	鴨方町	—	—	—	—	1戸	—

(イ) 地すべり

市町村名		箇所名	人的被害			人家被害		
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
津山市	2件	沼池	—	—	—	—	—	—
高梁市	6件	川上町他	—	—	—	—	—	2戸
鏡野市	1件	小座	—	—	—	—	—	1戸
勝央町	1件	植月東	—	—	—	—	—	—

(ウ) がけ崩れ

市町村名		箇所名	人的被害			人家被害		
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
岡山市	4件	南区他	—	—	—	—	1戸	1戸
総社市	1件	長良	—	—	—	—	—	—
高梁市	3件	有漢町他	—	—	—	3戸	—	—
井原市	3件	西江原他	1名	—	4名	1戸	1戸	—
津山市	1件	中北上	—	—	—	1戸	—	—
笠岡市	9件	茂平他	2名	—	4名	—	1戸	8戸
瀬戸内市	1件	邑久町	—	—	—	—	—	1戸
新見市	2件	足立他	—	—	—	5戸	—	—
玉野市	3件	和田他	—	—	—	2戸	5戸	—
倉敷市	2件	連島町他	—	—	—	2戸	2戸	—
真庭市	1件	若代畝	—	—	—	—	1戸	—
和気町	1件	佐伯	—	—	—	—	—	—
鏡野市	1件	羽出	—	—	—	—	—	1戸
矢掛町	2件	横谷他	—	—	1名	1戸	—	1戸
吉備中央町	1件	田土	—	—	—	1戸	—	—

第4 本集計及び分析の結果

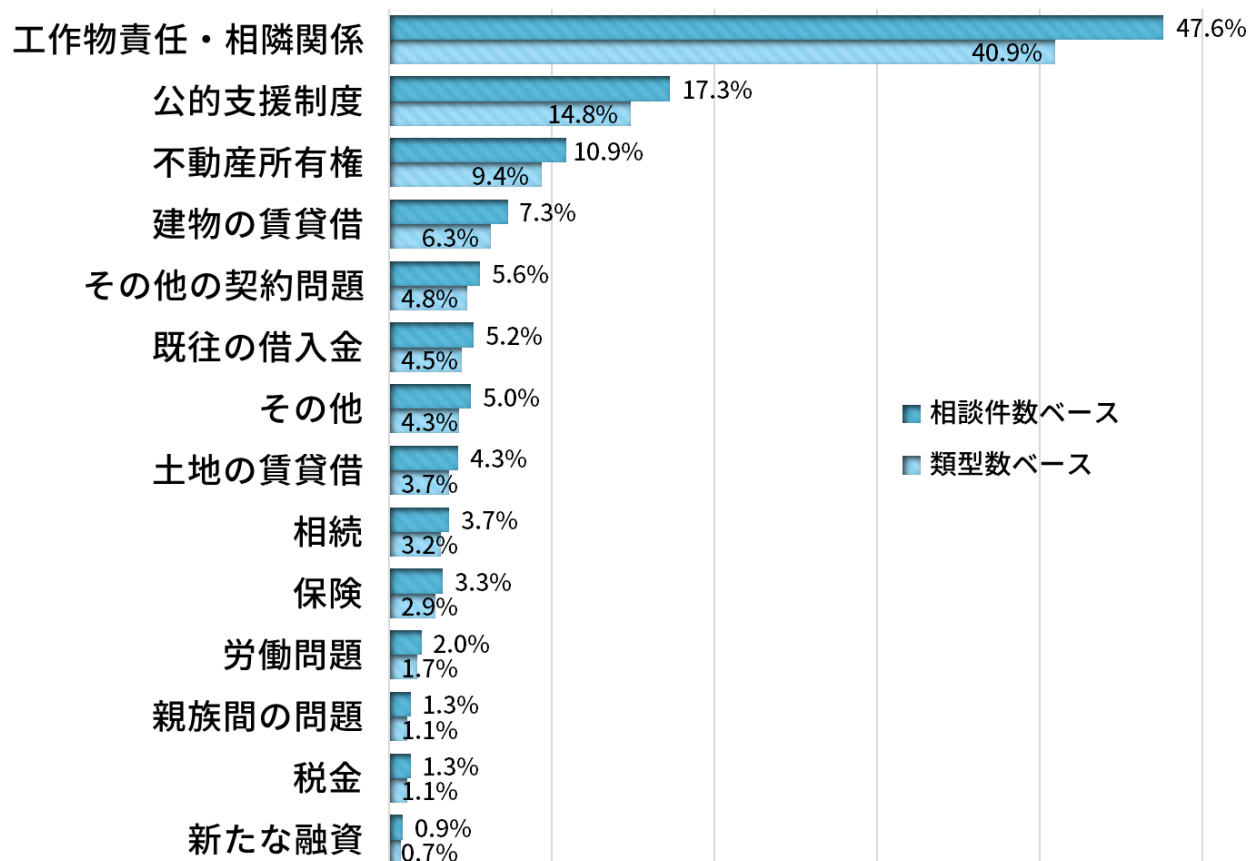
1 広島県

- ✚ 広島県を被災地域とする相談では、工作物責任・相隣関係に関する相談が圧倒的に多くの割合を占めている。そのほとんど全てが、西日本豪雨のために土地が崩落したこと又は崩落のおそれがあることに関する相談である。その次に多いのは公的支援制度に関する相談であり、これに不動産所有権に関する相談、そして建物の賃貸借に関する相談が続く。
- ✚ 本集計及び分析の対象とした期間を通じて、工作物責任・相隣関係に関する相談が常に最も多くの割合を占めている。
- ✚ 被災地域を見ると、山県郡安芸太田町を除く全ての市町を被災地域として相談が寄せられており、被災地域が広島県のほぼ全域にわたっていることがうかがえる。
- ✚ 被災地域（市町）ごとにその相談件数が広島県全体の相談件数に占める割合を見ると、割合が高い順に、広島市、呉市、尾道市、三原市、福山市、坂町となる。
他方、被災地域（市町）ごとに、その人口に対する相談件数の比率を見ると、これは坂町が際立って高い。その次にこの比率が高いのは、竹原市、熊野町、大崎上島町である。これらに、三原市、海田町、呉市、尾道市、江田島市が続く。
- ✚ 相談に係る当事者が事業者であることを判別することができる相談について、その当事者の事業種別を見ると、営農者が59.6%、営農者以外の事業者が40.4%という構成である。
営農者を当事者とする相談の大多数は、工作物責任・相隣関係に関する相談である。
他方、営農者以外の事業者を当事者とする相談では、工作物責任・相隣関係に関する相談が全体の約4分の1であり、最も多くの割合を占めるが、建物の賃貸借に関する相談や公的支援制度に関する相談、既往の借入金に関する相談及びその他の契約問題に関する相談も相当割合を占めている。

(1) 全体の相談内容の傾向

〔相談件数ベース：n=1,054／類型数ベース：n=1,226〕

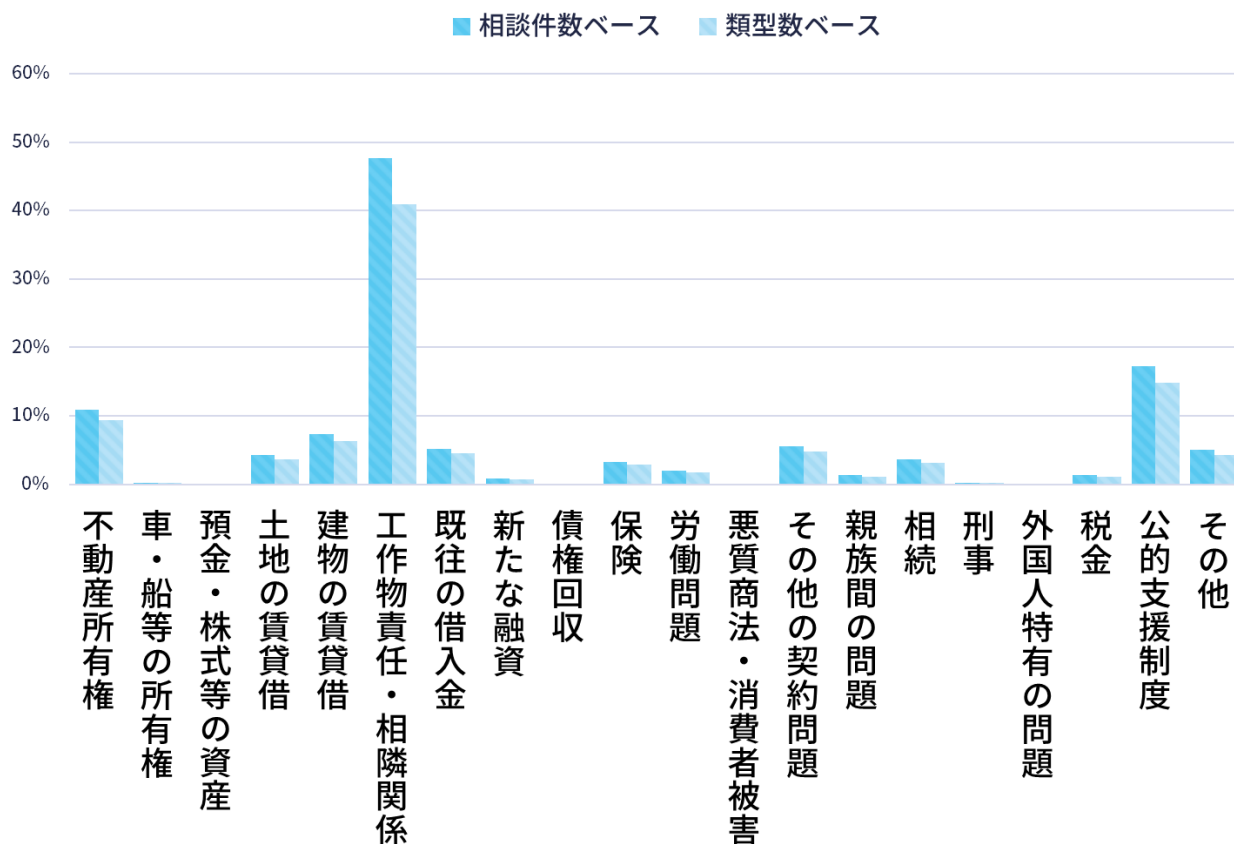
西日本豪雨の発生時に広島県に居住し、又は同県に不動産を所有していた者に関して本無料相談に寄せられた相談につき、その相談内容の傾向を見ると、全体に占める割合が大きいのは、次の相談類型である（上位14類型を表示）。



工作物責任・相隣関係に関する相談が、その他の相談に比べて圧倒的に多くの割合を占めている（相談件数ベースで47.6%、類型数ベースで40.9%）。そのほとんど全てが、西日本豪雨のために土地が崩落したこと又は崩落のおそれがあることに関する相談である（相談内容の詳細は、後記(2)ア参照）。

その次に多いのは公的支援制度に関する相談であり、これに、不動産所有権に関する相談、そして建物の賃貸借に関する相談が続く。

全相談類型についてそれぞれの割合を見ると、次のとおりである。



	相談件数 ベース	類型数 ベース
不動産所有権	10.9%	9.4%
車・船等の所有権	0.2%	0.2%
預金・株式等の資産	0.1%	0.1%
土地の賃貸借	4.3%	3.7%
建物の賃貸借	7.3%	6.3%
工作物責任・相隣関係	47.6%	40.9%
既往の借入金	5.2%	4.5%
新たな融資	0.9%	0.7%
債権回収	0.0%	0.0%
保険	3.3%	2.9%
労働問題	2.0%	1.7%
悪質商法・消費者被害	0.1%	0.1%
その他の契約問題	5.6%	4.8%
親族間の問題	1.3%	1.1%
相続	3.7%	3.2%
刑事	0.2%	0.2%
外国人特有の問題	0.0%	0.0%
税金	1.3%	1.1%
公的支援制度	17.3%	14.8%
その他	5.0%	4.3%

(2) 相談内容の概要

ここでは、全体に占める割合が大きい次の7つの相談類型について、割合の大きい順に、その相談内容を概観する。

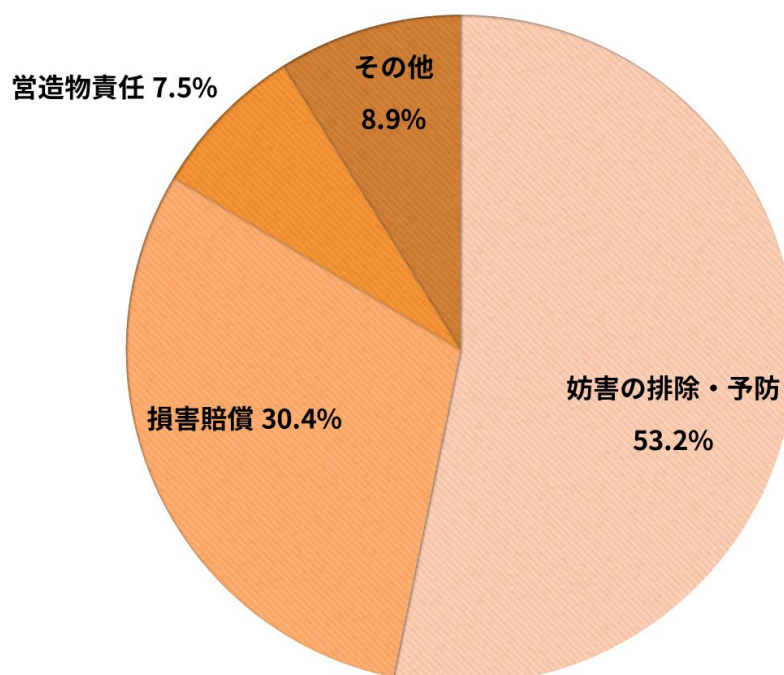
さらに、特に割合の大きい4つの相談類型については、典型的又は特徴的な相談事例を抽出して紹介することとする。

なお、類型内部において更に小類型への分類がある相談類型についてのみ、分母（n）を付記している。

- ア 工作物責任・相隣関係
- イ 公的支援制度
- ウ 不動産所有権
- エ 建物の賃貸借
- オ その他の契約問題
- カ 既往の借入金
- キ 土地の賃貸借

ア 工作物責任・相隣関係

〔類型数ベース：n=573〕



(7) 妨害の排除・予防

妨害の排除・予防に関する相談は、主として次のようなものである。

- ◆ 西日本豪雨のために、自身が所有する宅地や農地、建物にこれと隣接する他者所有地（宅地や農地、がけ、山林）から土砂や倒木が流入したケース又は他者所有地に崩落のおそれが生じているケースにおいて、隣地所有者に対してその土砂等の撤去や崩落の予防を求めても応じない、又は隣地所有者が誰であるか若しくはその所在が不明であるとして、対応方法を相談するもの（過去にも土砂崩れがあった、又は発災前から崩落の危険を感じて隣地所有者にその旨を指摘していた、というケースも見られる。）

これとは反対に、

- ◆ 自己所有地から他者所有地へと土砂が流出したケース、又は自己所有地が崩落して他者所有地に被害を及ぼすおそれが生じているケースにおいて、その対応方法や、自身が土砂の撤去や崩落の予防を行う義務を負うかについて相談するもの

- a 妨害の排除に関する相談には、妨害を受けた側からの相談もあれば、妨害状態を生じさせた側（あるいは、妨害状態を生じさせたとしてその解消又は解消費用の負担を求められている側）の相談もあり、更にはその両方の立場にある者（上の土地から流れてきた土砂が自己所有地を通して下の土地に流れたケース等）からの相談ある。また、妨害状態の解消と併せて、今後の土砂等の流出の予防措置や土砂等の流入により生じた損害の賠償について相談するものもある。

妨害の排除に関する相談には、2019年6月に至っても解決せずに相談が寄せられているものもある。

このうち、妨害された状態にある側からの相談は、例えば次のようなものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕妨害排除に関する相談（被害側）
自宅に他人の車が流れてきて、ぶつかっている。近隣の方の所有か、誰のものかわからない。この車をどうしたらよいか。(2018.7)
実家（空家）の裏山が崩れて、実家に被害。裏山は上の家の人所有。40年前も1度崩れたことがあり、改善を求めたが、お金がないという回答で、結局、父がブロック塀を法面沿いに建てていた。しかし、その塀を越えて流れ込んだ。土砂は誰が撤去してくれるのか。また、上記のような経緯もあるので損害賠償を請求できないか。(2018.7)
ひとり暮らしをしている父の自宅と畑に土砂が流入した。流入元の所有者であるらしい人は認知症で、その人の娘と話をしていたが、その娘が

電話に出なくなった。(2018.7)
広島県に畑を持っているが、隣地から土砂が流入している。今は関東に住んでいるが、どのように話を進めればよいか。市役所には相談したが、市は対応できないとのことであった。(2018.8)
隣の家が傾いて、自分の家に穴が開いた。隣の家は全壊で、自治体は隣の家と土砂を撤去すると言っているが、隣の家土地の抵当権者が書類を送ってくれないため、自治体の土砂撤去が進まない。(2018.8)
所有する畑に、相手方の亡父名義の土地から土砂が流入した。相手方にその撤去を求めたが、対応しかねる旨の手紙が来た。(2018.9)
父の土地に隣地の土砂が流入。設置した太陽光パネルの柵を壊している状態なので、隣人に土砂の撤去と柵の修理を求めたが、動いてくれない。自分で撤去した場合、隣人にその費用を請求できるか。(2018.10)
某会社の所有地の土砂が、所有する土地に流れてきた。当初は当該会社の費用負担で撤去するとの話だったが、こちらの土地の砂も崩れているとのことで、こちらにも費用負担を求められた。(2019.2)

反対に、妨害状態を生じさせた側（あるいは、妨害状態を生じさせたとして妨害状態の解消又は解消費用の負担を求められている側）の相談は、例えば次のようなものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕妨害排除に関する相談（妨害側）
貸している土地の土砂が下の家に流出した。その土砂をのけないといけないか。また、家屋の被害の賠償は必要か。(2018.7)
隣家に土砂が流れ込んだが、それが流れ出した土地の所有者は自分の親族である。親族は遠方に住んでおり、隣家は自分に請求してきた。(2018.7)
所有している山から隣の工場に土砂が流出した。撤去費用は払わないといけないか。また、防護柵の設置費用は負担しないといけないか。(2018.7)
今回の災害で車が他人の敷地に流れ込んだ。車をどけてほしいと言われている。(2018.7)
父の畑が平成30年7月の大雨で崩れ、隣地に土砂が流れ込んだ（隣地も畑）。土砂を撤去する責任はあるのか。(2019.4)
自己所有の畑の土砂が下の畑に流出した。所有者は何も言ってこない。(2019.6)

妨害を受けた側及び妨害状態を生じさせた側の両方の立場にある者からの相談は、例えば次のようなものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕妨害排除に関する相談（両面）
実家の裏山から土砂が流れて、実家の石垣が崩れ、石垣の下の家の敷地になだれ込んだ。土砂撤去の費用負担者は誰か。また、業者に修繕をお願いしたら、罹災証明が発行されるまで工事はできないと言われた。(2018.7)
自分の家の上から流れてきた土砂が下の家の敷地に流れ、下の家の敷地に堆積している。自分が下の家の者から撤去を求められている。(2018.7)

- b 妨害の予防に関する相談には、当該土地はまだ崩落していないが今後崩落のおそれがあるケース、及び、既に崩落したが更なる崩落のおそれがあるケースがある。

土地の崩落の予防を求める側からの相談は、次のようなものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕妨害予防に関する相談（請求側）
父の実家の隣のがけがくずれた。その土地の土砂が畑に入っており、次に崩れたら家も危険だろう。地主は何もしてくれない。どうすればよいか。(2018.7)
裏山から土砂が流れてきて倉庫が傾いて危険な状況にある。撤去費用を裏山の所有者に請求することができるか。また、今後の土砂崩れを防止するために斜面を固めるなどの工事を勝手にしてもよいのか。工事費用を裏山の所有者に請求できるか。(2018.7)
裏山が崩れて、土砂被害を受けた。まだ崩れそうだが、こちらで勝手に予防工事をしてよいか。行政は代わりにやってくれるのか。(2018.7)
隣地のがけが崩れて土砂が流入した。過去にも平成22年、28年と連続して崩れている。今回は、土砂が流入したことについての損害賠償はもちろん、再発防止のための工事も請求したい。(2018.7)
親戚の家に土砂が流入した。その家から1mくらい離れたところに5～7mくらいの崖がある。その崖の上から土砂が落ちてきそうなので傾斜面の工事をしたいが、どうやって工事を進めればよいのか。がけの上の土地所有者は2人いるが、1人は遠方にいて、もう1人は土地を売ったと言っている。(2018.9)
隣地の墓地から土砂が流入してきた。土砂はボランティアの方に処理してもらったが、また崩れそうなので手当てをしてほしい。しかし、所有者が明治の登記のままで、現在の所有者がわからない。(2018.9)
隣地が崩れて、自己所有地上の倉庫が半壊した。土砂撤去は自治体が行ってくれたが、土砂崩れ予防は自治体の事業の対象にならないと言われた。隣地所有者が誰かも不明。隣地所有者に予防措置を求めるためにどのようにすればよいか。(2018.9)
自宅の周囲の家が全壊。自宅はリフォームし直して、自宅に戻ったが、周囲は被災したまま空家となり、管理されておらず、土砂や木などが放置されている。においや、土砂などの自宅への侵入が心配。(2019.1)

土地の崩落を予防するべきと考えられる側からの相談は、次のようなものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕妨害予防に関する相談（被請求側）
自己所有の山の土砂が下の工場に流出した。土砂は撤去してもらったが、工場から、将来また流出しないような防護柵などを設けてほしいと言われている。(2018.8)
水田を持っているが、その水田の法面が崩落して土砂が流れた。土砂は近所の人撤去した。法面がまた崩れそうなので補修をしなければならないが、お金がない。(2018.8)
法面の土地を所有しているが、下に他人の土地と家があり、自分の土地

から土砂崩れしそうである。防御壁などを作るとすると、500万円くらいかかる。どうすればよいか。(2018.9)

夫が所有する土地の雑木林が崩れた。土砂は自治体のほうで撤去してくれたが、補修をしたほうがよいとアドバイスをもらった。現在、業者に補修をお願いしているが、忙しいらしくなかなか順番がこない。このような状況下で、また水害があって土砂が流出した場合でも責任を負うのか。(2019.2)

(4) 損害賠償

損害賠償に関する相談の内容は、次のとおりである。

- ◆ 西日本豪雨のために他者が所有する宅地や農地、山林、竹藪が崩落し、これにより自身が所有する建物が毀損されたケースにおいて、崩落した土地の所有者から当該損害の賠償を得ることを望み、そのための方法について相談するもの（建物が毀損されたことにより親族が死亡したというケースに関する相談もある。）
- ◆ 反対に、自身が所有する土地が崩落して他者が所有する土地に土砂が流出し、流出先の土地の所有者からこれによる損害の賠償を請求されているケースにおいて、その対応方法を相談するもの

損害を被った側からの相談は、次のようなものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕損害賠償に関する相談（被害側）
空家を持っていた。裏山が崩れ、電車の電柱が倒れて電線が切れて出火し、その空家が焼失した。がれきの撤去費用は鉄道会社からもらえないか。(2018.7)
自分が所有する田の上の土地に電柱と携帯電話の基地局が立っていた。今回の豪雨で、その電柱と基地局が倒れ、大量の土砂が自分が所有する田に流れ込んだ。電柱と基地局の所有者に何らかの請求ができないか。(2018.8)
大雨で裏山が崩れ、家が全壊となった。裏山の先代所有者の時に、行政が裏山につき急傾斜地の指定をして、工事をしてくれることになったのに、先代所有者がこれを断った経緯がある。先代所有者が断ったために今回の土砂崩れになったと思うので、損害賠償を請求したい。裏山の現所有者は、上記の経緯は引継ぎを受けていなかったと主張している。(2018.8)
水害で斜面の上にある家の石垣が崩れ、自宅に被害が出た。修繕費として400万円以上かかる。行政による支援金を全て集めても60万円程度。相手方は高齢で年金生活。資産は持家と土地しかない。修繕費をどう回収すればよいか。(2018.8)
自宅に隣接する畑が豪雨災害によって崩れて、自宅の建物が壊れた。土砂は撤去してもらったが、それ以上に、自宅建物の損害を賠償してもらうことはできないのか。(2019.4)
夫の父が土砂崩れで亡くなった。その土地は2年前にも少し崩れて、その

時は所有者に対応をお願いしたのにまた崩れたので、所有者に責任追及をしたい。(2019.8)

損害を与えた側からの相談は、次のようなものである。

❖相談事例❖ 〔工作物責任・相隣関係〕損害賠償に関する相談（加害側）
所有山林の土砂崩れで他人の土地の墓を損壊した。盆までに補修費用全額を支出して直してほしいと言われている。(2018.8)
実家の土砂が隣の家に入り込んでいます。隣地から約1000万円を請求されている。裁判をするとお金がかかるとも言われている。家族は責任を負うか。裁判をすると、お金はどれくらいかかるか。約1000万円の支払義務はあるか。払えない場合はどうなるか。少額でも見舞金を渡すか。(2018.8)
所有している山林から土砂が流出し、他者所有の土地に流入。その土地の所有者から「賃貸している土地なので、借地料を取れなくなった分を損害賠償してほしい。」と言われた。応じなければならないか。(2018.8)
所有地の土砂が隣地に流れ込んだ。土砂は撤去済みだが、撤去費用相当額や土砂により損壊された工作物の撤去費用、仮設住宅への移転費用を請求されている。どのように対処したらよいか。(2018.9)
畑のがけが崩れて、下の畑を覆った。下の畑の所有者が一定期間家庭菜園を続けることができなくなった。崩れたがけは自費で直した。それ以外に賠償しなければならないか。道義的にいくらか支払おうと思うが、相場はあるか。(2018.10)
自地の土砂が隣へ流入し、当方の費用負担で復旧を行った。今頃になって、和解が済んでいないと先方の要求が激化してきた。災害ADRを利用したいが、相手が乗ってこなかったらどうしたらよいか。(2019.4)

(ウ) 営造物責任

国、県又は市の所有に係る土地の崩落やその管理に係る河川の決壊により所有する建物や自動車が損害を被ったケースにおいて、その損害の賠償請求のほか、毀損された建物の解体や土砂の撤去について相談するものである。

❖相談事例❖ 〔工作物責任・相隣関係〕営造物責任に関する相談
この度の豪雨で裏山が崩れ、自宅建物が損壊した。前にも裏山が崩れてきたことがあった。裏山の所有者は国だが、損害賠償請求できるか。(2018.9)
自治体所有の山林から流入した土砂により自家用車が損壊した。自治体に対して損害賠償請求できるか。(2018.9)
県が管理している河川の護岸が決壊し、所有建物の底地が削れている。この決壊部分は過去にも2度決壊が生じている。県は、護岸工事のために当方の費用負担で建物を撤去することを求めてきている。(2018.10)
豪雨災害により建物が全壊し、解体した。土砂崩れの土砂を撤去したいが、資金がない。道路の設置状況が原因で土砂が流れ込んだと考えているので、行政に責任追及したい。(2019.7)

(エ) その他

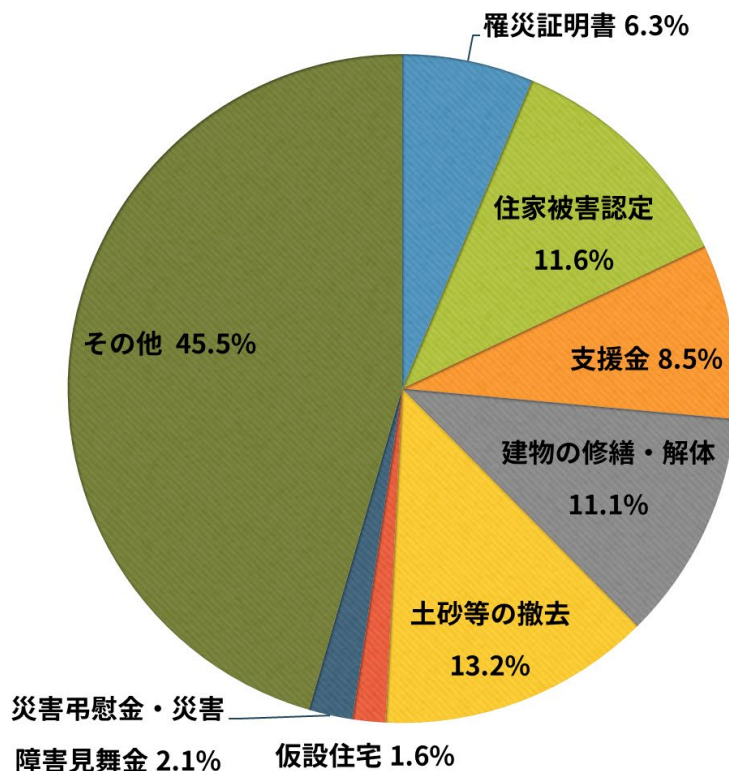
工作物責任・相隣関係に関する相談には、ほかに次のようなものがある。

- ◆ 自己所有地と隣地との間に擁壁や石垣を再建し、又は新たに設置するための費用の負担に関する相談
- ◆ 自己所有建物の解体や、自己所有土地の崩落予防のための工事を行うのに隣地の同意が必要であるケースに関する相談
- ◆ 自己所有建物の解体工事のために隣地に立ち入る必要があるケースに関する相談
- ◆ (災害による直接的な被害に関する相談ではなく、) 隣地が土砂を撤去したことにより自己所有の石垣が被害を受けたケースや、自己所有建物の解体工事の際に隣家の塀を毀損したという主張を受けているケースに関する相談

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕その他の相談
豪雨災害により、私有地に鉄道の線路内の土砂が流れてきた。鉄道会社から、線路の復旧工事のため私有地を利用することの同意を求められたが、工事の補償額について言及がない。どうすればよいか。(2018.7)
土砂崩れで家が全壊となった。解体が必要だが、基礎を組むためには隣の家を敷地に入る必要がある。また、解体時に隣の家を傷つけたりする可能性がある。仮に解体時に隣の家を傷つけた場合、責任をとらなければならないのか。(2018.7)
今回の水害により隣人の土地の土砂が自分の土地に流れ込んだことを機に、隣地との間に壁を設けることにした。隣人からその費用を一部負担してほしいと言われたが、負担しなければならないか。(2018.8)
母の実家が土砂で半壊した。行政の費用負担で家を撤去してもらえなくなったが、屋根のつながっている隣家の承諾が必要と言われた。隣家の承諾を得たいが、どうしたらよいか。(2018.8)
雨で家周りの土地が崩れ、隣の土地に土砂が流れ込んだ。石垣を築いて元の状態にしようとする、隣の土地を一部購入して、盛土をする必要がある。隣地所有者と交渉しているが、かなり法外な金額を請求されている。隣の土地に立ち入る場合の使用料も請求された。(2018.8)
山と家(所有地)の境にブロック塀があったが、今回の豪雨災害で土砂と木が流れ込んできた。ブロック塀の再築費用は誰が負担するのか。(2018.10)
自宅の隣地に土砂が流入したままとなっており、粉塵などの健康被害が心配。とはいえ、隣地の所有者がわからず、ボランティアによる撤去は所有者の承諾がないとできない。(2018.10)
自己の所有する土地と、石垣を挟んで上にある土地の双方に影響を及ぼすがけがある。がけ崩れの危険から、土砂災害特別警戒地域にも指定されている。この度、双方の土地の所有者で費用分担して法面の工事を行ったほうがよい状況となっているので、上の土地の所有者と共同して工事をしたいのだが、同人が納得してくれない。(2019.7)

イ 公的支援制度

〔類型数ベース：n=189〕

(7) 罹災証明書

相談者が抱える事情のもとで罹災証明書の交付を受けることの可否を尋ねるものが大半であるが、罹災証明書の意義や交付申請手続に関する相談もある。

❖相談事例❖ 〔公的支援制度〕罹災証明書に関する相談

母所有の不動産に土砂が流入している。ただし、母は認知症で施設に入所中で、当該不動産には居住していない。自分は母の成年後見人だが、後見人の立場で罹災証明を請求できるか。(2018.8)

広島県に実家がある。実家の所有者は父親だが、単身赴任している。母は入院中。自分は実家には住んでいない。被災時に実家には誰も住んでいなかったが、父と母は将来実家に住む予定。このような状態で罹災証明の交付を受けることができるか。(2018.8)

知人の相談。知人が家と車を流された。市に罹災証明を出してもらおうと思ったところ、家と車の権利証を持ってくるように言われているが、それも流されている。どうすればいいのか。なお、知人が住む地域では仮設住宅で暮らす年配者が多く、市の相談会に行かれていない。問題ではないか。(2019.1)

(イ) 住家被害認定

いずれの相談も、住家被害認定の結果に不服を述べるものである。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕住家被害認定に関する相談
罹災証明で大規模半壊。道路が遮断され、水道も止まっており、帰宅できない。「長期避難」の認定を受けることはできないのか。自治体の窓口では、それは東日本大震災の取扱いであるとして、話を聞いてもらえない。借上住宅を無償提供してもらえるのは6か月間であり、その後の生活が不安。できるだけ支援金を確保したい。(2018.8)
罹災証明で半壊に至らずとの結論になった。納得できない。基礎の一部が露出し、修繕に700～800万円かかると言われている。お金がなく、修繕するなら借入れをしないといけない。(2018.10)

(ウ) 支援金

自身が生活再建支援金を受給することの可否について尋ねるもの、又は、自治体から生活再建支援金を受給できないとされたことに不服を述べて、採るべき対応を相談するもののいずれかである。

(エ) 建物の修繕・解体

建物の修繕に関する相談が47.6%、建物の解体に関する相談が52.4%である。

- a 建物の修繕に関する相談は、主として、応急修理制度を知らずに相談に及んでいるもの、及び、修繕を行った後に応急修理制度があることを知ったとして修繕に要した費用相当額の給付を受けられないかについて相談するものである。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕建物の修繕に関する相談
自宅が被害に遭い、100万円をかけて修理をしたが、後で応急修理という制度を知った。応急修理の広報がなかった。応急修理で賄えたはずの分を今から請求できないか。(2018.9)

- b 建物の解体に関する相談は、公費解体制度を知らずに解体費用の調達方法を相談するもの、又は、公費解体の手続に関して相談するもののいずれかである。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕建物の解体に関する相談
自宅の基礎が土砂崩れにより流出し、建物も損壊。建物の取壊し費用の捻出方法を知りたい。(2018.7)
自宅が床上浸水。この度罹災証明書が届いた。半壊に至らない。建物の解体にかかる費用について、何か補助はあるのか。(2018.8)

(オ) 土砂等の撤去

自身が所有する土地若しくは建物に流入した土砂等の撤去に関する相談、又は、自己所有地から他者所有の土地若しくは建物に流出した土砂等の撤去に関する相談のいずれかである。土砂等の撤去をどうすればよいかと漠然と尋ねる相談や、自治体による土砂等の撤去の手続に関する相談のほか、自治体から土砂等の撤去の支援を得られないことから、ほかに採り得る方法はないかを相談するものがある。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕土砂等の撤去に関する相談
以前は農地だったが今は原野である土地が崩れて、隣の田に流れ込んだ。農地復旧の支援を受けようとしたら、数年前から原野とされているのでその支援は使えないと言われた。何か支援はないか。(2018.7)
母の家の裏の土地の石垣が崩れて、石が母の家の中や敷地に流入してきた。家の中の石はのかせたが、外の石をのかす方法を知りたい。(2018.7)
自宅につながる唯一の道路（公道）上に土砂があり、自動車が通れない状態。役所に撤去を再三求めるも、動いてくれない。以前ボランティアにお願いに行ったが、断られた。何か良い方法はないか。公道の先の住宅は自分の家1戸しかない。(2018.9.3)
知人の土地に隣地から土砂が入った。市に相談したところ、隣地の所有者の同意があれば撤去するとのことであったが、隣地所有者の現住所がわからない。役所に聞いても教えてもらえない。(2019.1)

(カ) 仮設住宅

件数はわずかだが、仮設住宅の期限2年が経過した後はどうすればよいかを尋ねる相談がある。

(キ) 災害弔慰金・災害障害見舞金

西日本豪雨の影響を受けて生活環境が変化し、その後死亡するに至った者について、その子が、当該死亡が災害関連死に該当するかを尋ねる相談が複数件ある。そのうちの1件については、災害弔慰金の支給を受けるための手続に関して尋ねる再度の相談がなされている。

災害障害見舞金に関する相談は、本無料相談に寄せられた相談の中には見られない。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕災害弔慰金・災害障害見舞金に関する相談
父親が数日間避難して自宅に戻り、その夜心筋梗塞で死亡した。災害関連死となるか。(2018.7)
母と暮らしていたところ、平成30年7月豪雨で土地と建物の一部が流され、母を施設に入所させた。その後、肉体的・精神的負担が重なってか、肺炎となり入院。約1か月ごとに入退院を繰り返した後、豪雨から半年が経つ頃に亡くなった。母の死は災害関連死ではないか。(2019.2)

(7) その他

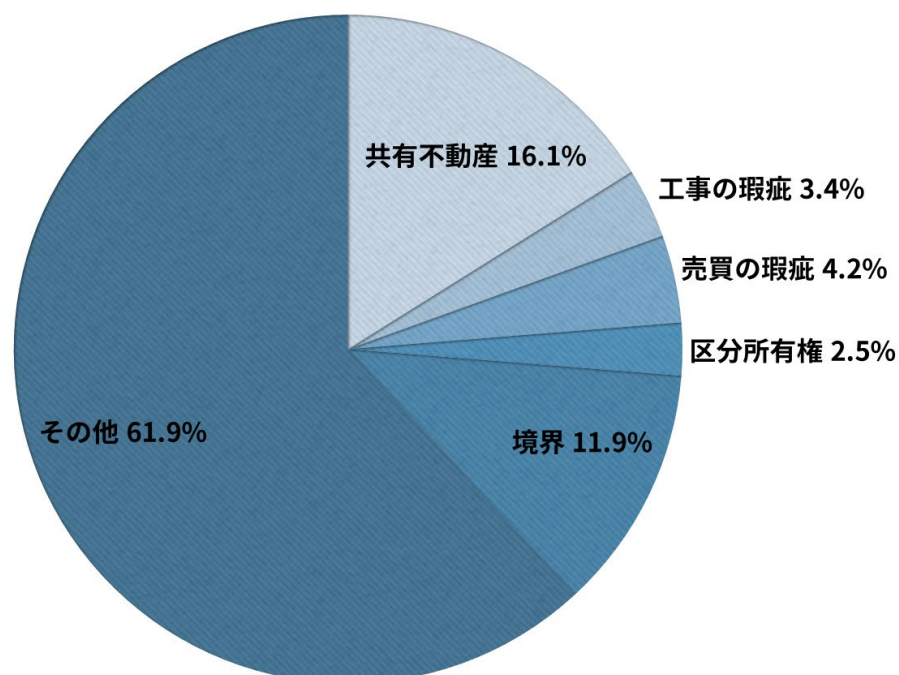
既存の公的支援制度では直接にはカバーできない被害について何らかの公的支援はないかと尋ねる相談が中心である。金銭的支援に関する相談のほか、土砂災害の予防措置のための公的支援に関する相談もあり、また、事業者が受けられる公的支援について尋ねる相談もある。

ほかに、生活保護受給者が生活再建支援金や義援金、保険金を受給した場合にそれが収入として認定されるかについて尋ねるものもある。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕その他の相談
4月に広島県から岡山県に引っ越してきた。広島県の家にはたまに帰るが、この家がこの前の雨で土砂被害。こういった公的補償がされるか。(2018.7)
水害による自宅の後片付けのため勤務を休んだ。給料を引かれるが、それを補償する公的支援はあるか。(2018.7)
車が浸水して困っている。車両保険でも足りない。市に何か補助金を出してもらえないか。(2018.7)
里道から水が自宅庭に流入し、庭と浄化槽が壊れた。修理に900万円弱かかる。浄化槽については、保険で300万円くらい出るようだが、足りない。県・市に問い合わせたが、住宅の損壊でなく、床上浸水もないため、支援金等の対象者に該当しないとのことであった。何か金銭的な支援があれば、教えてほしい。(2018.9)

ウ 不動産所有権

〔類型数ベース：n=118〕



(7) 共有不動産

大半の相談が、

- ◆ 西日本豪雨のために毀損された共有建物に関し、その修繕又は解体を行うに当たり、共有者の同意を得ることができない、若しくは共有者の所在が不明であるとして、その対応方法を相談するものである。このうち解体に関する相談の中には、共有者の同意を得ることができず、又は共有者の所在が不明であることが公費解体制度利用の妨げになっているというケースも相当割合見られる。

ほかに、

- ◆ 西日本豪雨のために崩落した共有土地に関する対応（土砂の撤去費用の負担や再発予防の方策）について相談するものも複数件見られる。

これらの相談の相当割合を、登記上の所有名義が既に死亡した者のまま変更されていない不動産に関する相談が占めている。

❖相談事例❖ 「不動産所有権」 共有不動産に関する相談
亡祖父の不動産が相続手続未了のまま裏山の土砂崩れにより被災。空家だったので、罹災証明が出るか不明。亡父の兄弟に費用負担を求めることができるか。また、父の後に母が亡くなっているが、母の相続につき相続放棄はできるか。(2018.7)
自宅の裏山が今回の豪雨で崩れ、現在も更に崩れてきそう。裏山は、自分も含め共有。何か対策はないか。(2018.8)
自宅が空家だが、将来誰も住まないと思うので、また、被害が大きいので、解体したいと考えている。罹災証明は取得できたが、当該不動産の名義はまだ祖父の名前で、祖父は亡くなっており、名義変更未了。解体にあってはどうするべきか。(2018.8)
被災地に両親が住んでいるが、被災のため住居が半壊しており、市の負担で取り壊してもらうことを希望している。しかし、その建物が別の第三者と共有のような状態となっており、その第三者の承諾がなければ取り壊せない。動きの鈍い第三者と交渉するにはどうしたらよいか。(2018.9)

(4) 売買の瑕疵

いずれの相談も、西日本豪雨により浸水被害を受けた自宅建物が、その購入時点で自治体作成に係るハザードマップにおいて洪水浸水想定区域に位置していたというケースにおけるものである。

その内容は、購入時に売主側からハザードマップにおいて洪水浸水想定区域に位置している旨の説明を受けなかった、又はその旨の説明は受けたが心配しなくてよいと言われたとして、売主側の責任を追及できないかを尋ねるものである。

これらの相談は全て、東広島市、三原市又は呉市のいずれかを被災地域とする相談である。

❖相談事例❖ 「不動産所有権」 売買の瑕疵に関する相談
数年前、市から自宅敷地の土地を購入。ハザードマップの浸水地域に位置していたが、購入時にその旨の説明はなかったところ、今回の豪雨で床上浸水した。市に対して何か言えないか。ハザードマップについて説明がないのは違法ではないか。(2018.7)
数か月前に宅地を購入して建物を建てたが、7月の豪雨で床上浸水した。購入時に、売主から、20年前に浸水したことはあるとの説明は受けたが、「そんなに心配しなくてよい」と言われて契約を迫られ、また、ハザードマップで浸水危険区に指定されていることの説明を受けていなかった。(2018.8)

(ウ) 工事の瑕疵

住宅の建築工事若しくは土木工事、又は住宅の設備の設置工事の瑕疵について、当該工事又はその設計を行った事業者の責任を追及したいとする相談である。

瑕疵の存在が判明した時期は、西日本豪雨後にこれを契機として瑕疵の存在が判明したとする相談がほとんどであるが、瑕疵の存在は西日本豪雨の発生より前に判明しており、西日本豪雨のために瑕疵による被害が拡大したとする相談もある。

❖相談事例❖ 「不動産所有権」 工事の瑕疵に関する相談
父の持ち家。10年前に造成された家を土地付きで中古で買った。災害前から欠陥がみられたが、大雨の後、更に盛土が流出し、穴が開いた。造成した業者に責任追及できないか。(2018.7)
自宅の法面が崩れた。10数年前に購入。ハウスメーカーからは責任は負わないと言われた。宅地造成の業者にも責任を問うことはできないか。仮に、今後法面が崩れて下の住民に迷惑をかけるようなことがあったら、自分は責任を負うことになるのか。(2018.7)

(エ) 境界

❖ 西日本豪雨のために発生した土砂の流出入により自己所有地と他者所有の隣地との境界が不明となったケースにおいて、境界を確定するための方法を尋ねる相談が中心である。

その他、

❖ 西日本豪雨が発生する前から自己所有地と隣地の境界が不明又は境界について隣地所有者との間で共通認識が形成できていなかったところ、西日本豪雨のために隣地の土砂が自己所有地に流入したと思われる

ケースにおいて、その土砂の撤去を行うべき者は隣地所有者か自分かについて尋ねる相談

もある。

❖相談事例❖〔不動産所有権〕境界に関する相談
自宅の両隣の土地との境界に土砂が流れ込んで、境界杭も流され、境界がわからなくなってしまった。自宅は大規模半壊しているが、建て直すにしても、隣地との境界を確定しないといけない。(2018.8)
自宅はがけに隣接していて、そのがけは、ある会社と個人がそれぞれ所有する土地から成っている。会社の土地と個人の土地の境界、がけと自分の土地の境界が、いずれもわからない。豪雨によりがけが崩れ、土砂が流れ込んできた。会社とは連絡がつくので、土砂の撤去請求又は撤去費用分の請求をしたが、会社は、会社と個人がそれぞれ所有する土地と自分の土地の境界はがけの上にあるとして、これに応じない。(2018.9)

(オ) その他

大半が、西日本豪雨のために毀損された自己所有不動産の保存、管理又は処分について相談するものである。

保存又は管理に関する相談には、

- ◆ 途方に暮れて、どうすればよいかわからないと相談するもの、漠然と対応方法を相談するもの、保存又は管理に要する費用の調達方法を相談するもの

があり、発災から間もない時期は、これらの相談が中心である。

また、

- ◆ 当該不動産を使用及び収益する意思はもはやなく、これを処分したいとして、その方法を尋ねる相談

もある。このような相談は、発災から間もない時期にも見られるが、2019年に入る頃から目立つようになる。

❖相談事例❖〔不動産所有権〕その他の相談
家の基礎が崩れ倒壊の危険が生じている。どのように対応したらよいか。(2018.7)
親戚の段々畑（相続登記未了）が荒地で手入れをしていなかったが、法面が崩れ落ち、時間の問題で更に崩れそうだが、補修に2000～3000万円かかるというような話を自治体の人に言われ、民有地の補修はしないとも言われた。しかし、親戚の金を集めてもそんな金額は無理そうで、これから先どうしたらよいものか。破産するしかないのか。(2018.7)
裏山が崩れ、下の田畑と民家に土砂が流入した。土砂撤去費用は誰が負担するのか。また、崩れた山を直すお金がない。(2018.7)
実家が土砂災害で半壊。実家は既に両親も他界して空家であるが、放置もできないので、土砂の撤去等をはじめ、色々やっていかないといけない。しかし、被災地にいないので情報が入ってこず、何からどう始めればよい

のか不安。(2018.10)
築後数年の自宅が被災し、半壊認定を受けた。修理費用に400万円程度を要するし、恐怖心があって、もう住めないと思う。とはいえ、住宅ローンは残っており、何をどうしてよいかわからない。(2018.10)
30年以上前に購入した土地に、この度の豪雨災害で隣地の山林から土砂崩れが起きてしまった。子どもたちにもこの土地の利用意思はなく、何とか処分したい。(2019.1)
平成30年7月の豪雨災害で、所有する土地と家屋が、隣接する川が氾濫したことで水害による被害を受けた。家屋は全壊したが、市の費用で解体と撤去をしてもらうことができ、現状は更地。不要なので、行政に引き取ってもらうなどして手放したい。(2019.4)
広島県に母名義の土地がある。母は10年以上前に死亡。昨年の豪雨災害の際に生垣が崩壊し、原状に戻すのに多額の費用がかかった。このような法的義務から将来的に逃れたいが、どうすればよいか。(2019.8)

以上のほか、土砂流出元の土地の所有権が他者にあるのか自分にあるのかが判然としないとするケースや、所有する不動産の権利証を紛失したケースに関する相談もある。

エ 建物の賃貸借

賃貸借契約の目的物である建物が西日本豪雨のために毀損された場合に関して、次のような相談が寄せられている。

- ◆ 賃貸人と賃借人との間で建物の毀損状況の認識に齟齬があり、賃借人は居住可能と考えているが、賃貸人は、当該建物を建て替えること等を理由として、賃借人に対して明渡しを求めているケースにおいて、賃借人が賃貸人の求めに応じることの可否を尋ねる相談や、反対に、賃貸人が賃借人に明渡しに応じてもらうための方法を相談するもの
- ◆ 賃借人が賃貸人の明渡しの求めに応じたことにより、又は建物が使用不能となったとの認識は共通していることから、賃貸人と賃借人との間で明け渡すことの合意は概ねなされているケースにおいて、賃借人が明渡しに伴う敷金返還や原状回復について相談するもの
- ◆ 賃貸借契約の存続を前提として、賃借人が修繕や清掃を行わない賃貸人への対応方法や修繕がなされない間の賃料の支払義務の有無を相談するものや、賃貸人が修繕や清掃に関する対応方法を相談するもの

賃借人及び賃貸人の双方から相談が寄せられている。

また、相談に係る賃貸借契約における建物の使用目的としては、居住用及び事業用のいずれも見られる（賃借人からの相談のうち、事業用建物の賃貸借契約に関する相談事例は、後記「(7) 相談に係る当事者が事業者である相談の内容の傾向」において挙げる。）。

賃借人からの相談は、例えば次のようなものであり、2019年になっても問題が解決せずに相談に及んでいる例が見られる。

❖相談事例❖ 「建物の賃貸借」 賃借人からの相談
自宅アパートが川沿いにある。今回の災害で川の氾濫が起こり、護岸が崩れ、アパートの底地も砂が流れたらしい。ただし、アパート自体は倒壊や浸水はなく、住むことは可能。アパートの修繕のためにアパートから退去することを求められたが、退去のための資金がない。管理会社は、アパートの所有者は費用負担をしないと言う。(2018.7)
今回の豪雨で引越しができなくなってしまった。それに伴って借家の明渡しが遅れて、賃貸人から違約金が発生すると言われた。(2018.7)
賃貸アパートの2階に居住しているが、1階が浸水した。大家から建替えを理由に1か月以内の退去を求められているが、応じる必要はあるか。また、立ち退くこととした場合に、補償は受けられるか。(2018.7)
災害で家に土砂が流入し、住めなくなった。転居する予定だが、敷金はどうなるか。また、原状回復はどうしたらよいか、教えてほしい。(2018.7)
アパートが床下浸水したが、管理会社に清掃等を頼んでも忙しいからと対応してくれない。(2018.8)
母が借家に住んでいたが、被災して1階が水に浸かり、住むことができなくなった。賃貸借契約は終了する方向で話をしているが、貸主が一方的に合意書を作って送ってきた。家財道具を片付けるように求められているが、そこまではできない。貸主が家ごと壊して処分するという話もあったので、貸主に処分してほしい。その旨を合意書に追加したい。(2018.8)
災害の日に借家において床上浸水の被害があり、その直後に不動産管理会社から解除通告をされ、借家から出ていくように言われた。そこで、新しい物件を契約したところ、その後になって、あなたは出ていかななくてもよいとの連絡を受けた。結局二重契約の状態となっている。(2018.9)。
大家が修繕をしてくれず困っている。2階建てであるが、災害の影響で1階部分と駐車場が十分に使えていない。大家は修繕する義務があるのではないか。また、賃料の全額をこのまま支払い続けなければならないのか。(2019.9)

賃貸人からの相談には例えば次のようなものがあり、西日本豪雨のために差し迫った状況に置かれた賃貸人の事情がうかがえる。賃貸人からの相談は全て、2018年8月までに寄せられている。

❖相談事例❖ 「建物の賃貸借」 賃貸人からの相談
賃貸に出している戸建てが床上浸水した。この家は元々県の調査で傾いていたので借主に退去をお願いしていたが、借主は高齢の夫婦のため断られていた。今回の災害で、ますます退去してほしいと思っている。退去してもらう

まで家賃をもらわなければ、賃貸人又は所有者としての責任は負わなくてもよくなるか。(2018.7)
アパートを経営しているが、住人の1人と連絡がつかない。その住人の部屋のベランダの土砂を撤去したいが、どうすればよいか。撤去しないと排水溝が詰まるおそれがある。郵便物を取りに戻っている様子はある。(2018.7)
所有しているテナント物件が天井まで浸水したところ、テナントがこちらに無断で、賃貸区画以外の部分の修繕工事の請負契約をしてしまい、その代金約1000万円の請求が来ている。払う義務はあるか。また、火災保険の保険金が2000万円出ることになるが、テナントはその保険金を全部修繕に使えと言ってくる。(2018.8)
アパートを所有し、数世帯が入居しているが、豪雨により1階が浸水。復旧困難なので、12月までの賃料を免除するから12月以降は立ち退いてもらいたいと賃借人に伝えたところ、他の世帯はすんなり応じたが、1世帯は拒否している。どうすればよいか。(2018.8)

オ その他の契約問題

〔類型数ベース：n=573〕

西日本豪雨が発生するよりも前に締結した契約に関する相談が45.8%、西日本豪雨の後に締結した契約に関する相談が54.2%である。

(ア) 発災前に締結した契約

様々な種類の契約に関して相談が寄せられているが、次のような相談が比較的に目立つ。

- ◆ 西日本豪雨のために結婚式や結婚披露宴、宴席、宿泊を予定どおり実施することが困難となったケースにおいて、式場や会場、ホテルに対してキャンセル料を支払う義務の存否を尋ねるもの（いずれも利用者側からの相談）
 - ◆ 寄託し、若しくは寄託を受けていた物又は代車として使用していた自動車に西日本豪雨のために毀損されたケースにおいて、その損害の賠償責任の所在や対応方法を尋ねるもの
- 後者の相談はいずれも福山市を被災地域とする相談である。
- 請負契約や売買契約等の危険負担に関する相談は寄せられていない。

(イ) 発災後に締結した契約

発災後に締結した契約についても様々な種類の契約に関して相談が寄せられているが、比較的に目立つのは、次の契約に関する相談である。

- ◆ 西日本豪雨のために毀損された自宅建物の修繕工事請負契約

- ◆ 西日本豪雨のために被害を受け、又は将来の災害により被害を受けるおそれのある土地の売買契約

カ 既往の借入金

〔類型数ベース：n=61〕

住宅ローンに関する相談が50.8%と最も多くの割合を占める。

住宅ローンに関する相談はいずれも、西日本豪雨のために自宅建物が毀損されたことからその建替え又は修繕をしなければならないところ、当該建物に関しては西日本豪雨以前に組んだ住宅ローンに係る借入金が残っており、そのために、今後、その返済や建替え又は修繕（リフォーム）のための資金の調達が困難であるというケースに関するものである。

その上で、どうしたらよいか、なんとかならないかと漠然と尋ねる相談もあれば、相談者自ら被災ローン減免制度に言及する相談もある。

自動車ローンに関する相談もある（11.5%）が、そのほぼ全てが住宅ローンと併せて相談するものである。

債務者側からの相談	借入金自体に関する相談 (91.8%)	住宅ローン	50.8%
		自動車ローン	11.5%
		事業資金	9.8%
		その他の借入金	11.5%
		債務種別不明	8.2%
	被災ローン減免制度の手続に関する相談		8.2%
金融機関の担当者からの相談			0.0%

また、相談者が金融機関の担当者に対して被災ローン減免制度を利用する意向を述べたところ、当該担当者が手続を理解していないようで曖昧な対応をされた、あるいは「被災ローン減免制度を利用すると財産がほぼなくなるが、その覚悟はあるか。」と言われた、といった相談もある。

キ 土地の賃貸借

賃貸人及び賃借人の双方から相談が寄せられているが、ほとんどが賃借人からの相談であり、次のような相談が多い。

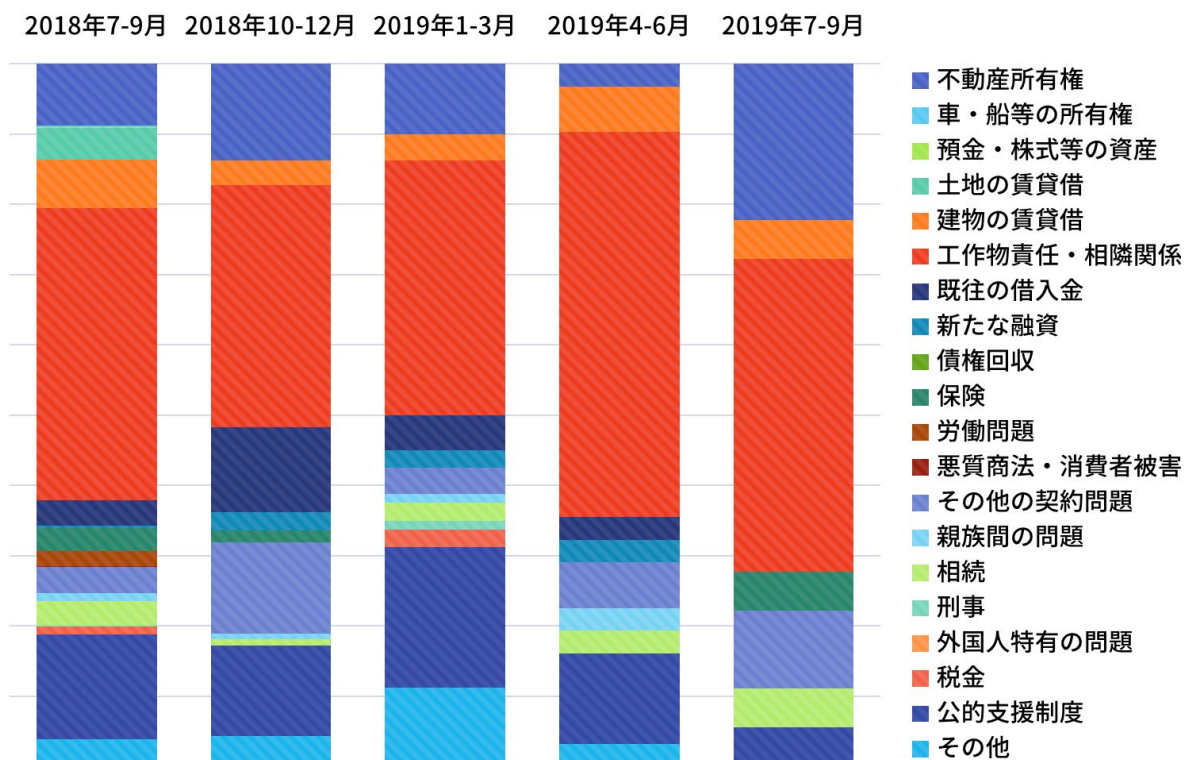
- ◆ 建物所有又は駐車場としての使用を目的として賃借する土地に西日本豪雨のために土砂が流入したケースにおいて、土砂の撤去その他当該土地を使用に適する状態に回復する義務の所在や、賃料の支払義務の有無、賃貸借契約の終了に関する対応について相談するもの

ほかに、次のような相談もある。

- ◆ 賃借する土地に今後崩落のおそれがあるケースにおいて、賃貸人への対応方法を相談するもの
- ◆ 賃借する土地が西日本豪雨のために崩落してその土砂が他者所有地に流入したケースにおいて、これに対応すべき義務が賃借人にあるかを尋ねるもの

(3) 相談内容の傾向の3か月ごとの推移

広島県を被災地域とする相談の内容について、その3か月ごとの傾向を見ると、次のとおりである。



2018 年		2019 年			
7-9 月 〔n=981〕	10-12 月 〔n=116〕	1-3 月 〔n=80〕	4-6 月 〔n=31〕	7-9 月 〔n=18〕	
8.8%	13.8%	10.0%	3.2%	22.2%	不動産所有権
0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	車・船等の所有権
0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	預金・株式等の資産
4.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	土地の賃貸借
6.8%	3.4%	3.8%	6.5%	5.6%	建物の賃貸借
41.6%	34.5%	36.3%	54.8%	44.4%	工作物責任・相隣関係
3.7%	12.1%	5.0%	3.2%	0.0%	既往の借入金
0.3%	2.6%	2.5%	3.2%	0.0%	新たな融資
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	債権回収
3.3%	1.7%	0.0%	0.0%	5.6%	保険
2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	労働問題
0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	悪質商法・消費者被害
3.8%	12.9%	3.8%	6.5%	11.1%	その他の契約問題
1.1%	0.9%	1.3%	3.2%	0.0%	親族間の問題
3.5%	0.9%	2.5%	3.2%	5.6%	相続
0.1%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	刑事
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	外国人特有の問題
1.2%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	税金
14.9%	12.9%	20.0%	12.9%	5.6%	公的支援制度
3.9%	4.3%	11.3%	3.2%	0.0%	その他

本集計及び分析の対象とした期間を通じて、工作物責任・相隣関係に関する相談が常に最も多くの割合を占めている。

その余の種類の相談は、時期によって全体に占める割合に増減が見られる。ただし、時間の経過に伴って西日本豪雨に関連する相談全体の件数が減少していることに留意する必要がある。

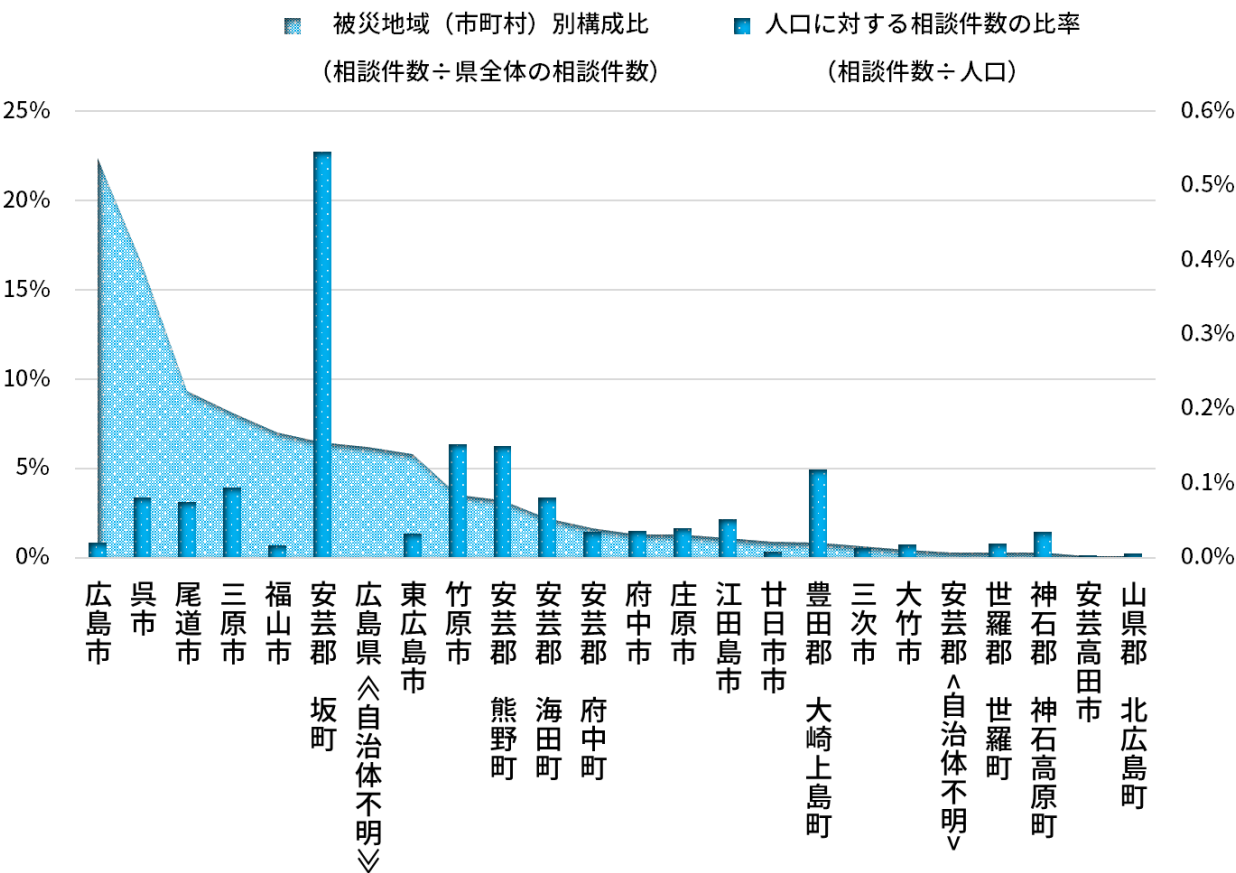
また、建物の賃貸借に関する相談が、本集計及び分析の対象とした期間を通じて常に一定割合寄せられているのに対し、土地の賃貸借に関する相談は、最初の3か月間にのみ寄せられ、その後は寄せられていない。

(4) 被災地域による集計及び分析

ア 相談の被災地域別構成比及び人口に対する相談件数の比率

(ア) 広島県を被災地域とする相談〔n=1,054〕

山県郡安芸太田町を除く全ての市町を被災地域として相談が寄せられており、被災地域が広島県のほぼ全域にわたっていることがうかがえる。



	被災地域（市町村）別構成比 (相談件数÷県全体の相談件数)	人口に対する相談件数の比率 (相談件数÷人口)
広島市	22.0%	0.019%
呉市	16.3%	0.078%
尾道市	9.5%	0.075%
三原市	8.3%	0.094%
福山市	7.1%	0.016%
安芸郡 坂町	6.5%	0.530%
広島県 <自治体不明>	6.1%	—
東広島市	5.7%	0.031%
竹原市	3.6%	0.153%
安芸郡 熊野町	3.3%	0.150%
安芸郡 海田町	2.3%	0.082%
安芸郡 府中町	1.6%	0.033%
府中市	1.3%	0.036%
庄原市	1.3%	0.040%
江田島市	1.1%	0.053%
廿日市市	0.9%	0.009%
豊田郡 大崎上島町	0.9%	0.119%
三次市	0.7%	0.014%
大竹市	0.5%	0.018%
安芸郡 <自治体不明>	0.3%	—
世羅郡 世羅町	0.3%	0.019%
神石郡 神石高原町	0.3%	0.035%
安芸高田市	0.1%	0.004%
山県郡 北広島町	0.1%	0.005%
山県郡 安芸太田町	0.0%	0.000%
山県郡 <自治体不明>	0.0%	—

被災地域（市町）ごとにその相談件数が広島県全体の相談件数に占める割合（面グラフ）を見ると、割合が高い順に、広島市（22.0%）、呉市（16.3%）、尾道市（9.5%）、三原市（8.3%）、福山市（7.1%）、坂町（6.5%）となる。

他方、被災地域（市町）ごとに、その人口に対する相談件数の比率（棒グラフ）を見ると、これは坂町が際立って高い（0.530%）。その次にこの比率が高いのは、竹原市（0.153%）、熊野町（0.150%）、大崎上島町（0.119%）である。これらに、三原市（0.094%）、海田町（0.082%）、呉市（0.078%）、尾道市（0.075%）、江田島市（0.053%）が続く。

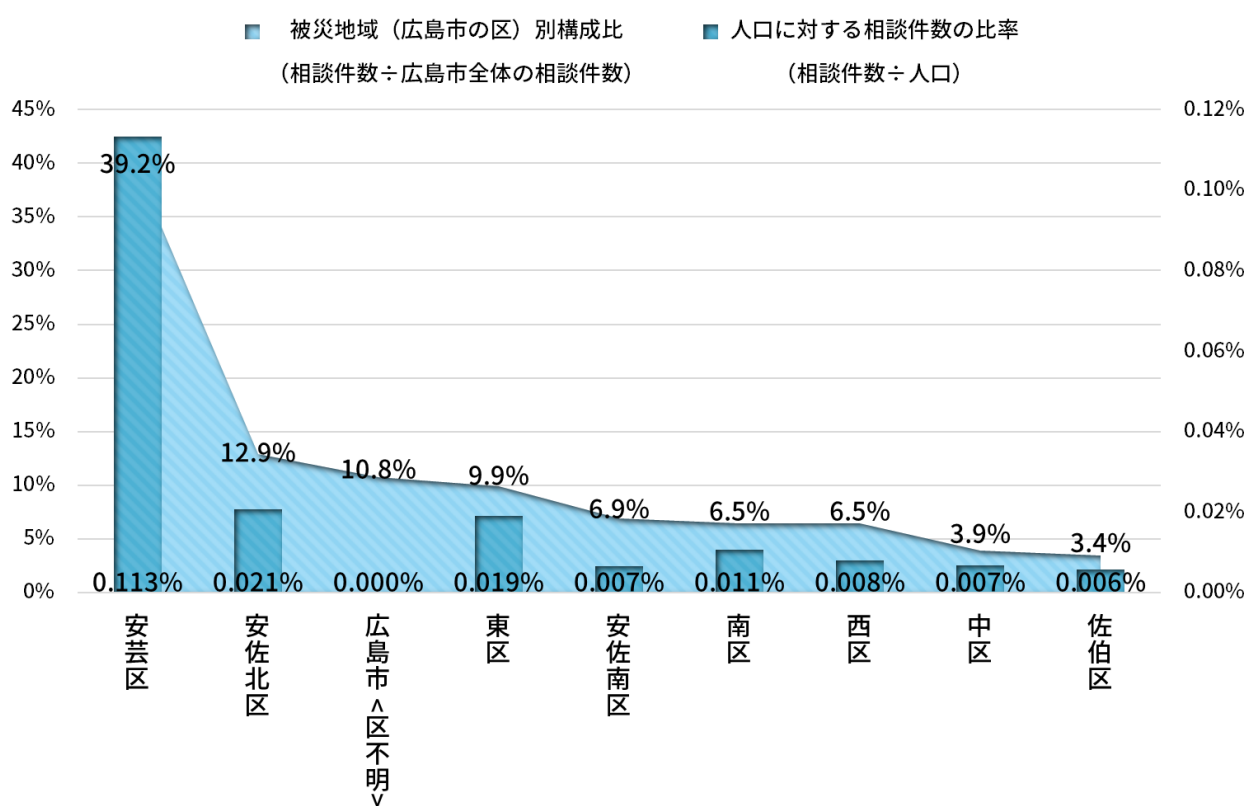
これらの数値には、広島県における西日本豪雨による被害の状況（前記第3.1(2)）が反映されているものと考えられる。

ただし、例えば東広島市を被災地域とする相談の件数は、これが広島県全体の相談件数に占める割合は5.7%、同市の人口に対する比率は0.031%であるところ、これは、同市の被害状況に照らすと、他の市町に比べて少なく、同市の被害規模を必ずしも反映していないように思われる。

広域災害においては、地域によって、マスメディアの報道や支援者による支援情報の伝達に濃淡が生じ、これが無料相談に関する情報その他の支援情報の周知の程度に影響することもあるから、上記の傾向が相談ニーズの多寡を十分に反映していない可能性にも留意する必要がある。

(イ) 広島市を被災地域とする相談〔n=232〕

広島市を被災地域とする相談について、広島市の行政区別の構成比及び行政区ごとの人口に対する相談件数の比率を見ると、次のとおりである。

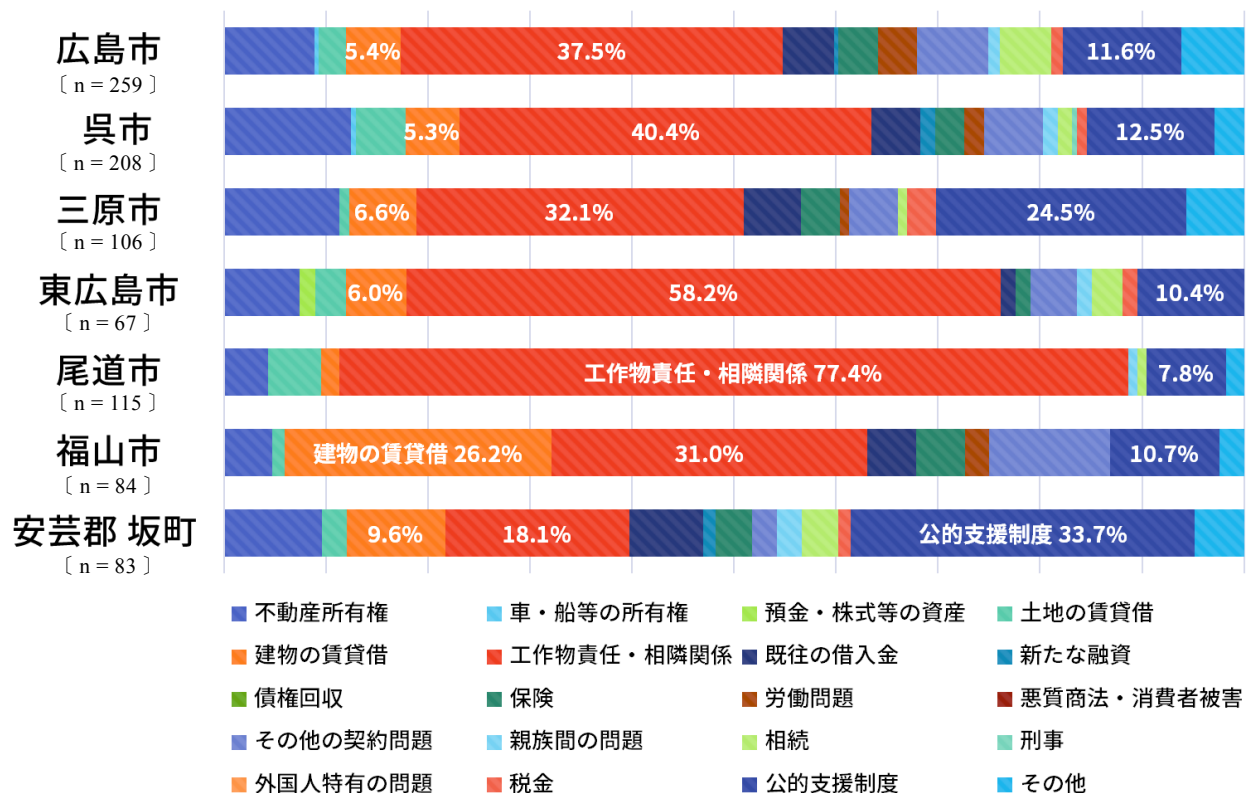


安芸区を被災地域とする相談は、その件数が広島市全体の相談件数に占める割合は37.6%、同区の人口に対する相談件数の比率は0.113%であり、いずれの数値も他の行政区に比べてひととき高い。

イ 被災地域ごとの相談内容の傾向

(ア) 広島県を被災地域とする相談

広島県の各被災地域(市町)における相談内容の傾向を比較したものが、次のグラフである(類型数ベース)。



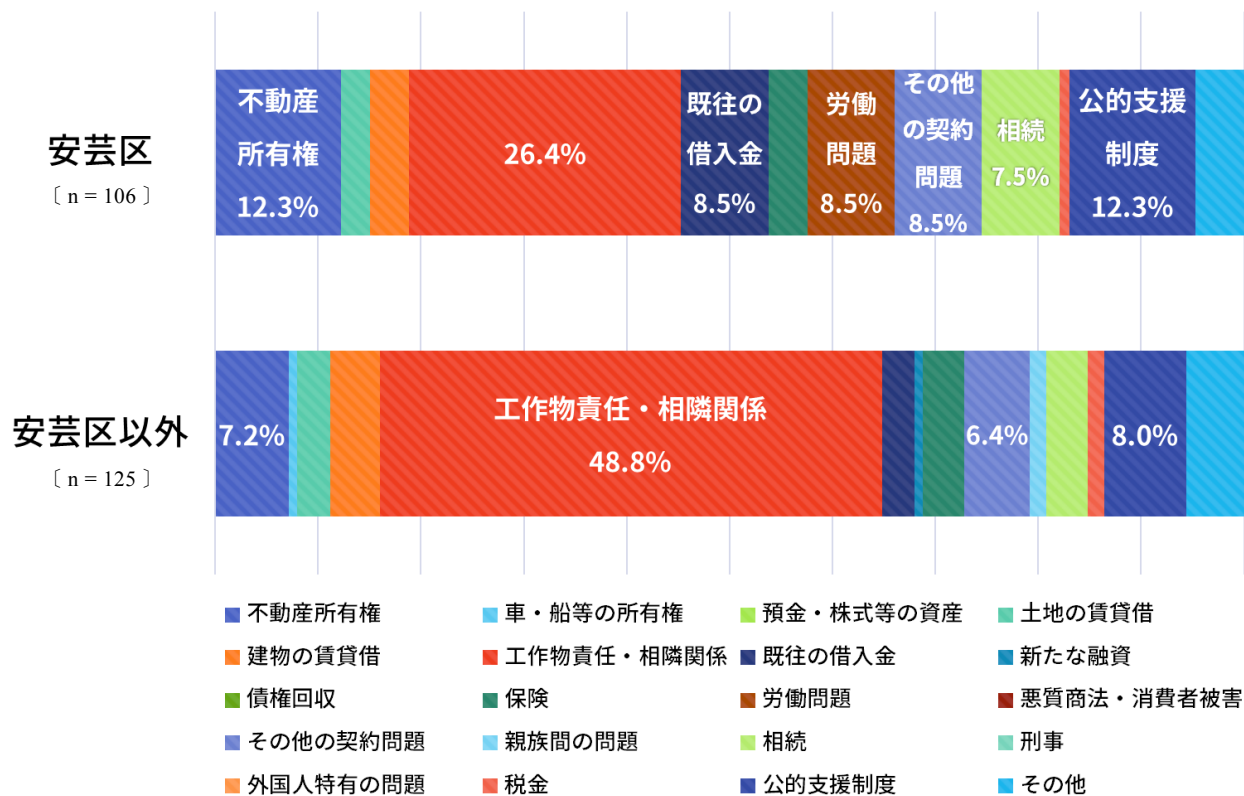
広島市、呉市及び三原市の傾向は、全体の傾向と概ね同様である。

これに対し、尾道市は、工作物責任・相隣関係に関する相談が圧倒的に大きな割合を占め、東広島市もこの相談がひとときわ多い。

また、福山市では建物の賃貸借に関する相談、坂町では公的支援制度に関する相談がそれぞれ目立って多いことが特徴的である。

(イ) 広島市を被災地域とする相談

広島市の各被災地域（行政区）における相談内容の傾向を比較したものが、次のグラフである（類型数ベース）。

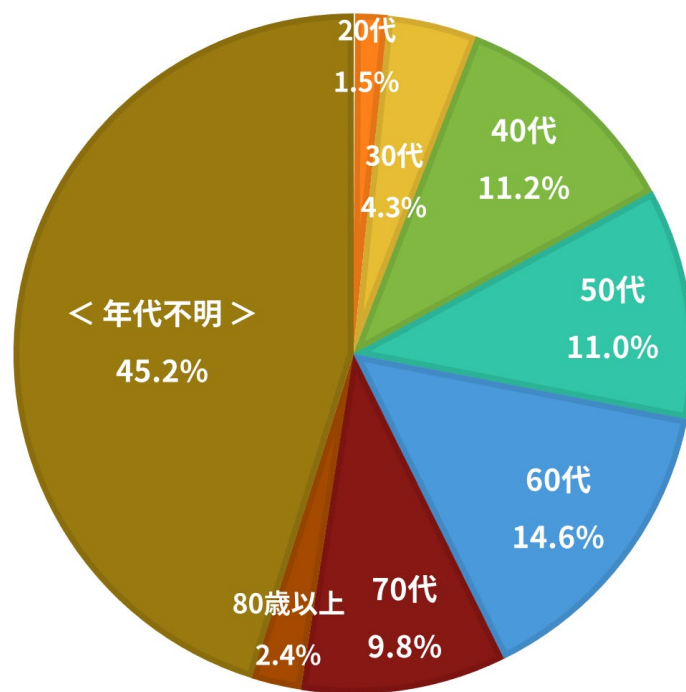


安芸区では、広島市の他の行政区に比べ、工作物責任・相隣関係に関する相談が少ない一方、不動産所有権に関する相談、既往の借入金に関する相談及び公的支援制度に関する相談が多く、多様な相談が寄せられている。

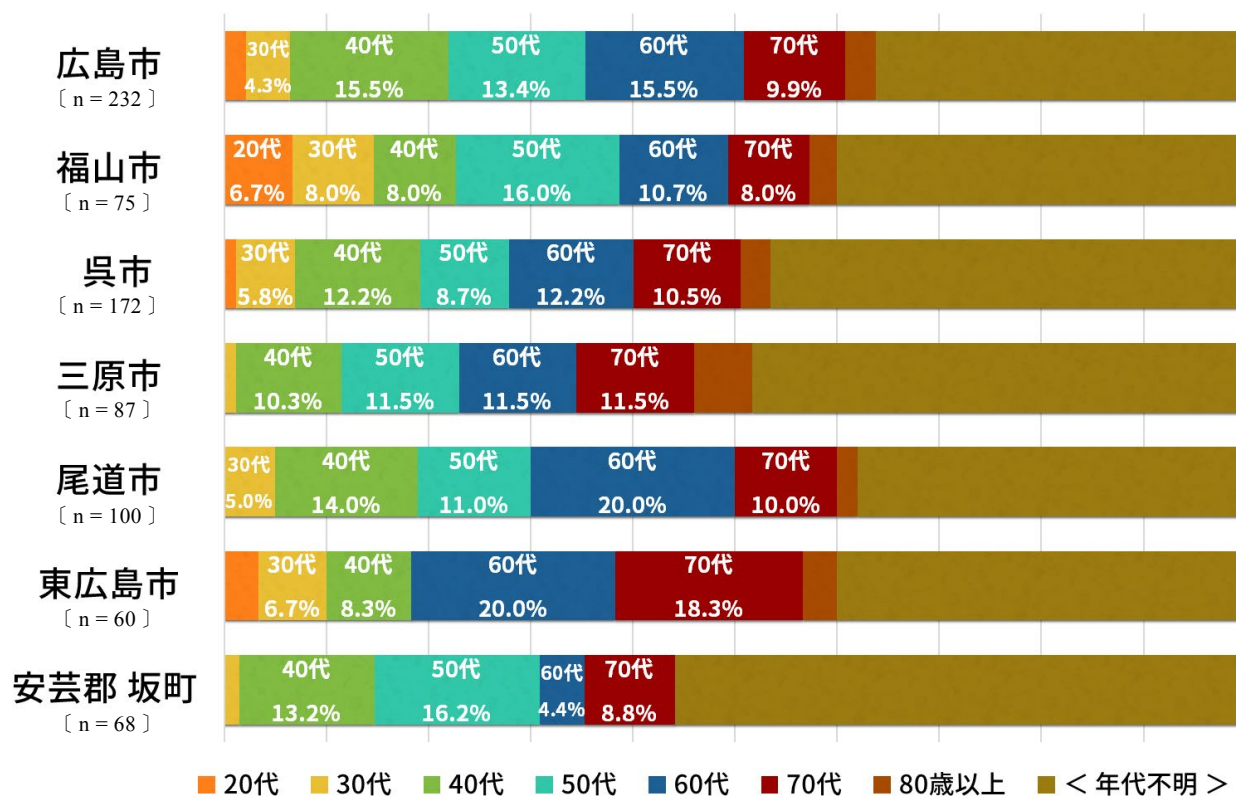
(5) 年代による集計及び分析

ア 年代別構成比

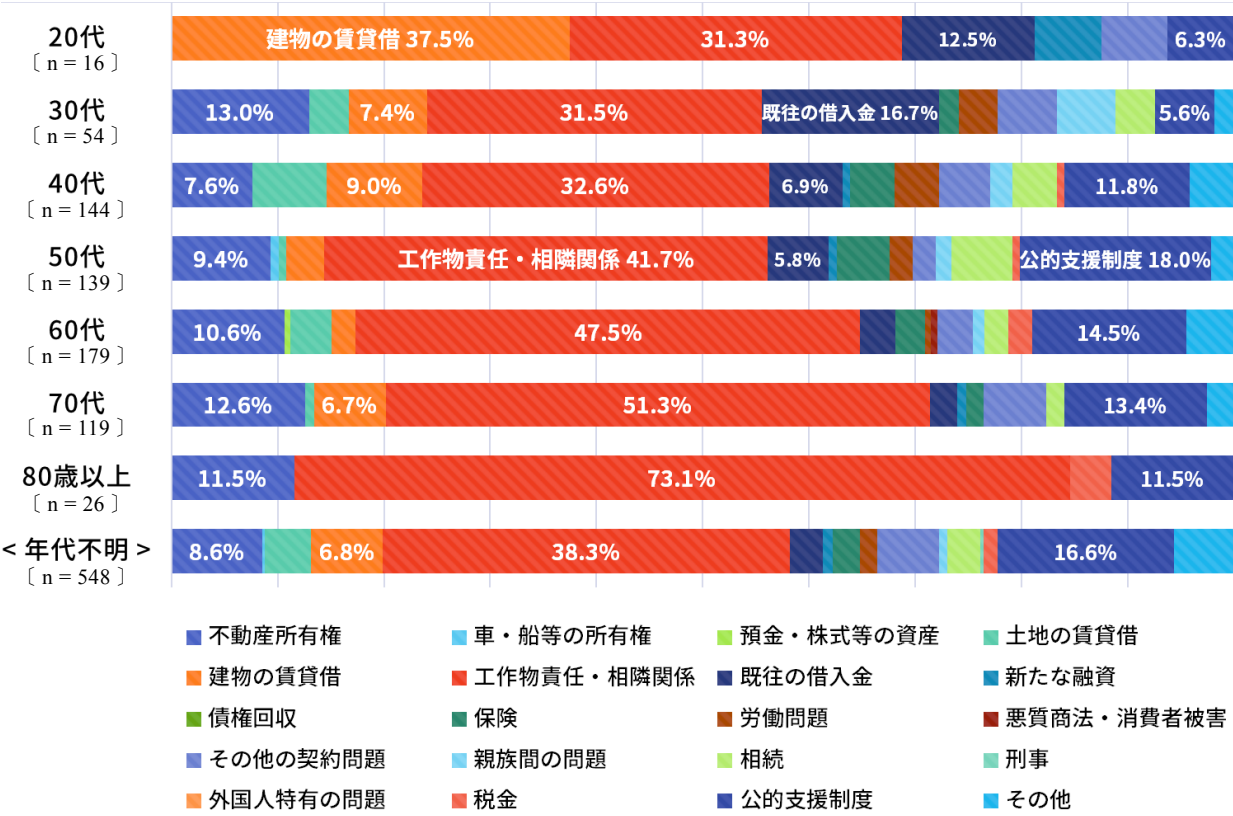
(ア) 広島県を被災地域とする相談の年代別構成比〔n=1,054〕



(イ) 広島県の各被災地域（市町）の相談の年代別構成比



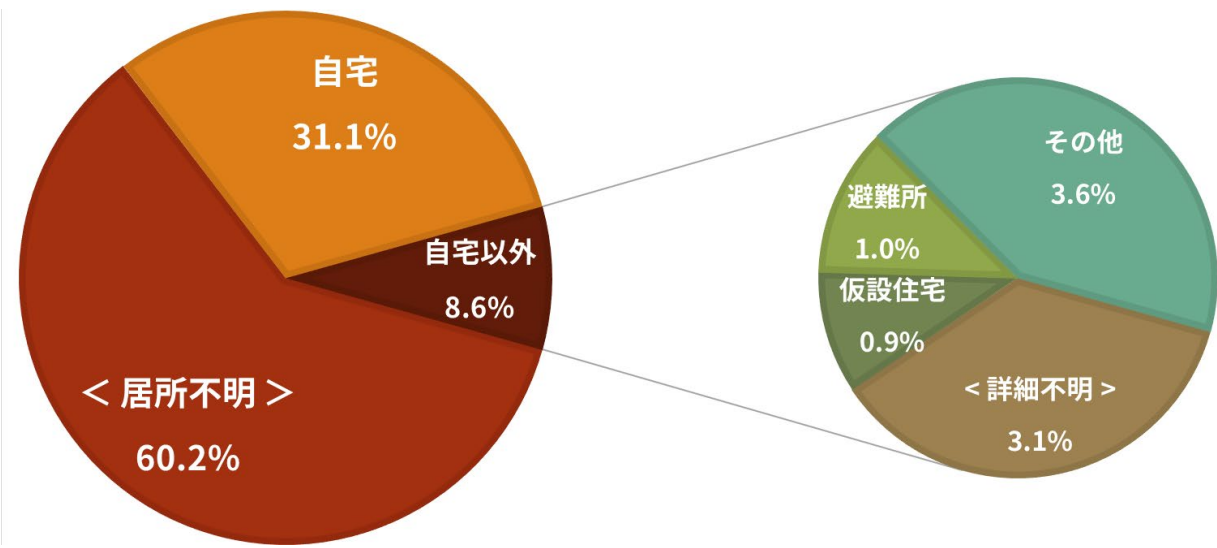
イ 年代ごとの相談内容の傾向



(6) 相談時の居所ごとの相談内容の傾向

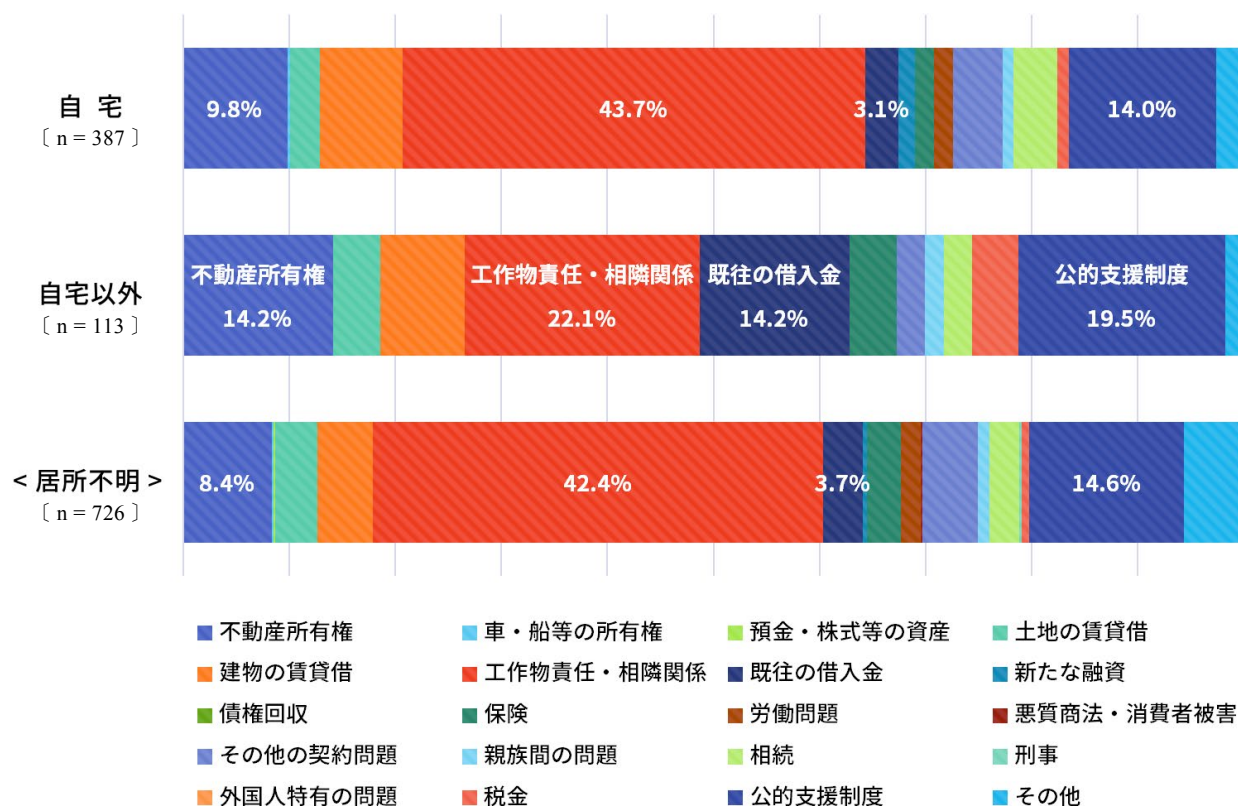
ア 相談時の居所別構成比

[n = 1,054]



前頁のグラフは広島県を被災地域とする相談全体に係る相談時の居所別構成比を示したものであるところ、広島県の各市町を被災地域とする相談に係る居所別構成比も、全体の居所別構成比と大きく相違するものではない。

イ 相談時の居所ごとの相談内容の傾向



(7) 相談に係る当事者が事業者である相談の内容の傾向

上記(1) - (6)の集計及び分析は、広島県を被災地域とする相談について、相談に係る当事者が事業者であるか否かを区別せずに行ったものであるが、相談票の「相談内容の概要」欄、「助言内容の要旨」欄及び「事業種別」欄の各記載の全部又は一部により、相談に係る当事者が事業者であることを判別することができる相談もある。

これらの相談について、その当事者の事業種別を見ると、営農者が59.6%、営農者以外の事業者が40.4%という構成である。

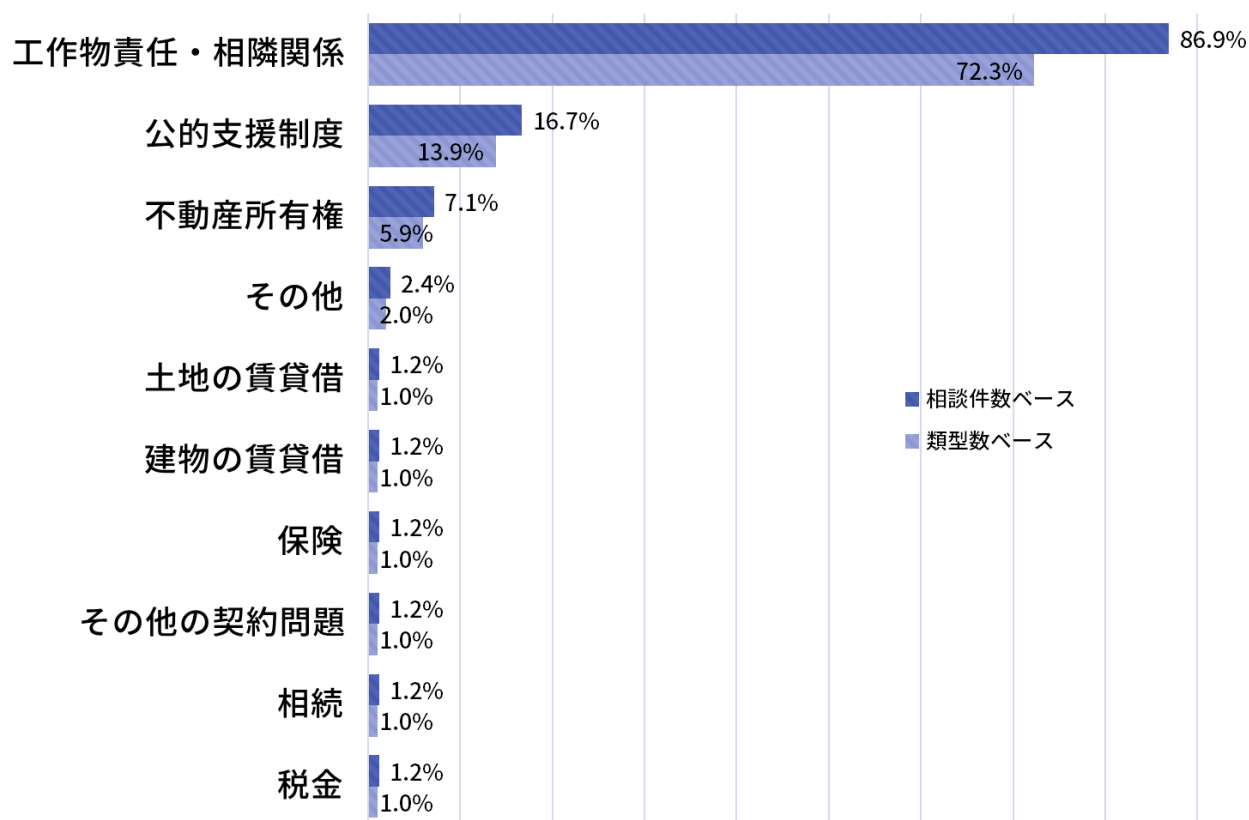
それぞれの相談について、その内容の傾向は、次のとおりである。

ア 営農者が当事者である相談

〔n=84〕

大多数が工作物責任・相隣関係に関する相談である。

そして、工作物責任・相隣関係に関する相談のほとんどが、自己所有の田若しくは畑に他者所有地から土砂等が流入したことにに関する相談、又は自己所有の田若しくは畑から他者所有地に土砂が流出したことにに関する相談である。これらの土砂の撤去に関連して公的支援制度について併せて相談するものもある。



土砂の流入等により被害を受けた営農者の相談は、例えば次のようなものである。

❖相談事例❖ 営農者〔工作物責任・相隣関係〕被害側
自分が所有している畑に隣地から土砂が流れてきた。隣地は空き地になっていた。畑が使えなくなってしまった。隣地の所有者はなかなか動いてくれない。(2018.7)
上流の川が決壊して、他人の家に土砂が流入して全壊し、その家から自分の田んぼに家具とか電化製品が流入している。(2018.7)
みかん畑に、上の廃園になった山から土砂が入ってきた。まだ土砂が残っている。石垣が崩れ、今後みかん畑として使い続けられそうにない。誰かに損害を賠償してもらえないか。(2018.7)

所有する田に隣の工場から油が流入して、田がダメになった。隣は弁護士を立て、豪雨災害によるものなので責任なしと言う。しかし、油の流入は以前もあった。周囲の他の工場からの油の流入はない。相手に責任はないのか。(2018.8)
自分の土地の畑に他のみかん畑の土砂が流入してきた。どこの土地の土砂であるかは不明。土砂の撤去を要請したい。また、工作物の損害賠償請求をしたい。(2018.8)
上の畑から土砂が流れ、みかん園に被害発生。上の人に言ったら、その上からも土砂が流れていた。誰に言えばよいか。(2018.8)
農地に隣地の山から土砂や岩石が流入してきて、農地が使用できない。撤去を行政にしてもらえないか。また、隣地所有者との交渉の方法や、宅地と農地の取扱いの差等も教えてほしい。(2018.8)
とうもろこし等を栽培していたが、豪雨で上の県道が崩れ、作物の6割がダメになった。県に相談に行くと「不可抗力」として、損害賠償できないと言われた。県道に隣接してある私道部分はきちんとブロックがあった関係で、そこからの流入はなかった。損害賠償してもらえないのか。(2018.8)
平成30年7月の大雨で裏の山が崩れた。田んぼや畑に被害が出た。土砂の撤去や農地の復旧をどのように進めればよいか。(2018.8)
床上浸水があり、家にあった農機具が浸水し、修理が必要になった。市に修理代の補償を請求したが応じてくれない。補償はしてくれないのか？自分は、今回の災害はダムの管理が不十分であったことによる人災だと思っている。(2018.10)
上が畑、真ん中に自分の畑、下は民家で、上から崩れたが、上の人が動いてくれない。上的人是に弁護士に委任したが、何も進まない。(2019.1)
去年の豪雨により隣地の土砂が流出して自己の所有地の田が埋まっている。(2019.6)

自身の所有する農地から土砂が流出した側の営農者の相談は、例えば次のようなものである。

❖相談事例❖ 営農者〔工作物責任・相隣関係〕 加害側
所有する段々畑の階段が崩れて、他人の家屋に土砂が流入した。その家屋の所有者から、速やかに土砂を撤去の上、生活補償をするよう、何度も電話で要求されている。ただ、その家は空家であった可能性があり、その人は別の場所に住んでいる。(2018.7)
畑が土砂崩れを起こし、下の民家に流出した。自治体による土砂の撤去や撤去費用の援助は、自治体により異なるのか。他の市では自治体による撤去がなされているが、自分の住む市では対象外である。また、今後土砂崩れを起こさないようにするための工事を考えているが、何か自治体による援助はあるか。(2018.7)
段々畑の上段の所有者だが、下段の人に対してどのような責任を負うか。壊れた段々畑の復旧の補助金申請の期限が迫っているが、行ったほうがよいか。下段の人は農業をやめている。石垣の所有権がどちらに属するのか、共有なのかは、よくわからない。(2018.8)
父の畑が災害で崩れて下の家の土地に土砂が流入し、更にがけが崩れかけて

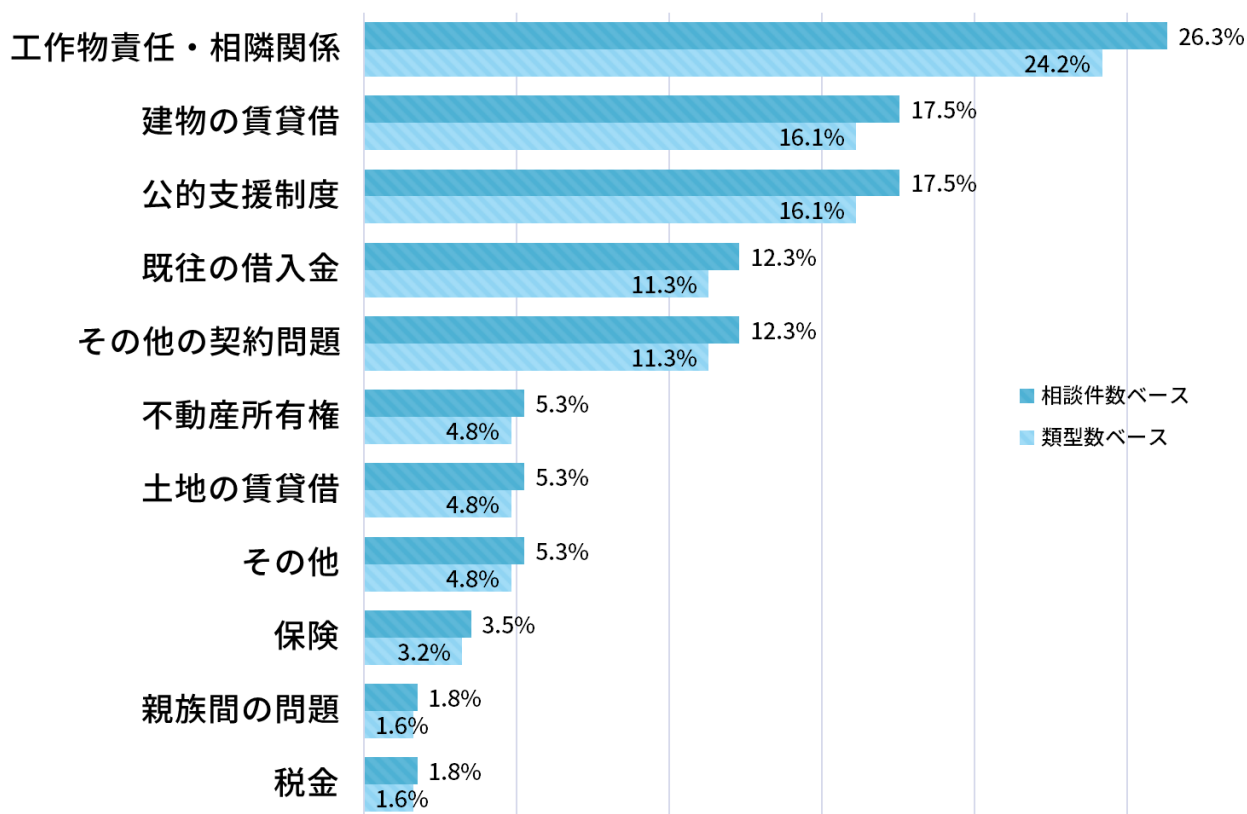
いる。予防する義務が当方にあるか。また、土砂撤去に関する市の担当課が知りたい。(2018.8)
今回の災害で所有する農地が下の土地に流れた。幸い大きな被害はなかったが、今後、大きな災害があったときに心配。所有農地の上流には水はけに問題を抱えている土地もあるので、何とかしてもらいたい。どういう場合に自分が責任を負うことになるか。(2018.8)
父の畑が平成30年7月の大雨で崩れ、隣地の畑に土砂が流れ込んだ。土砂を撤去する責任はあるのか。(2019.4)

イ 営農者以外の事業者が当事者である相談

〔n=57〕

工作物責任・相隣関係に関する相談が全体の約4分の1であり、最も多くの割合を占めるが、建物の賃貸借に関する相談や公的支援制度に関する相談、既往の借入金に関する相談、その他の契約問題に関する相談も相当割合を占めている。もっとも、工作物責任・相隣関係に関する相談や建物の賃貸借に関する相談については、その内容は事業者特有のものではなく、事業者でない当事者の相談内容と共通する。

また、既往の借入金に関する相談の中には、西日本豪雨の影響により廃業し、又は廃業を決意したケースに関する相談も複数件寄せられている。



例えば次のような相談が寄せられている。

(7) 工作物責任・相隣関係に関する相談

❖相談事例❖ 営農者以外の事業者〔工作物責任・相隣関係〕
隣家の裏山（段々畑状）が崩れて、自宅兼店舗に流入した。現在も休業中。自分の裏山は、木を伐採したりしてきちんと管理していて崩れていない。隣家には過去何回も、危ないので管理してほしいと言っていたが、動いてもらえなかった。このような経緯があるので、予想外の降雨だったということでは納得いかない。(2018.7)
会社所有の山が今回の災害で一部崩れ、近隣の道路や公園に土砂が落ちてしまった。道路や公園自体は市が復旧してくれたが、今、住民から、今後再び土砂崩れが起きないように何とか対応してくれと強く言われている。市にも相談したが、市としては土砂災害防止の対応はできないと言われた。(2018.7)

(4) 建物の賃貸借に関する相談

❖相談事例❖ 営農者以外の事業者〔建物の賃貸借〕
豪雨のため、飲食店経営のために借りた物件に雨漏りが生じ、内装業者による内装工事が遅れる。また、トイレ等、水回りを使えないことが明らかになった。営業ができないので賃貸借契約を解除したいが、解除できるか。(2018.7)
事務所と倉庫を借りている。マンホールの蓋が豪雨により壊れ、現在はビニールで蓋をしている。大家に修理するよう言っても、してくれない。退去も求められている。(2018.7)
飲食店を経営。床上浸水。店舗の復旧のために金融機関からは猶予はもらっている。しかし、賃貸人は、営業ができない7月と8月の家賃を支払えと言ってきている。(2018.8)
観光客相手にお店をやっている。しかしインフラ等が回復せず売上がないが、賃料は支払わなければならないか。(2018.8)
被災した。店舗を借りていて、家主から出ていけと言われているが、出ていく必要があるのか。また、家賃を全額支払う必要があるのか。(2018.8)
飲食店を経営。店舗は賃借している。7月の災害で裏山が崩れ、土砂流入により建物が一部損壊。土砂が大量で、ボランティア等にも撤去を手伝ってもらっているが、まだ完了はしていない。土砂撤去の責任は誰にあるか。公費撤去の申請は既にしている。また、借家の損害は誰に請求すべきか。(2018.10)

(5) 公的支援制度に関する相談

❖相談事例❖ 営農者以外の事業者〔公的支援制度〕
自宅があるのとは別の自治体で個人事業を営んでいたが、その町の建物が被害を受けた。この場合、罹災証明は発行してもらえるのか。(2018.7)
経営する会社の工場が被災し、操業が停止している。今後の事業継続については、現時点では何とも言えない。従業員の給料の支払も難しくなって

いる。支援制度はないか。(2018.7)
商業ビルを有している（貸店舗募集中で空家状態だった。）。一帯が土砂で埋まり、ビルも土砂に埋まっているが、商業ビルのため土砂の撤去してもらえない。何か対応方法はないか。(2018.8)
半壊認定の建物で飲食店を個人で営業していた。災害に関する支援金の適用対象にならないのか。(2018.9)
経営するペンションの裏手の土地が土砂崩れにより削り取られた。何か補償してもらえないのか。(2019.1)

(4) 西日本豪雨の影響により廃業したケースに関する相談

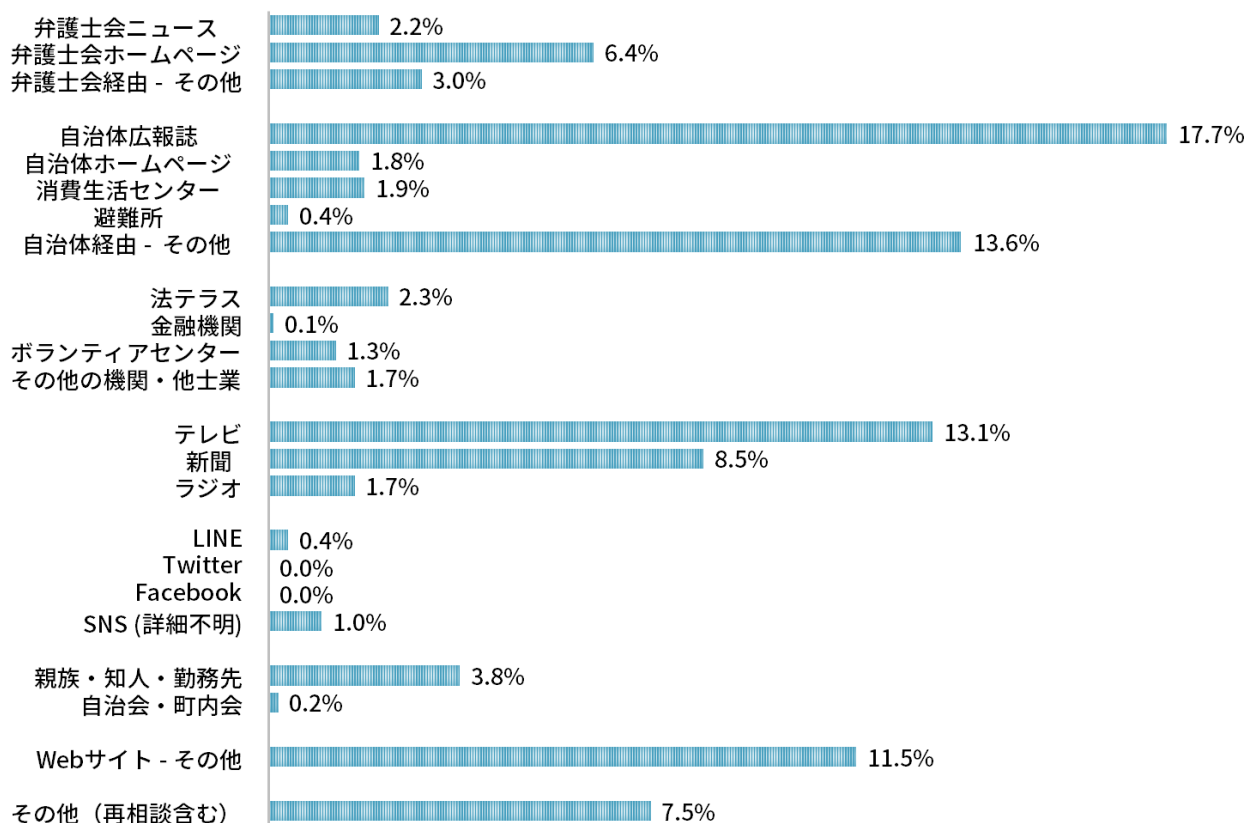
❖相談事例❖ 営農者以外の事業者〔廃業したケース〕
災害の関係でお客が減り、経営していた食堂を閉めた。リース料等、数百万円の負債があるが、払えそうにない。自己破産希望。(2018.10)
豪雨災害のため、経営していた法人が倒産。その連帯保証人として債務超過。(2019.1)

(8) 相談者が本無料相談を知った経緯について

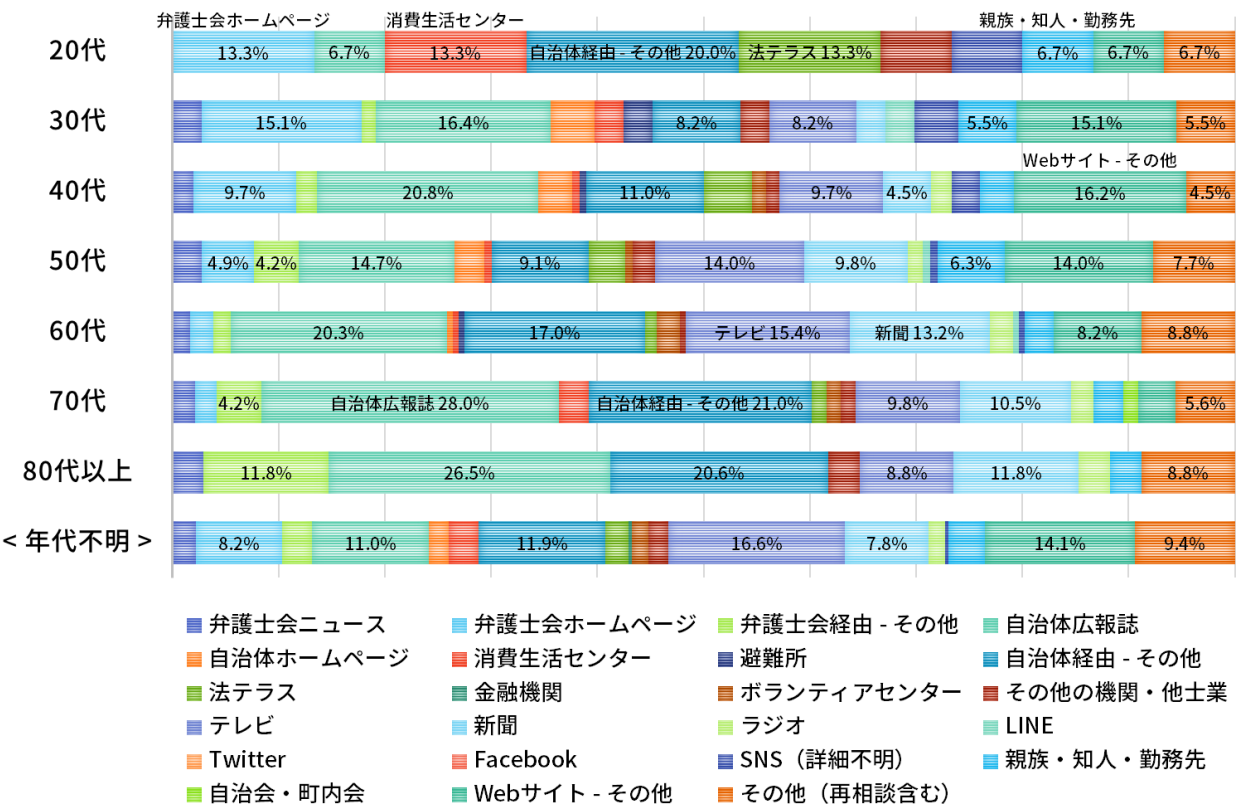
ア 全体の傾向

〔n = 1,095〕

相談者が本無料相談を知った経緯の傾向は、次のとおりである。



イ 相談者が本無料相談を知った経緯の年代ごとの傾向



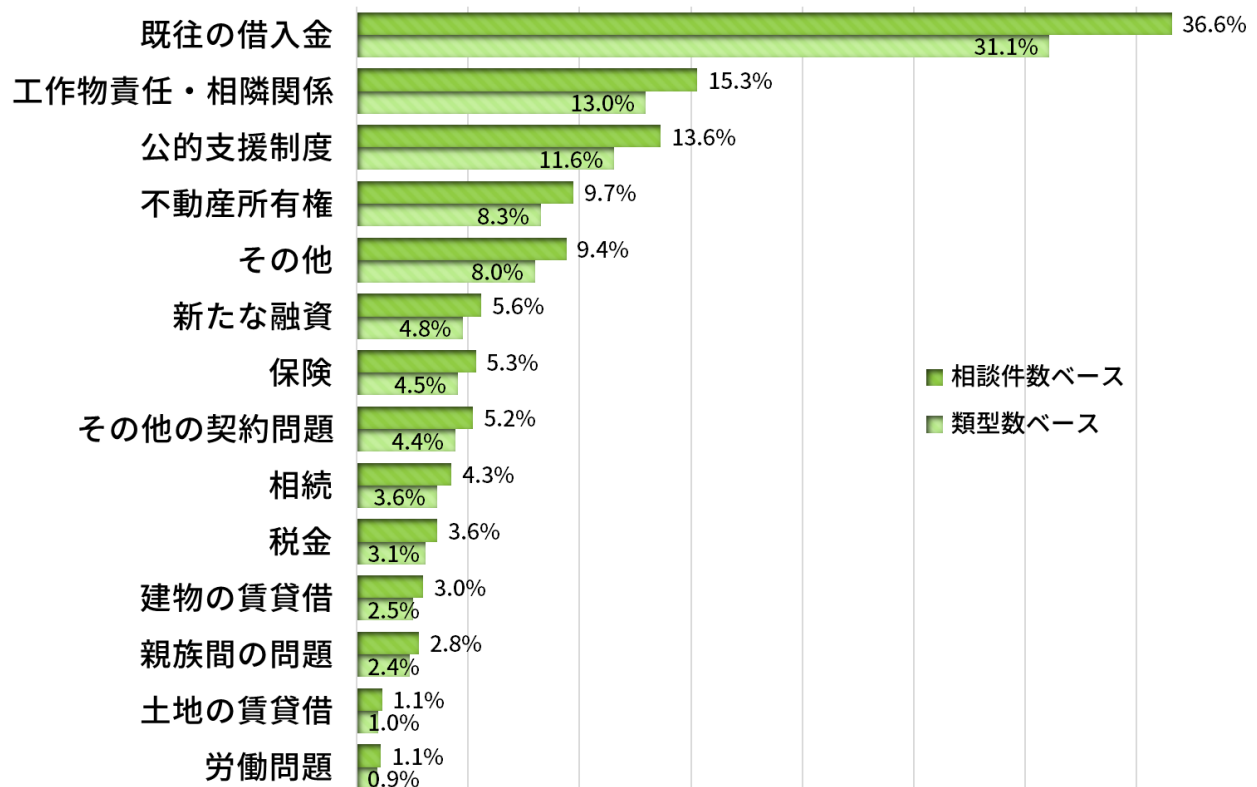
2 岡山県

- ✚ 岡山県を被災地域とする相談では、既往の借入金（発災前に貸付けを受けた金員に係る残債務）に関する相談が、際立って多くの割合を占めている。次に多いのは工作物責任・相隣関係に関する相談及び公的支援制度に関する相談であり、これらに不動産所有権に関する相談が続く。
- ✚ 被災地域を見ると、倉敷市を被災地とする相談ニーズが突出して高い。
- ✚ 相談に係る当事者が事業者であることを判別することができる相談の内容の傾向は、上記全体の相談内容の傾向と同じく、既往の借入金に関する相談が最も多くの割合を占め、これに、工作物責任・相隣関係に関する相談及び公的支援制度に関する相談が続く。
- ✚ アルミ工場爆発事故に関する相談の中で最も多いものは、当該事故により被った損害の賠償に関する相談である。

(1) 全体の相談内容の傾向

〔相談件数ベース：n=1,571／類型数ベース：n=1,850〕

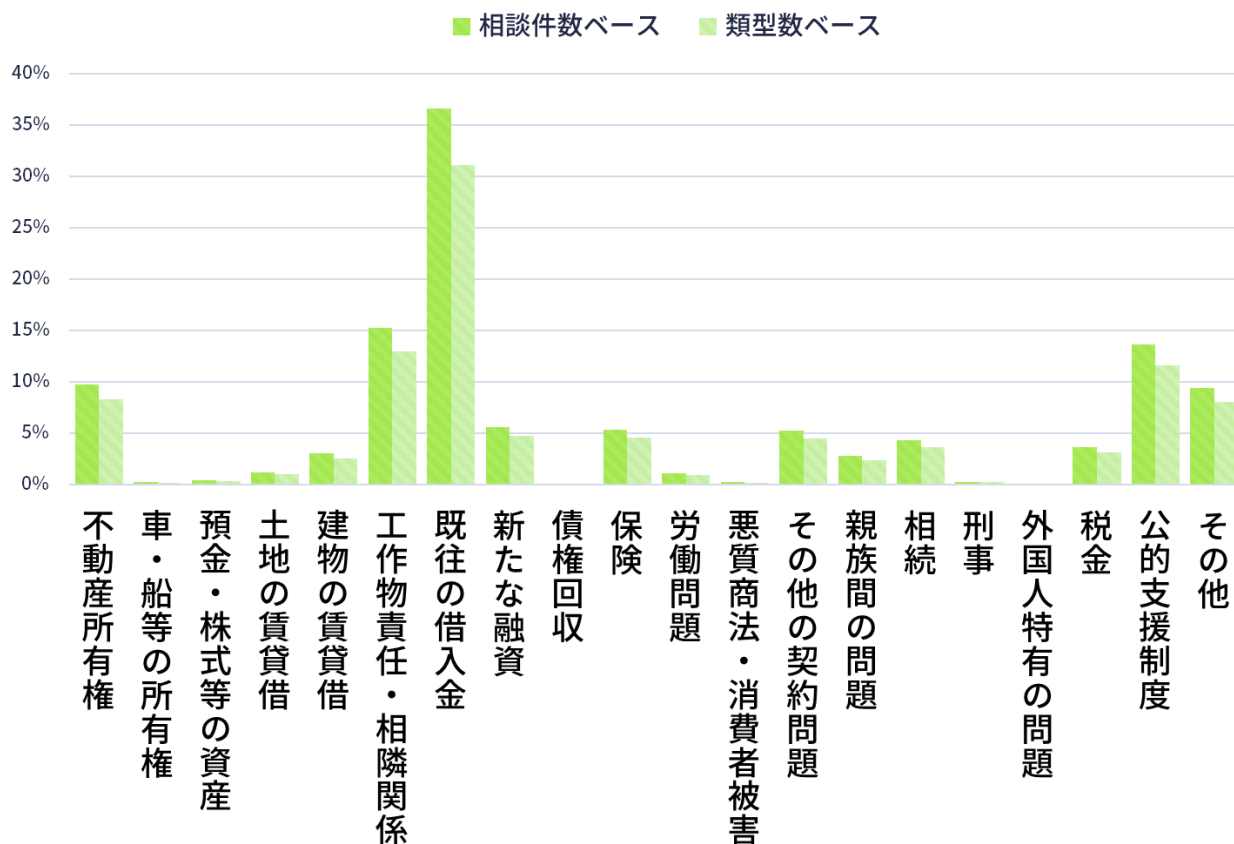
西日本豪雨の発生時に岡山県に居住し、又は同県に不動産を所有していた者に関して本無料相談に寄せられた相談につき、その相談内容の傾向を見ると、全体に占める割合が大きいのは、次の相談類型である（上位14類型を表示）。



既往の借入金（発災前に貸付けを受けた金員に係る残債務）に関する相談が、際立って多くの割合を占めている（相談件数ベースで36.6%、類型数ベースで31.1%）。

次に多いのは、工作物責任・相隣関係に関する相談及び公的支援制度に関する相談であり、これらに不動産所有権に関する相談が続く。

全相談類型についてそれぞれの割合を見ると、次のとおりである。



	相談件数 ベース	類型数 ベース
不動産所有権	9.7%	8.3%
車・船等の所有権	0.2%	0.2%
預金・株式等の資産	0.4%	0.3%
土地の賃貸借	1.1%	1.0%
建物の賃貸借	3.0%	2.5%
工作物責任・相隣関係	15.3%	13.0%
既往の借入金	36.6%	31.1%
新たな融資	5.6%	4.8%
債権回収	0.0%	0.0%
保険	5.3%	4.5%
労働問題	1.1%	0.9%
悪質商法・消費者被害	0.2%	0.2%
その他の契約問題	5.2%	4.4%
親族間の問題	2.8%	2.4%
相続	4.3%	3.6%
刑事	0.3%	0.2%
外国人特有の問題	0.0%	0.0%
税金	3.6%	3.1%
公的支援制度	13.6%	11.6%
その他	9.4%	8.0%

(2) 相談内容の概要

ここでは、全体に占める割合が大きい次の7つの相談類型について、割合の大きい順に、その相談内容を概観する。

さらに、特に割合の大きい4つの相談類型については、典型的又は特徴的な相談事例を抽出して紹介することとする。

なお、類型内部において更に小類型への分類がある相談類型についてのみ、分母（n）を付記している。

- ア 既往の借入金
- イ 工作物責任・相隣関係
- ウ 公的支援制度
- エ 不動産所有権
- オ 新たな融資
- カ 保険
- キ その他の契約問題

ア 既往の借入金

〔類型数ベース：n=632〕

既往の借入金に関する相談は、その99.5%が債務者側からの相談であるが、金融機関の担当者からの相談もある（0.5%。いずれも、債務者から手続着手の申出を受けたケースにおけるものであり、その内容は、当該債務者が被災ローン減免制度を利用するための要件を満たすのか等を尋ねるものである。）。

債務者からの相談の内訳は、借入金自体に関する相談が82.8%、被災ローン減免制度に基づく手続に関する相談が16.8%である。

〔既往の借入金〕			割合
債務者側からの相談	借入金自体に関する相談 (82.8%)	住宅ローン	60.9%
		自動車ローン	7.9%
		事業資金	2.4%
		その他の借入金	5.7%
		債務種別不明	5.9%
	被災ローン減免制度の手続に関する相談		16.8%
金融機関の担当者からの相談			0.5%

以下では、(ア)借入金自体に関する相談及び(イ)被災ローン減免制度に基づく手続に関する相談のそれぞれについて、その内容を概観する。また、(ウ)これ

ら(ア)(イ)の相談のうち、被災ローン減免制度に基づく手続を現に利用し、又は利用の希望若しくは利用の可能性がある相談に関し、それが被災ローン減免制度に基づく手続のどの段階にある時に寄せられているのかについても見ることにする。

(ア) 借入金自体に関する相談

住宅ローンに関する相談が60.9%と最多である。

自動車ローンに関する相談は7.9%であり、事業資金に係る借入金に関する相談は2.4%、その他の借入金に関する相談は5.7%である（債務の種別が不明の相談が5.9%）。

自動車ローン又は事業性ローンに関して相談する相談者の中にも、住宅ローンを併せて負っている相談者が相当数見られ、また、自動車ローン及び事業性ローンを併せて負っている相談者も見られる。その他の借入金に関して相談する相談者はいずれも住宅ローンを併せて負っている。

住宅ローンに関する相談のほぼ全てが、西日本豪雨のために自宅建物が毀損されたことからその建替え又は修繕をしなければならないところ、当該建物に関しては西日本豪雨以前に組んだ住宅ローンに係る借入金が残っているために、今後、その返済や、建替え又は修繕（リフォーム）のための資金の調達が困難であるというケースに関するものである（本無料相談に寄せられた相談の中では、毀損された自宅建物の建替え又は修繕ではなく自宅建物を新たに購入することを希望しているケースはわずかである。）。

その上で、どうしたらよいかと対応方法を漠然と尋ねる相談もあれば、相談者自ら被災ローン減免制度に言及する相談もある。

住宅ローン以外の借入金に関する相談にも、同様に、どうしたらよいかと対応方法を漠然と尋ねる相談と、相談者自ら被災ローン減免制度に言及する相談がある。

- a どうしたらよいかと対応方法を漠然と尋ねる相談は、例えば次のようなものである。

❖相談事例❖〔既往の借入金〕対応方法を漠然と尋ねる相談

数か月前に家を建て、住宅ローンはまだ2回くらいしか払っていないが、先の雨で家が全壊。保険が使えるそうにない。建替え又はリフォームを希望しているが、ローンが厳しい。(2018.7)

今回の水害で建物が2階まで浸かり、ハウスメーカーにはもう住めないと言われた。罹災証明はあるし、みなし仮設の申請もしているが、支援

金の給付はまだ受けていない。2年前に3500万円の住宅ローンを組んだが、これをどうすればよいか。(2018.7)
家は新築で、住宅ローンが3000万円残っているが、浸水により1階が全て使えなくなり、全壊認定。リフォームして住み続けたいが、そのためには600万円くらい借り入れる必要がある。(2018.7)
家を新築して数か月で被害に遭った。住宅ローンは数回しか支払っていない。家は今後使用不可能である。住宅ローンはどうなるか。(2018.7)
住宅ローンを組んでおり、残約3000万円。家を直すのに1000万円のリフォームローン。どうしてよいかわからない。(2018.7)
自宅が全壊。リフォームローンを組むことを検討している。住宅ローンの返済について、何かよい方法はないか。(2018.8)
二世帯住宅（親名義・住宅ローンなし）が全壊となった。個人事業主であった当時の銀行等の負債が残っており、リフォームローンが組めない。任意整理できないか。不動産等の資産はない。(2018.9)
去年リフォームしたばかりの家が被災した。ローン1000万円を組んだばかりであったが、改めて家を建てたいと思っている。新しいローンは自分名義では組めないの、息子名義で組むつもりである。どうすればよいか。(2018.12)

b 相談者自ら被災ローン減免制度に言及する相談には、

- ◆ 被災ローン減免制度の概要、利用の要件や手続といった一般的な内容を尋ねるもの
 - ◆ 自分が被災ローン減免制度に基づく手続を利用することができるかや、これを利用したほうがよいかを尋ねるもの
- さらに、
- ◆ 保険金の支払を受けた場合でも被災ローン減免制度に基づく手続を利用することができるかといった具体的な問題を尋ねるものが見られる。

❖相談事例❖ 「既往の借入金」被災ローン減免制度に言及する相談
7月の豪雨で家が全壊したが、保険はおりず、住宅ローンもまだ約30年分残っている。この先、債務整理等のうちどの手続を使うべきなのか、あるいは今はまだ待つべきなのか。(2018.7)
住宅ローンが1500万円強残っているが、家が全壊となり、新たなローンを組む必要がある。「被災者ローン減免」というものがあると聞いたが、どういうものか。(2018.7)
1500万円ほど住宅ローンを組んでいる。家は2階の床上1mまで浸水した。リフォームを考えていたが、損傷がひどくて、建替えをしなければならないかもしれない。ガイドラインは使えるか。(2018.8)
7月の豪雨災害で自宅建物が大規模半壊した。住宅ローン残高1500万円強。火災保険の水害特約に入っていなかった。建替えは費用がかかるので、リフォームを検討している。住宅ローンとリフォームのローンをまとめて借換えするか、住宅ローンについては自然災害ガイドラインを

利用するか、悩んでいる。(2018.8)
自然災害債務整理ガイドラインについて教えてほしい。特定調停が不成立となった場合はブラックリストに載るのかどうか。また、保険について教えてほしい。屋根が水没していないので、全額保険料がおりないと言われたが、どう対応したらよいか。(2018.8)
自宅が全壊し、住宅ローンが1500万円強ある。ガイドラインの内容、利用可能性について知りたい。ガイドライン利用前に新たなリフォームローン等の借入れをしても問題ないか。(2018.8)
住宅ローンやその他の残債務がある中で、家が全部流された。金融機関に行ったら、債務整理ガイドラインを紹介され、同意で出しておくと言われた。ただ、先日火災保険がおりて、ぎりぎり残債務が支払える状況。ガイドラインは手続に時間がかかると聞いているので、利息を考えるとガイドラインの利用を迷っている。(2018.8)
被災ローン減免制度の利用を金融機関に申し込み、書類が届く予定だが、この制度の利用により、どのくらいの債務が減るか。この制度の利用中、借金をしてもよいのか。この制度を利用するに当たって、してはいけないことはあるか。(2018.9)
自宅を新築して1か月で今回の災害に遭い、自宅をリフォームするのにも1300万円くらいかかると言われた。銀行の担当者から自然災害債務整理ガイドラインの利用を勧められたが、期間はどれくらいかかるのか。利用した場合、リフォーム費用をローンで再び借りることができるのか。(2018.10)
自宅が全壊。リフォームが難しいので、ガイドラインの利用を検討中。手元に残せる資産との関係で、保険、子の預金、不動産の扱いがどうなるか、聞きたい。また、離婚を検討中だが、保証人である妻も同時に手続をしないといけないのか。(2018.11)
住宅ローンが1200万円ある。被災した家に戻る予定はないが、修理等は行った。債務整理と通常売却のどちらが有利か。(2019.2)
水害に遭い、建物が全壊判定を受けた。一応保険金が出ていて、生活に苦しいということはないが、住宅ローンが残っている。ローンを減らす制度があると聞いたが、どのように対応すればよいか。(2019.4)
住宅ローン。貯金から返済は続けてきたが、収入がなくなって、返済ができなくなった。自然災害債務整理ガイドラインについて。(2019.6)

被災ローン減免制度に基づく手続は、これを利用しようとする債務者が、債権者のうち債権の元金総額が最大の者（以下「主たる債権者」という。）に対して同手続に着手することを申し出（以下「手続着手の申出」という。）、主たる債権者がこれに同意することから始まるものである。

既往の借入金に関する相談では、発災から時間が経過するにつれて、具体的な内容の相談や、主たる債権者に対して手続着手の申出をした後に生じてきた問題に関する相談が増えてくる。しかし、2019年5月から7月に至ってもなお、ローンに係る借入金返済できないがどうし

たらよいか、被災ローン減免制度の内容を知りたい、自分は被災ローン減免制度を利用できるかといった相談が寄せられていることに留意する必要がある。

c 相談内容に現れた金融機関の対応

ところで、被災ローン減免制度に基づく手続においては、金融機関の個々の担当者においても制度の目的及び内容を正確に理解し、債務者に対して適切な対応を採ることが必要かつ重要である。

そこで、本無料相談に寄せられた相談に現れた限りで、手続着手の同意に至る前の段階における金融機関の対応を概観すると、これは、個々の担当者次第である、という印象を受ける。

すなわち、多くの金融機関では、相談者（債務者）に対して適切に被災ローン減免制度を案内し、本無料相談を紹介するなどしている例（後記「(9) 相談者が本無料相談を知った経緯について」参照）がある一方で、不適切な対応であると評価せざるを得ない例もあり、これらが混交して見られる。ただし、本無料相談に寄せられた相談に現れた限りでは、極めて不適切な対応ばかりが目立つ金融機関も存在する。

適切な対応がなされた例としては、次のようなものがある。

❖相談事例❖〔既往の借入金〕金融機関の対応－適切な例
自宅（住宅ローン4000万円残）について、リフォームを考えているが、金融機関から債務整理ガイドラインの説明を受けた。制度について知りたい。(2018.8)
銀行に住宅ローンの借入れの相談に行ったところ、ガイドラインの説明を受けた。水害保険2300万円、年収約500万円。土地は約700万円で購入したが、現在の評価額は不明。ガイドラインは利用できるか。(2018.8)
メインバンクに対して保険金を用いて住宅ローン、車のローン等の弁済を行おうとしたところ、一度弁護士会に相談したほうがよい旨、言われた。(2018.9)
被災して、住宅ローンが残ったものの、保険金で全額支払えそうだが、債権者である銀行からガイドラインを申し込んだらどうかと勧められ、同意書もらった。(2018.9)

他方、不適切な対応の例には、次のようなものがある。

❖相談事例❖〔既往の借入金〕金融機関の対応－不適切な例
金融機関にガイドラインの申込みをしたら、自己破産のようなものだから今後ローンが組めなくなるがよいか、と言われた。申請書はもらえず、金融機関のほうで記入するとのこと。受付はしたから、連絡を待つように、その後弁護士に申し込むかは自分で決めてください、とも言われた。

(2018.7)
ローンを組んでいる金融機関にガイドラインによる債務整理の申入れをしたところ、そんなものは知らない、国の指示があれば従う、と言われた。(2018.7)
住宅ローンの債権者から、ガイドラインは保険に入っている人は利用できないと言われた。(2018.8)
ローン約3000万円の残債。ローンの減免制度について教えてほしい。金融機関の窓口では「そんな減免制度はない」と言われた。(2018.8)
自然災害債務整理ガイドラインの要件や、自分は利用したほうがよいか等を教えてほしい。金融機関からは、ガイドラインは適用されていないと言われた。(2018.8)
自然災害債務整理ガイドラインを利用しようとしたら、銀行で、信用情報に関し、ガイドラインを利用したら審査に落ちた事例があるなどの説得を受けた。(2018.8)
家が全壊。債務整理ガイドラインを金融機関に申し出たが、「デメリットが大きい」などと言われた。具体的にどのような問題があるのか。(2018.8)
以前にもここで相談し、ガイドラインについて金融機関に相談するよう助言されたのでそうしたところ、「時間もかかるので…」等と言われた。どうすればよいか。(2018.8)
銀行のカードローンセンターに電話したら、ガイドラインの手続はやるとした上で、弁護士から言ってもらわないと同意書を出せないと言われた。(2018.9)
水害で自宅が全壊してローンが2000万円ほどある。リフォーム予定だが、債務整理ガイドラインを使いたい。銀行に言ったら、弁護士に相談してから来てくださいと言われた。(2018.9)
金融機関から、ガイドラインを利用したら、債務の減免を受けても、その後抵当権で残額の支払を求めると言われたが、本当か。(2018.9)
自宅が被災。全壊認定。従前、某金融機関で借入れをしていたが、7月上旬に別の金融機関で借換えを予定していたところ、その前の7月6日に被災。被災後、借換え予定であった金融機関の担当者と、再建のために何か良い方法がないか協議したところ、被災ガイドラインを使っても不利になるだけだ、手元にはわずかばかりの資金しか残らない、などと説明を受けたため、やむなく8月初旬に借換えを実行した。その後、他の金融機関に相談したところ、なぜ被災ガイドラインを使わなかったのかと言われ、相談に来た。(2019.9)

d 債務者以外の者からの相談

ごくわずかであるが、建設会社の担当者から、顧客に被災ローン減免制度を説明することを目的として寄せられた相談もある。これも債務者側からの相談に分類した。

以上が、借入金自体に関する相談の内容の概観である。

次に、被災ローン減免制度に基づく手続に関する相談の内容を概観する。

(イ) 被災ローン減免制度に基づく手続に関する相談

被災ローン減免制度に基づく手続は、大要、次のように進行する。

すなわち、債務者は、主たる債権者に対して手続着手の申出をし、当該主たる債権者からこれに対する同意を得る（正確には「同意書面を受領する」と、次に、弁護士会その他所定の団体に対し、登録支援専門家（債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で被災ローン減免制度に基づく手続を支援する者として登録された弁護士その他所定の専門家）の委嘱を依頼する旨の書面を、上記同意書面を添付して、提出する。

その後、登録支援専門家の委嘱が行われると、委嘱を受けた登録支援専門家から債務者に対し、委嘱を受けた旨の通知がなされる。

この通知を受けた債務者は、登録支援専門家の支援を受けながら、全ての対象債権者に対して被災ローン減免制度に基づく債務整理を申し出た上で、特定調停手続を利用した債務整理の成立を目指した手続を進めていくものである。

本無料相談には、この手続に関して質問をする相談も寄せられている。上記のとおり、債務者からの相談（99.5%）のうちの16.8%がこの手続に関する相談である。

弁護士会は、被災ローン減免制度に関し、債務者から登録支援専門家の委嘱依頼を受け付けるための窓口を設置しているが、その窓口とは別に本無料相談にも、手続に関する相談が寄せられているものである。

その相談の内容は、次のようなものである。

- ◆ 被災ローン減免制度に基づく手続について、その進め方を尋ねるものや、手続の段階ごとに次に行うべきことを尋ねるもの（主たる債権者から同意書面を受領したが次はどうすればよいか等）
- ◆ 被災ローン減免制度に基づく手続と他の手続との関係（被災ローン減免制度に基づく手続が開始される前、又は開始後その進行中に、新たな借入れ（リフォームローンが典型）をすることや、所有建物を修繕若しくは解体すること、義援金を受領することの可否）を尋ねるもの

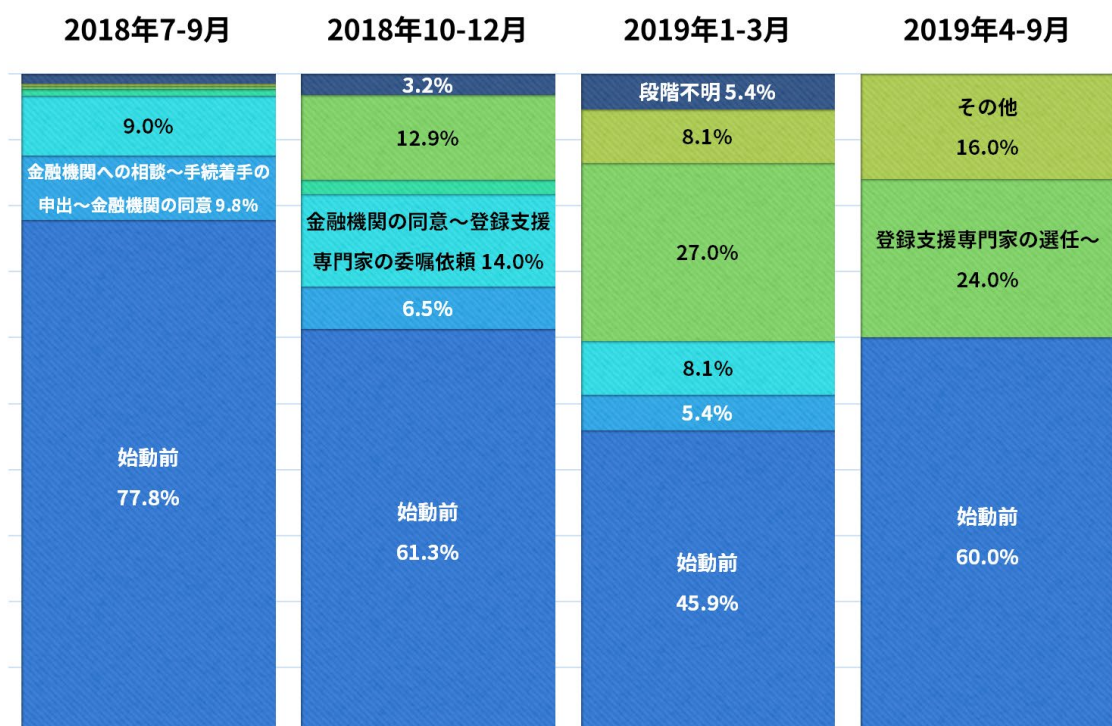
- ◆ 主たる債権者に対して手続着手の申出をした後、債務整理が成立する前に被災ローン減免制度に基づく債務整理を取り下げたケースにおいて、再びこれを利用することができるかを尋ねるもの

❖相談事例❖〔既往の借入金〕被災ローン減免制度の手続に関する相談
債務整理ガイドラインを前回の無料電話相談の際に紹介され、金融機関へ行ったが、分厚い資料を渡され、よくわからない。どうしたらよいか。(2018.8)
金融機関から債務整理ガイドラインの同意書を受け取ったが、どうしたらよいか。(2018.8)
一昨日こちらに電話し、ガイドラインの話を聞いて、今日、銀行に行ってきた。銀行から、リフォームローンは組まないで、と言われたが、ガイドラインの手続が終わるまでリフォームに着手できないのか。断熱材交換や清掃等は建物の保全のために必要と言われているが、これらに着手しないほうがよいのか。(2018.8)
ガイドラインの申込みをして、銀行からも同意の方向と回答を得ている。リフォームローンも組みたいが、銀行からは新たな借入れはだめだと指導された。勤務も再開したが、何かと手元不如意であり、クレジットカードを使ったりもしているが、これもいけないのだろうか。(2018.8)
会社から義援金50万円を受け取れることになったが、ガイドラインの手続を行っていても受け取ってよいか。ただ、債務残高は100万円くらいである。(2018.8)
住宅ローンについて、債務整理ガイドラインをやろうと思っていて、同意書を弁護士会に出した。今もローンを払っているが、いつ止まるのか。(2018.9)
弁護士会に委嘱依頼状を提出した。建物はもう取り壊してよいのか。自動車ローンの一括返済はしてよいのか。(2018.9)
金融機関からガイドライン利用の同意書をもらい、弁護士会に委嘱依頼書の手配を依頼した。支援専門家が要件に該当しないとして取下げの判断をした場合に、もう1度利用申込みができるのか。連帯債務者の場合、委嘱依頼書は2通必要か。同意書は2通もらっている。(2018.9)
リフォームを急いで行いたい、ガイドラインを利用する前にリフォーム業者と契約してよいか。(2018.10)
ガイドラインを利用して債務整理を始めたところである。建物は建替えを検討しているが、抵当権がついているため、勝手に解体してよいか迷っている。公費解体はどれくらいでできるか。(2018.10)
母に登録支援専門家から手紙が来たが、どのようにすればよいか。(2019.2)
以前、ガイドライン利用の申出をしたが取り下げた。もう一度できるか。(2019.2)

(ウ) 被災ローン減免制度の手続のどの段階で相談がなされたか〔n=543〕

債務者側からの相談のうち、被災ローン減免制度に基づく手続を現に利用し、又は利用の希望若しくは利用の可能性のある相談に関し、それが被災

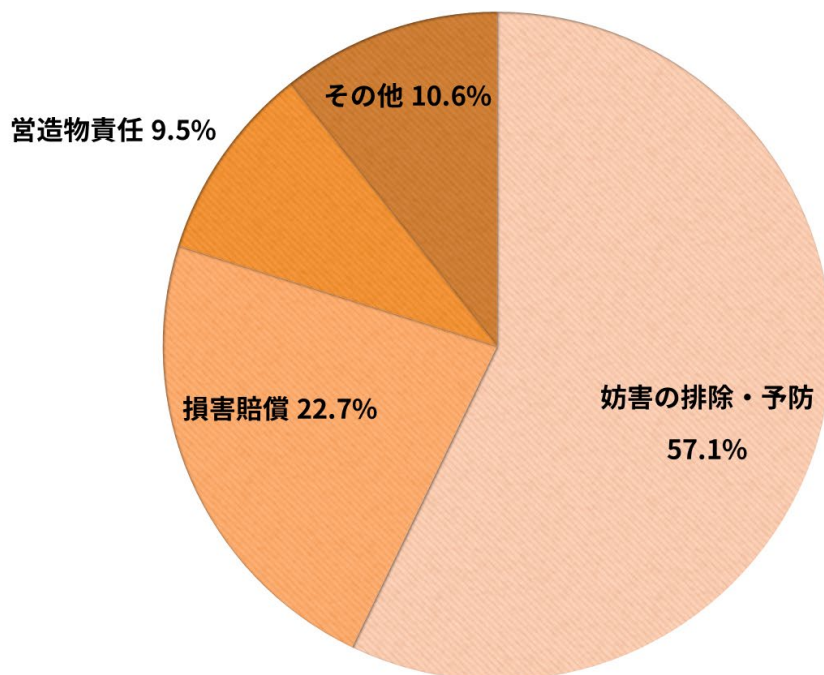
ローン減免制度に基づく手続のどの段階で寄せられているかについてその推移を見ると、次のとおりである。



ちなみに、弁護士が登録支援専門家として委嘱された後の段階における相談の中には、いわばセカンドオピニオンを求める相談のほか、登録支援専門家として委嘱された弁護士の対応に関するものもある。

イ 工作物責任・相隣関係

〔類型数ベース：n=274〕



(イ) 妨害の排除・予防

a 妨害の排除に関する相談は、主に次のようなものである。

- ◇ 西日本豪雨のために、自身が所有する土地（宅地がほとんどだが、農地や墓地のケースもある）にその近隣の他者所有地（法面や山林）から土砂や瓦礫、石垣、倒木が流入したケースにおいて、どうすればよいかと漠然と対応方法を尋ねるもの、誰が当該流入物を撤去する義務又はその撤去費用の負担義務を負うのかを尋ねるもの（流出元の土地の所有者に撤去費用の支払を請求されたとするものもある）、流出元の土地の所有者に対して同人の負担で流入物を撤去することを求めることができるか（あるいは自分で撤去した上でそれに要した費用を流出元の土地の所有者に請求することができるか）又はその請求をするためにはどうすればよいかを尋ねるもののほか、流入元の土地が不明だがどうすればよいかと相談するもの
- 反対に、
- ◇ 自身が所有する宅地や農地、山林、竹林から流出した土砂や倒木が近隣の他者所有地に流入したケースにおいて、流入先の土地の所有者から当該流入物の撤去若しくは撤去費用の負担を現に求められ、又は今後求められる可能性があるが、自身の責任で流入物を撤去し

なければならないのか、若しくは撤去費用を（全額）負担しなければならないのかを尋ねるもののほか、漠然と対応方法を尋ねるもの

妨害状態の解消と併せて今後の予防措置や損害賠償について相談するものもある。

また、2019年3月や同年4月に至っても土砂の撤去がなされずに相談が寄せられているケースもある。

このうち、妨害された状態にある側からの相談は、例えば次のようなものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕妨害排除に関する相談（被害側）
豪雨で裏山の斜面が崩れ、自宅の敷地内に土砂が流れ込んできた。裏山の所有者に対して土砂の撤去を求めることはできないか。(2018.8)
近隣の土地から土砂が流入し、車庫が傾いたり用水路の排水ができなくなったりしたため、自費で土砂を撤去するなどし、約30万円かかった。相手に対してどのように請求したらよいか。(2018.8)
平成30年7月豪雨により、自宅の屋根に裏山の木が土砂崩れで落ちてきた。山の所有者と示談交渉中だが、再発防止も求めたい。(2018.9)
大雨で隣地の山が崩れて土砂が自分の宅地へ流れ込んできた。その撤去費用はどちらが持つのか。また、今後崩れることを防止する工事の費用はどちらが持つのか。(2018.9)

反対に、妨害状態を生じさせた側の相談は、例えば次のようなものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕妨害排除に関する相談（妨害側）
自分の畑の土が下の土地へ流れてしまった。下の土地のうち、所有者がわからない土地もある。どのような対応をしたらよいか。(2018.7)
土砂災害で相手の家に土砂が流れ込んだ。その撤去作業や今後の対応をどうすればよいか。(2018.7)
両親の自宅が地すべりで崩落し、下の民家（空家）に落ちた。瓦礫の撤去費用を所有者が全額負担しないといけないのか。(2018.8)
自己の所有する山林が崩れて、他人の土地上に土砂が残っている。また、相手の石垣も壊してしまったよう。土砂の撤去、石垣の修繕をこちらの負担で行う必要はあるか。(2018.8)
実家の両親宅が豪雨災害で被災した。傾斜地が崩落し、下の土地に土砂が流出してしまった。今後どうすべきか。(2019.3)

b 妨害の予防に関する相談は、主に次のようなものである。

- ❖ 西日本豪雨のために土地の崩落が生じた上、相談時においても更に当該土地が崩落するおそれがあるケースにおいて、土砂等の撤去と併せて、又は土砂等を撤去した後に、崩落（再発）の防止について相談するもの

- ◇ 西日本豪雨の際に土地の崩落は生じなかったが、今後崩落のおそれがあるケースにおいて、崩落の防止について相談するもの
例えば、次のような相談が寄せられている。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕妨害予防に関する相談
豪雨で土砂崩れが起きそう。どこと協議し、費用をどうすればよいか。(2018.7)
隣地の畑が豪雨により崩れ、自宅の敷地に流れ込んだ。今後同様の被害に遭わないように、畑の所有者にしかるべき措置を求めたい。(2018.9)
実家の裏山が崩れ、実家の裏にあるクーラーの室外機等が損害を受けた。また、裏山は今後も崩れそうになっている。裏山の地権者と話し合いをしたいと考えているが、なかなか話し合いに応じてくれない。どのように対応すればよいか。(2019.1)
豪雨での土砂を撤去してもらったが、隣地のがけから再度土砂崩れが起こりそうである。隣地所有者に対策してもらえないか。(2019.3)

(イ) 損害賠償

損害賠償に関する相談は、次のようなものである。

- ◇ 西日本豪雨のために他者が所有する宅地や農地、山林、竹林が崩落し、これにより自身が所有する建物や設備が毀損されたケースにおいて、崩落した土地の所有者から当該損害の賠償を得るための方法について相談するもの
- 反対に、
- ◇ 自身が所有する土地が崩落して他者が所有する土地に土砂が流出し、流出先の土地の所有者からこれによる損害の賠償を請求されているケースにおいて、その対応方法を相談するもの

損害を被った側からの相談は、例えば次のようなものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕損害賠償に関する相談（被害側）
隣地から土砂が流入してカーポートが傷んだ。隣地所有者に土砂の撤去、カーポートの修理代を請求することは正当か。(2018.7)
今回の水害で隣地の擁壁が崩壊し、擁壁の下にある、自分が所有する鉄骨2階建の倉庫とガレージが壊れ、車数台と倉庫の中にあった工作機等が壊れた。隣家の上にはもう1軒家があり、まだ雨が降ると水が流れ出てくるなど危険な状況にある。(2018.8)

損害を与えた側からの相談は、例えば次のようなものである。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕損害賠償に関する相談（加害側）
大雨で自分の土地が崩れ、隣家（長屋）が押し流された。損害賠償の責任はあるか。また、どのような解決方法が考えられるか。(2018.7)
川が氾濫し、自宅のブロック塀が押し流されて、隣の工場の壁等を壊して

しまった。その損害賠償について知りたい。近所なので揉めたくはない。
(2018.8)

自己所有地からの土砂流出により他者に損害を生じさせた側だが、その土砂流出には更に別の土地から自己所有地への土砂流入も寄与しているとする相談もある。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕損害賠償に関する相談（両面）

自分が所有する土地が崩壊し、下の土地に流れ出て被害を与えた。ただ、上の土地から自分の土地に木が流れ込んだことも崩壊の原因と考えている。上の土地の人にも責任を負ってほしい。(2018.8)

(ウ) 営造物責任

県若しくは市が所有する土地又はその工作物の崩落やその管理する河川の決壊により所有する建物や自動車が損害を被ったケースに関して、当該損害の賠償請求についての相談のほか、土砂の撤去についての相談が寄せられている。

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕営造物責任に関する相談

今回の行政の河川管理にはかなり欠陥があると思われ、損害賠償請求をしたいが、可能か。(2018.8)

豪雨で自治体が管理する県道が崩れ田畑に土砂が流れ込んだ。自治体に対応を依頼しているが、まだ十分に対応してもらっていない。どうしたらよいか。(2018.10)

昨年の豪雨で自宅の隣地に当たる学校の敷地の法面が崩れ、自宅敷地にとめていた自動車と小屋等が損壊した。(2019.3)

(エ) その他

工作物責任・相隣関係に関するその他の相談の中では、次のようなものが目立つ。

- ◆ 自己所有地と隣地との間の擁壁やブロック塀、フェンスに関し西日本豪雨に伴って生じた、その再築費用の負担や隣地所有者が無断でフェンスを撤去したことへの対応といった問題について相談するもの
- ◆ 西日本豪雨により毀損された近隣の建物の解体工事のために自分が所有する土地に立ち入られたり土砂を堆積されたりすることや、当該工事により自分が所有する建物が被害を受けたことについて、対応方法を相談するもの

❖相談事例❖〔工作物責任・相隣関係〕その他の相談

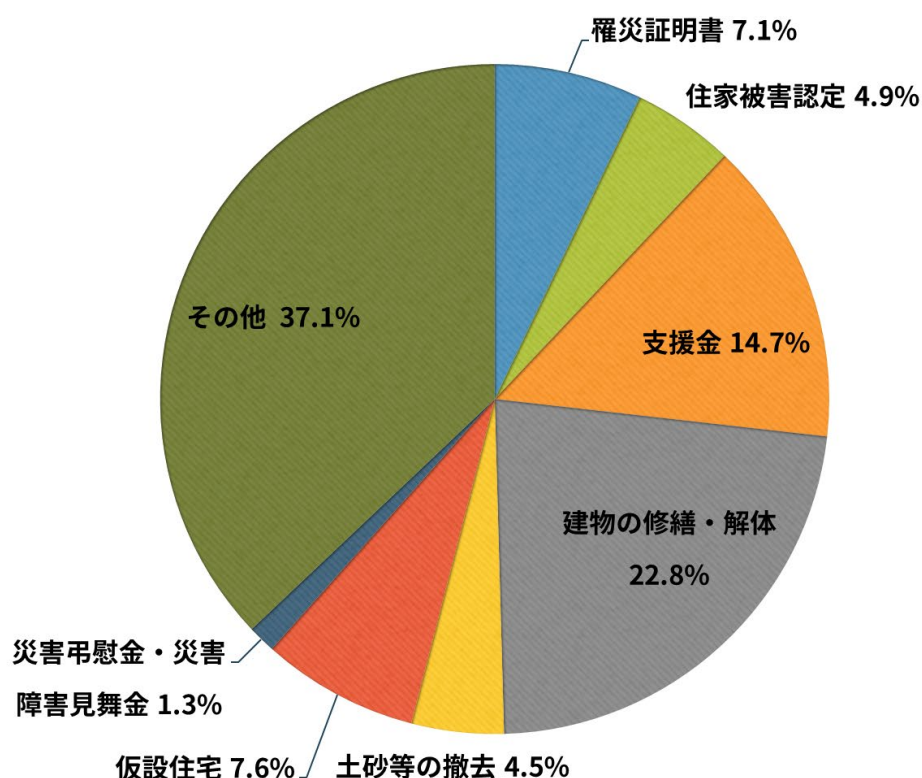
災害後に、お隣が建物を建て替えた。その際に境界のブロック塀を新しくするというので、その費用の半分を請求された。支払うべきか。自分は

土地を更地にする予定である。(2018.10)

現在はみなし仮設に居住しているが、自宅の修理が終われば自宅に戻る予定となっている。自宅の周囲の家屋はほとんどが公費解体を選択し、解体が進んでいる。解体工事が荒っぽく、その影響で、修理した自宅の天井の目地が割れてきた。(2019.5)

ウ 公的支援制度

〔類型数ベース：n=224〕



(ア) 罹災証明書

次の相談が多数を占める。

- ◆ 西日本豪雨のために毀損された建物につき、自治体から罹災証明書は発行できない旨の説明を受けた場合において、そのことに対する不服を述べて自治体の説明の真偽や当否を尋ねたり対応方法を相談したりするもの

これらの相談は、毀損された建物が被災時点で誰も居住していない建物であるケース又は当該建物に居住していたがそれが住民票記載の住所ではないケースに関する相談である。

◆ 同様のケースにおいて、罹災証明書の交付を受けられるかについて、自治体に罹災証明書の交付申請をする前に尋ねるものも見られる。

◆ 罹災証明書の取得方法について尋ねる相談もある。

大半の相談が2018年8月までに寄せられているが、同年11月及び2019年1月にも罹災証明書の取得方法や罹災証明書が発行されないことについて相談するものが見られる。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕罹災証明書に関する相談
現在東京で生活しているが、相続で岡山県に住宅を持っている。それが被害に遭ったが、居住地は東京なので、罹災証明はもらえないのか。(2018.7)
たまにしか使わない平屋が水没した。罹災証明は発行してもらえないのか。(2018.7)
岡山県に数年前亡くなった祖母の家があり、家電等をそのままにして今の自宅からそこへ引っ越すことを検討していた。その家が被災して浸水したが、自治体から生活の実態がないとして罹災証明が出されず、空家としての被災証明しかもらえなかった。納得いかない。(2018.8)
娘夫婦の生活の本拠は被災住家にあるが、その建物の名義とライフラインの契約名義がいずれも親名義であり、また、娘夫婦の住民票は別の市にある。このように居住実態と形式に齟齬があることから、娘夫婦に独立した罹災証明書が発行されなかった。(2019.1)

(イ) 住家被害認定

ほとんどが、住家被害認定の結果に不服を述べる相談である。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕住家被害認定に関する相談
自宅へ通じる唯一の道の端（公道）が崩壊した。被災者生活支援法の長期避難に当たるか。(2018.7)
罹災証明を大規模半壊から半壊に下げられた。半壊だとあまり支援を受けることができないので困っている。どうすればよいか。(2018.10)
家の土台がねじれるほどの被害を受けたのに半壊に至らないと言われた。(2018.12)
以前被害認定をしてもらったが、半壊にならなかった。再度調査してもらえないのか。(2019.2)

(ウ) 支援金

2018年9月頃までは、生活再建支援金の申請や受給の手続を尋ねる相談、又は生活再建支援金の受給の可否若しくは受給できる額について尋ねる相談が大半である。その後、生活再建支援金を受給できないことや給付される額について不服を述べる相談が見られるようになり、さらに、2019年1月からは基礎支援金を受給した上で加算支援金の受給の可否

に関して尋ねる相談が目立つようになる。ただし、2019年7月にも、生活再建支援金の申請について尋ねる相談が1件寄せられている。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕支援金に関する相談
支給される支援金の資料や窓口を教えてほしい(日弁連の被災者生活再建ノートがLINEで回っている。)。現地では様々な情報が出ており、混乱を極めている。(2018.7)
住宅が今回の災害により浸水した。役所の方に2度調査してもらったが、半壊にもならないのではないかとされた。このような場合、支援金を受けられないのか、教えてほしい。(2018.7)
被災し、住居は大規模半壊。現在、仮設住宅に入居して、被災者生活再建支援金を申請中。今後、結婚して別の市に転居する可能性があるが、支援金は受け取ることができるのか。(2018.8)
基礎支援金について、手続きをしたが3か月経つても支給がない。(2018.11)

(エ) 建物の修繕・解体

建物の解体に関する相談が82.4%、建物の修繕に関する相談が13.7%であるほか、修繕及び解体双方に関する相談も3.9%ある。

- a 建物の解体に関する相談は、毀損された建物の解体自体又はその費用について公的支援はないかと尋ねるものや、相談者自ら公費解体制度に言及し、その利用の可否やこれを利用するための手続に関して尋ねるものが中心である。

公費解体制度の利用の可否について尋ねる相談は、当該建物が空家であるケースや当該建物の所有者が生活保護受給者であるケースに関するものである。

同制度を利用するための手続について尋ねる相談は、当該建物の解体について抵当権者や建物共有者の同意が得られないケースや、当該建物の登記上の所有名義が既に死亡した者のまま変更されていないケースに関するものである。公費解体制度を利用することが被災ローン減免制度利用の妨げとなるかという相談もある。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕建物の解体に関する相談
今回の災害により、空家が大規模半壊した。解体する予定だが、廃材の撤去費用は有料か無料か。空家の場合の公的支援について教えてほしい。(2018.8)
全壊建物の解体について、公的支援制度が知りたい。(2018.9)
公費解体がみなし仮設の期間2年間のうちに完了するか知りたい。(2018.10)
公費解体の工期が延期されたことで、自宅の工事が10月を越えることになった。消費増税により材料費が上がる分はカバーされるか。(2019.9)

- b 建物の修繕に関する相談には、毀損された建物の修繕のための公的支援について尋ねるもの及び相談者自ら応急修理制度に言及してその申請手続について尋ねるもののほか、応急修理制度の手続の進行に関する相談もある。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕建物の修繕に関する相談
浸水で大規模半壊。罹災証明書は申請した。応急修理をしたいが、どこに言えばよいか。(2018.7)
3階建ての自宅が平成30年7月豪雨により2階あたりまで浸水。罹災証明は取得済み。応急修理の希望を出したが、なかなか見積りが出ず、応急修理の許可が出ない。避難所からの退去も近づいてきているので、どうすべきか相談したい。(2018.8)

(オ) 土砂等の撤去

自己所有地に流入した土砂や自己所有地から流出した土砂に関し、その撤去について公的支援はないかと相談するものである。

これらの相談が本無料相談に寄せられているのは、2018年7月から同年10月末までである。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕土砂等の撤去に関する相談
隣の法面が崩れた。家に入るのも大変。市が何かしてくれないか。(2018.7)
農地の石垣が崩れて土砂が他人の土地に流入した。その撤去費用について行政の援助が受けられるか。(2018.8)

(カ) 仮設住宅

様々な内容の相談が寄せられており、生活の基礎である住居について、その当面の見通しが不安定であることによる悩みがうかがえる相談もある。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕仮設住宅に関する相談
みなし仮設住宅について。自分で借りてよいか。なかなか順番が回ってこない。(2018.7)
現在はアパートを借りて生活している。罹災証明書も取り、居住先アパートはみなし仮設住宅の要件を満たしているが、時間がかかると言われ、取り急ぎ自費で賃料を払っている。しかし、夫の勤務先も水没し、再来月以降の給与が約束されず、生活が不安。(2018.7)
みなし仮設住宅を申し込んで、決定通知まで出たが、鍵はまだ受け取っていない状況。しかし、その住宅は川のそばにあるので、できれば替えたいと思っていたところ、別に良いところを見つけた。今から変更することはできるか。不動産屋に聞いたらダメと言われた。(2018.8)
みなし仮設への入居を考えているが、入居先の家財道具や生活用品の支援がない。通常の仮設では支援があると聞く。不公平である。お金がかかり苦しい。(2018.8)
決壊した川の近くに母屋と新居があり、どちらも全壊の認定を受けた。今

はみなし仮設に住んでいる。新居を修理して住もうと考えているが、河川工事用の道路が新居の前を通っていて、安全面や建物への影響を変えるとみなし仮設から戻るのが不安。河川工事が終わるまでの5年間みなし仮設に住めるようにできないか。(2018.9)

みなし仮設住宅を借りることとなったが、3階建てアパートの2階部分を割り当てられてしまい、身体の不自由な配偶者では使うことができない。県の担当者に言ってもとりあってもらえない。(2018.9)

(キ) 災害弔慰金・災害障害見舞金

件数は少ないが、例えば次のような相談がある。

❖相談事例❖〔公的支援制度〕災害弔慰金・災害障害見舞金に関する相談
両親が水害で亡くなる。相続財産（家、土地、田等）があるが、市からの借入金もある。相続放棄したほうがよいか。相続放棄した場合、災害弔慰金等の扱いはどうなるか。(2018.7)

(ク) その他

直ちには以上の(ア)から(キ)の各小類型に分類できない相談であるが、その内容は、次のように多様である。

- ◆ 生活再建支援金に限らず広く金銭的な支援について情報提供を求めるもの
- ◆ 生活再建支援金以外の金銭的な支援はないかと情報提供を求めるもの
- ◆ 事業者が受けられる公的支援について情報提供を求めるもの（相談事例は、後記「(8) 相談に係る当事者が事業者である相談の内容の傾向」において挙げる。）
- ◆ 医療費や介護保険料、市営住宅の賃料について、その減免の可否や減免を受けるための手続について尋ねるもの
- ◆ 生活保護を受給している者が、生活再建支援金や保険金が収入として認定されるかを尋ねるものや、これらが収入として認定されたことについて不服を述べるもの

❖相談事例❖〔公的支援制度〕その他の相談

賃貸。祖母が大家。アパート1階。床上40cm。罹災証明は申請したが判定はまだ。今後、お金をもらったり貸付けを受けたりする制度があるとインターネットで見たが、具体的にどういう手続をすべきか。(2018.7)

自宅全壊。家財も全て損害を受けた。家財に対する公的な補填はないか。(2018.7)

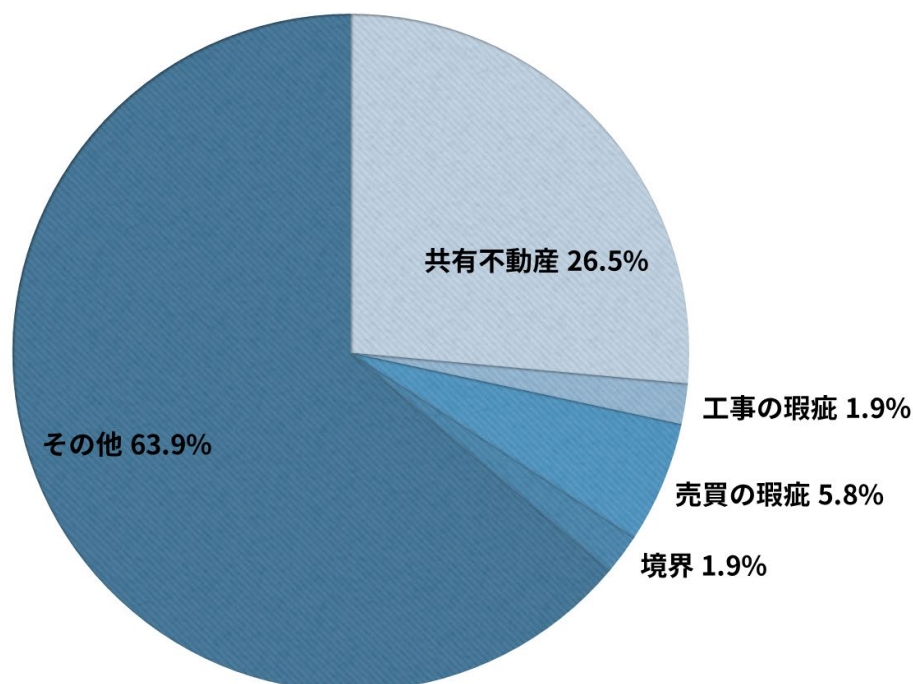
豪雨により、住居が全壊する被害を受けた（住宅ローンなし）。公的支援を教えてほしい。(2018.7)

車が豪雨により浸水してしまった。車両保険には加入していない。何か行政の支援はないのか。(2018.8)

所有する家が被災した。家は娘夫婦に貸しているのに罹災証明は娘夫婦にしか出されず、自分には支援金や固定資産税の減免はない。どうすればよいか。(2018.8)
太陽光発電システムが豪雨災害により使用不可の状態になった。公的な援助はあるか。(2018.9)
豪雨災害により車が水没し、遠隔地にある勤務先に2か月間ほど勤務できなかった。その間の休業補償（公的支援）の有無について教えてほしい。(2018.10)
山の斜面から土砂が崩れ落ちてきそうであるのに、行政が何も対策をしてくれない。「民と民の問題である。」と言われている。(2018.10)

エ 不動産所有権

〔類型数ベース：n=155〕



(ア) 共有不動産

最も多くの割合を占めるのは、次のような相談である。

- ◆ 西日本豪雨のために毀損された共有建物に関し、その修繕、解体又は売却を行うに当たり、共有者の同意を得ずに行つてよいかと尋ねるもの、又は、共有者の同意を得ることができない、若しくは共有者の所在が不明であるがどうすればよいかとして、その対応方法を相談するもの
- 共有建物の修繕、解体及び売却のうち、解体に関する相談が最も多い。また、解体に関する相談の中には、共有者の同意を得ることができず、又は

共有者の所在が不明であることが公費解体制度利用の妨げになっているというケースも相当割合見られる。

これらの相談の相当割合を、登記上の所有名義が既に死亡した者のまま変更されていない建物に関する相談が占めている。

ほかに、次のような相談が複数件見られる。

- ◆ 西日本豪雨のために共有土地が崩落して他者所有地に土砂が流出したケースにおいて、土砂撤去費用又は土砂流出により他者に与えた損害の賠償について共有者にもその負担を求めることができるかを相談するもの

❖相談事例❖〔不動産所有権〕共有不動産に関する相談
共有している土地が崩れて土砂が流出した。流出先に撤去費用等を支払いたいが、費用の一部を共有者に請求できるのか。(2018.7)
大雨の時、弟と亡くなった兄が持っている土地が崩れて、下の家にも損害が出た。どの程度まで被害を弁償すべきなのか。また、亡くなった兄については、親戚はみな相続放棄をしたのだが、その兄の分についてはどう処理することになるのか。(2018.8)
亡姉名義の家が被災したが、今の名義のままでは公費解体はしてもらえない。どうしたらよいか。姉に子供はおらず、かつ兄弟間の仲が悪い。(2018.8)
亡父名義の不動産が被災した。建物については公費解体を考えているが、妹と共有になってしまっているため、妹の同意が必要になってしまう。しかし妹が同意しないためどのようにしたらよいか。(2018.8)
今回被災した住宅の修理について家族で意見が分かれている。名義が既に死亡している父のままなので、遺産分割が必要なのか。(2018.8)
遺産分割未了の建物が崩壊しそう。他の相続人の同意なしに私費で壊してよいか。(2018.10)

(イ) 工事の瑕疵

件数はわずかだが、

- ◆ 西日本豪雨による被害を契機として自宅建物の工事に瑕疵が発覚したとして、当該工事の請負人の責任を追及したいとする相談が寄せられている。

(ウ) 売買の瑕疵

件数はわずかであるが、主に次のような相談が寄せられている。

- ◆ 西日本豪雨の発生以前に購入した土地が西日本豪雨のために浸水し、当該土地上の自宅建物が浸水被害を受けたケースにおいて、売主や当該建物の売買の媒介業者の責任を追及したいとする相談

❖相談事例❖〔不動産所有権〕売買の瑕疵に関する相談
自宅を数年前に中古で現金購入したが、床上浸水。過去にも2度床下浸水のあった土地で、購入時に実父が仲介業者に問い質したが、床下浸水等の心配はないとの回答だった。周辺に数軒あるが、皆、説明不足だと言っている。仲介業者に責任追及できないか。(2018.8)
3年前に土地を買った。ハザードマップでも大丈夫だった。建物まで全壊。購入の際に売主（不動産屋）からも大丈夫という説明だった。売主等への責任追及等の方法を知りたい。(2018.8)

(エ) 境界

件数はごくわずかだが、西日本豪雨を契機として直面した自己所有地と他者所有の隣地との境界に関する問題について相談が寄せられている。

(オ) その他

自己所有不動産に関して寄せられた相談のうち、以上の(ア)から(エ)の各小類型に分類できない相談であり、その内容は多様である。

最も多くの割合を占めるのは、

◆ 西日本豪雨のために毀損された自己所有不動産の保存、管理又は処分について相談するもの

である。この相談には、対応方法を漠然と相談するものや、当該不動産について保存、管理又は処分のいずれを選択するのが適切かについて相談するものが見られる。

❖相談事例❖〔不動産所有権〕その他の相談
借地上に夫が所有する建物が罹災。実際に住んでいた甥は退去する予定だが、何をなすべきか。(2018.7)
水害に遭い、家全壊扱い。リフォームをするのがよいか解体して売却するのがよいか、売れるのか。更地にした場合、固定資産税はどうなるのか。(2018.7)
被災した家を建て替えたい。土地はおば名義。建て直すならおばの許可が必要。豪雨の直前におばが亡くなっていた。どうしたらよいか。(2018.7)
豪雨により自宅1階の1m以上まで浸水した。同じ日、アルミ工場の爆発により押込みの天井部分が壊れ、また、爆風でほとんどのガラスが割れてしまった。正式な罹災証明はまだだが、大規模半壊だろうと言われた。住宅ローンはない。今後、自宅を建て替えるか修理するかしたいが、どう対応したらよいか。(2018.8)
実家の風呂場が、豪雨災害で裏山が崩れたことによって、壊れてしまった。解体を考えている。また、裏山の補修に1000万円かかると言われている。どのように対応すればよいか。(2018.9)
根抵当権者の同意がないと公費解体ができない。(2018.10)

また、次のような相談も多く寄せられている。

- ◆ 西日本豪雨のために毀損された自己所有不動産について、これを使用及び収益する意欲はもはやなく、処分したいとして、その方法を尋ねる相談

❖相談事例❖〔不動産所有権〕その他の相談
被災して、住宅（本宅と離れ）が床上浸水で半壊。いずれも解体しようと思うが、解体すると敷地（自己所有）が更地になり、固定資産税が上がってしまう。税額の上がり幅はどうか。また、市に買取りを求められないか。（2018.8）
災害がトラウマで地元に戻りたくないが、土地がある。どうすればよいか。（2018.10）
所有している更地の土砂が隣地に流入した。また、使い途のない土地なので寄付したい。誰か受け取ってくれないか。（2019.1）
両親が水害に遭った。両親は高齢でもあるので、もう地元に戻ることは考えていない。宅地をどうしたらよいか。（2019.7）

次のような相談も複数件見られる。

- ◆ 西日本豪雨のために毀損された自己所有不動産又は自己所有建物を解体及び再築した後の建物の所有名義を自身の直系卑属とすることのメリット及びデメリットを尋ねる相談
- ◆ 自身が所有する土地を行政が行う河川の堤防拡幅に必要となる事業用地の買収及び工事を施工するに当たり必要となる用地の借地のために提供することに関する相談
- ◆ 自己所有不動産の権利証を廃棄し、又はこれが汚損されたとし、これにより当該不動産の所有権を失うかを尋ねる相談

オ 新たな融資

新たな融資に関する相談の6割は、既往の住宅ローンに係る借入金の返済に関する相談と併せてなされている。すなわち、西日本豪雨のために自宅建物が毀損されたことからその建替え又は修繕をしなければならないところ、当該建物に関しては西日本豪雨以前に組んだ住宅ローンに係る借入金が残っているというケースにおいて、その返済と併せて新たに当該建物の建替え又は修繕（リフォーム）のための資金の融資を受けることについて相談するものが、新たな融資に関する相談に分類したものの6割を占める。

その余の相談の大半は、既往の住宅ローンに係る借入金についての言及なく、西日本豪雨のために毀損された自宅建物の建替え又は修繕のための資金の調達

について相談するものである。その中にはリバースモーゲージに関する相談も複数件ある。

カ 保険

- ◆ 保険会社から保険金が支払われないことや、保険会社から提示を受け、又は既に支払を受けた保険金の支払額について不服を述べ、対応方法を相談するもの

が最も多くの割合を占める。

ほかに、次のような相談も複数件ある。

- ◆ 水災補償の付帯した火災保険に加入したと思っていたが、実際は加入していなかったとして、保険会社の責任を問えないかを相談するもの

キ その他の契約問題

〔類型数ベース：n=82〕

西日本豪雨が発生するよりも前に締結した契約に関する相談が45.1%（うち請負・売買等の危険負担に関する相談が7.3%、その他発災前からの契約が37.8%）、西日本豪雨の後に締結した契約に関する相談が54.9%である。

(ア) 請負・売買等の危険負担

いずれの相談も、次のようなものである。

- ◆ 自宅建物の工事（新築、増築又はリフォームの工事）について、着手後その完成前又は引渡し前に当該建物が西日本豪雨のために毀損されたケースにおいて、請負人に対して請負報酬の全部又は一部を支払うことの可否を尋ねるものである。

(イ) その他発災前に締結した契約

様々な種類の契約に関して相談が寄せられているが、次のような相談が目立つ。

- ◆ 寄託し、又は寄託を受けていた物（例えば、車検のための自動車、運送のための荷物又はクリーニングのための衣類）が西日本豪雨のために毀損されたケースにおいて、寄託を受けていた側の損害賠償責任の有無を尋ねるもの

(ウ) 発災後に締結した契約

西日本豪雨のために毀損された建物の修繕（リフォーム）や清掃の請負契約や業務委託契約に関する相談が多く、割合を占める。

これらの相談は2018年8月中旬から見られるようになり、その初期に寄せられた相談には次のようなものが多い。

- ◆ 請負代金について明確に確認や合意しないまま事業者が工事や清掃に着手したケースにおいて、後に事業者から請求を受けた金額の相当性（高額すぎるのではないか）について相談するもの

その後、徐々に次のような相談が増えてくる。

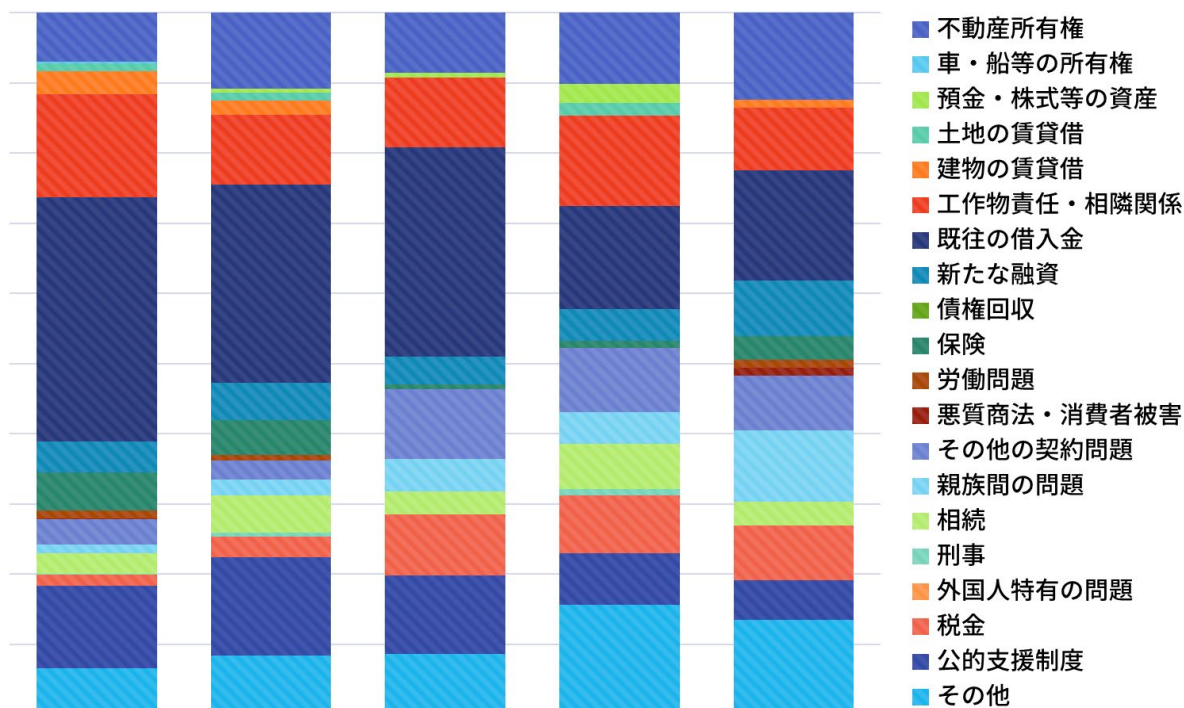
- ◆ 工事への着手の遅滞や工事内容の不適切さに関する相談

発災後に締結した契約に関する相談は、他の種類の相談に比べると、ある程度時間が経過してから相談が寄せられるようになり、2019年9月においてもなお相談が寄せられ続けている。

(3) 相談内容の傾向の3か月ごとの推移

岡山県を被災地域とする相談の内容について、その3か月ごとの傾向を見ると、次のとおりである。

2018年7-9月 2018年10-12月 2019年1-3月 2019年4-6月 2019年7-9月



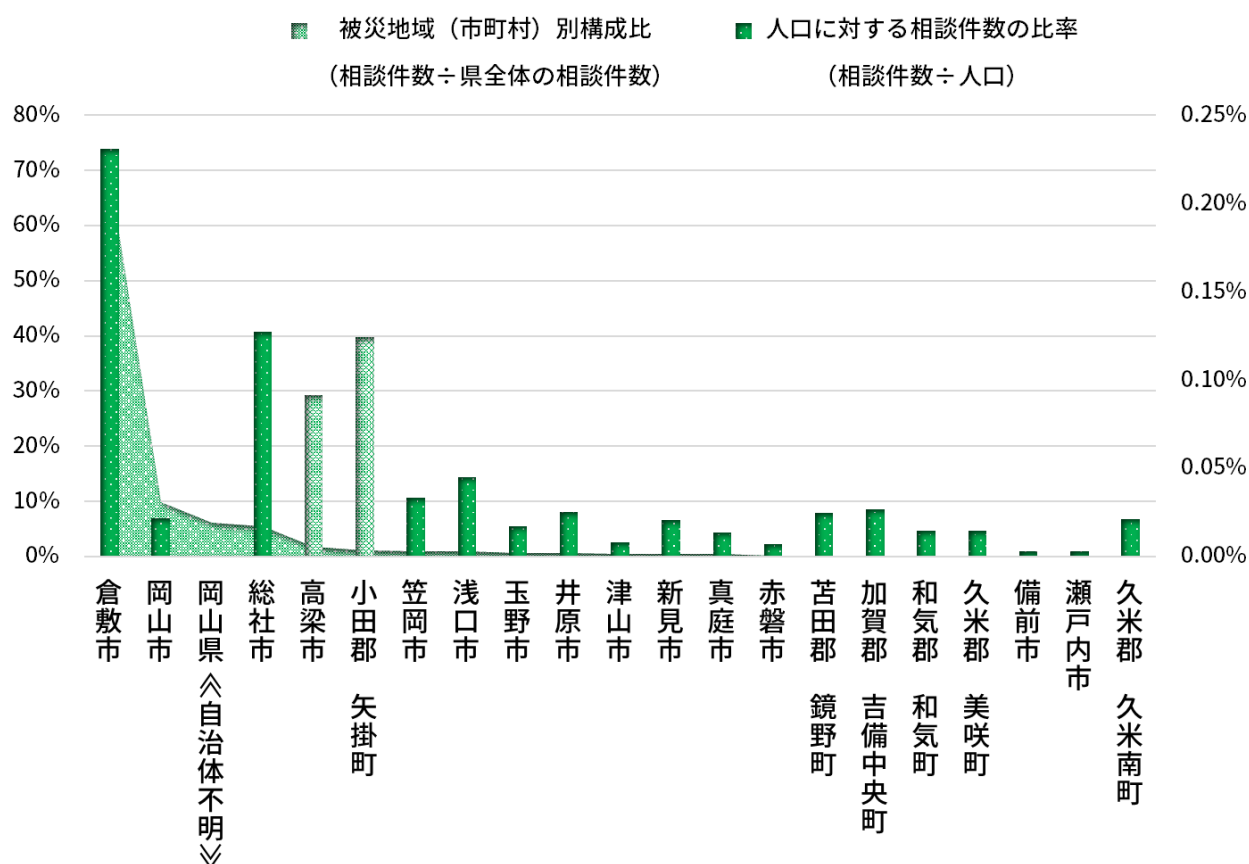
2018 年		2019 年			
7-9 月 〔n=1,158〕	10-12 月 〔n=343〕	1-3 月 〔n=151〕	4-6 月 〔n=109〕	7-9 月 〔n=89〕	
7.0%	10.8%	8.6%	10.1%	12.4%	不動産所有権
0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	車・船等の所有権
0.0%	0.6%	0.7%	2.8%	0.0%	預金・株式等の資産
1.0%	1.2%	0.0%	1.8%	0.0%	土地の賃貸借
3.4%	2.0%	0.0%	0.0%	1.1%	建物の賃貸借
14.6%	9.9%	9.9%	12.8%	9.0%	工作物責任・相隣関係
34.8%	28.3%	29.8%	14.7%	15.7%	既往の借入金
4.5%	5.2%	4.0%	4.6%	7.9%	新たな融資
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	債権回収
5.4%	5.0%	0.7%	0.9%	3.4%	保険
1.1%	0.9%	0.0%	0.0%	1.1%	労働問題
0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	悪質商法・消費者被害
3.5%	2.6%	9.9%	9.2%	7.9%	その他の契約問題
1.3%	2.3%	4.6%	4.6%	10.1%	親族間の問題
2.9%	5.2%	3.3%	6.4%	3.4%	相続
0.1%	0.6%	0.0%	0.9%	0.0%	刑事
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	外国人特有の問題
1.6%	2.9%	8.6%	8.3%	7.9%	税金
11.7%	14.0%	11.3%	7.3%	5.6%	公的支援制度
6.6%	8.5%	8.6%	15.6%	13.5%	その他

(4) 被災地域による集計及び分析

ア 相談の被災地域別構成比及び人口に対する相談件数の比率

(ア) 岡山県を被災地域とする相談〔n=1,571〕

各被災地域(市町村)の相談件数が岡山県全体の相談件数に占める割合(面グラフ)においても、被災地域(市町村)ごとの人口に対する相談件数の比率(棒グラフ)においても、倉敷市を被災地とする相談ニーズが突出して高いことが示されている。



	被災地域(市町村)別構成比 (相談件数÷県全体の相談件数)	人口に対する相談件数の比率 (相談件数÷人口)
倉敷市	70.1%	0.231%
岡山市	9.9%	0.021%
岡山県 ≪自治体不明≫	6.2%	—
総社市	5.5%	0.127%
高梁市	1.8%	0.092%
小田郡 矢掛町	1.1%	0.124%
笠岡市	1.0%	0.033%
浅口市	1.0%	0.045%
玉野市	0.6%	0.017%
井原市	0.6%	0.025%
津山市	0.5%	0.008%

新見市	0.4%	0.021%
真庭市	0.4%	0.014%
赤磐市	0.2%	0.007%
苫田郡 鏡野町	0.2%	0.024%
加賀郡 吉備中央町	0.2%	0.027%
和気郡 和気町	0.1%	0.014%
久米郡 美咲町	0.1%	0.015%
備前市	0.1%	0.003%
瀬戸内市	0.1%	0.003%
久米郡 久米南町	0.1%	0.021%
美作市	0.0%	0.000%
都窪郡 早島町	0.0%	0.000%
浅口郡 里庄町	0.0%	0.000%
真庭郡 新庄村	0.0%	0.000%
勝田郡 勝央町	0.0%	0.000%
勝田郡 奈義町	0.0%	0.000%
勝田郡 <自治体不明>	0.0%	—
英田郡 西粟倉村	0.0%	0.000%
久米郡 <自治体不明>	0.0%	—

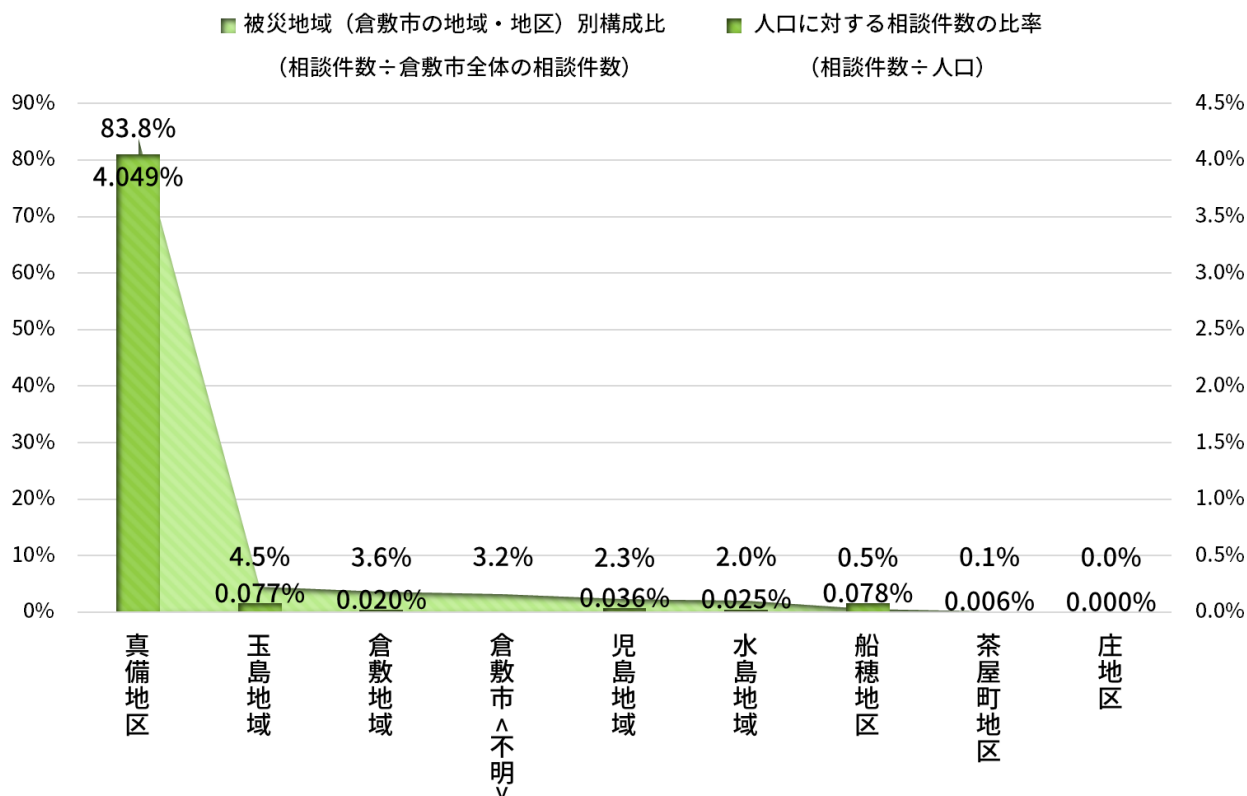
被災地域（市町村）ごとにその相談件数が岡山県全体の相談件数に占める割合（面グラフ）を見ると、倉敷市が70.1％であり、圧倒的に多い。その次に多い岡山市は9.9％にとどまり、総社市は5.5％である。

被災地域（市町村）ごとの人口に対する相談件数の比率（棒グラフ）も、倉敷市が0.231％と非常に高い。その次にこの比率が高いのは総社市（0.127％）である。

これらの数値には、岡山県における西日本豪雨による被害の状況（前記第3.2(2)）が反映されているものと考えられる。

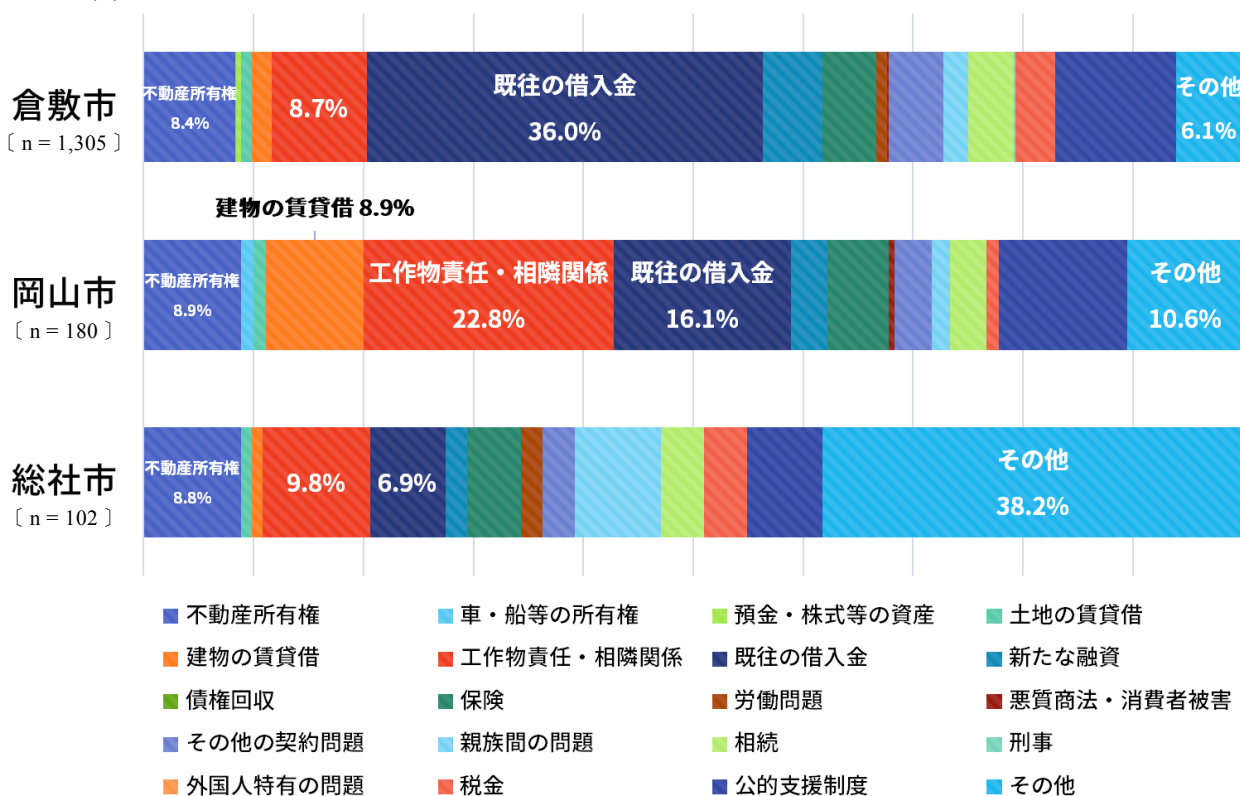
ただし、人口に対する相談件数の比率（棒グラフ）は矢掛町及び高梁市も高いが、これらの市町を被災地域とする相談件数はごく少数であるため、この比率が相談ニーズの実態を正確に反映しているものと即断することはできないことに留意する必要がある。

(イ) 倉敷市を被災地域とする相談〔n = 1,101〕

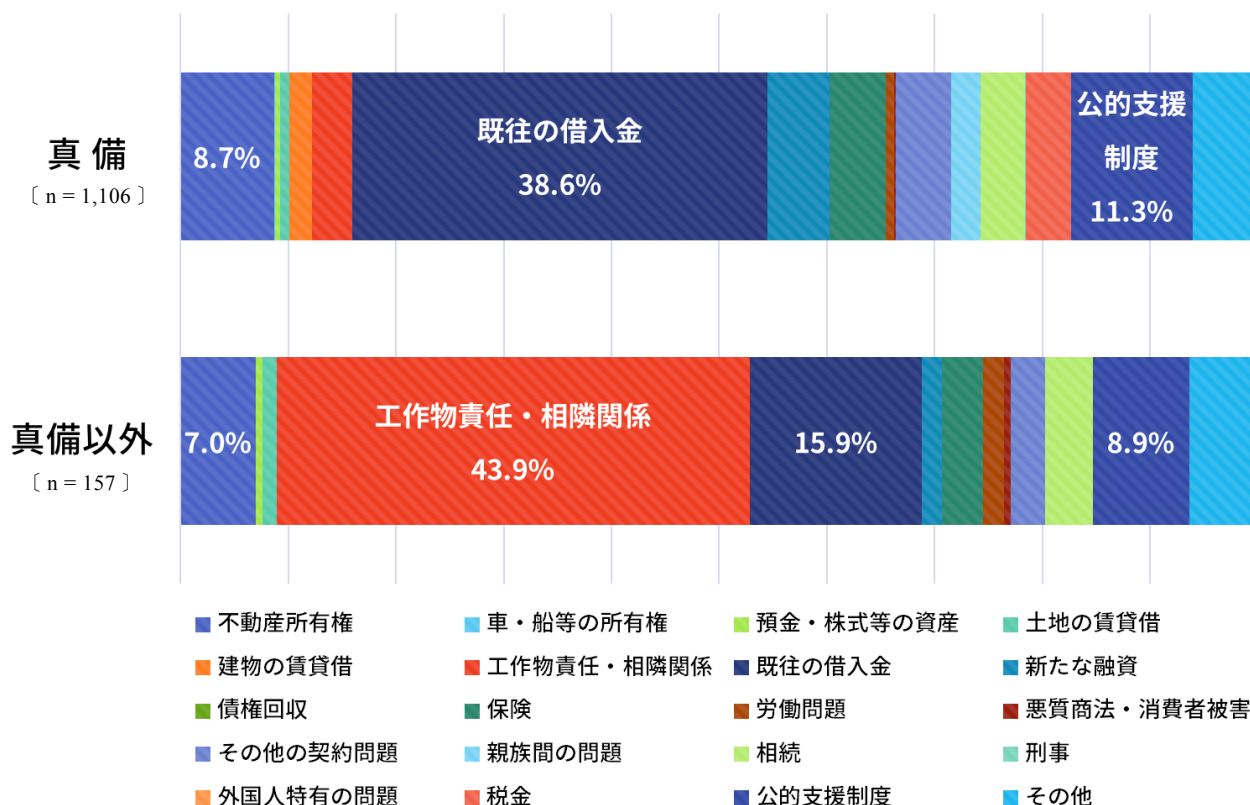


イ 被災地域ごとの相談内容の傾向

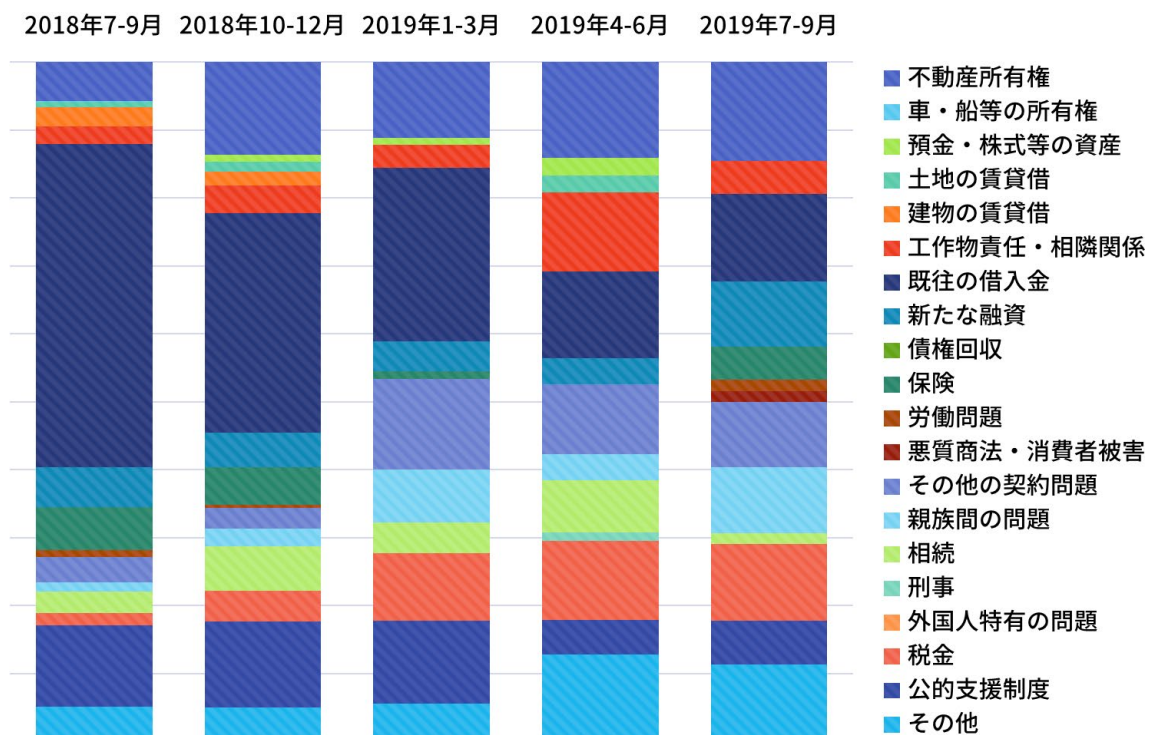
(ア) 倉敷市・岡山市・総社市を被災地域とする相談の傾向



(7) 倉敷市の真備地区及び真備地区以外の地域を被災地域とする相談の傾向



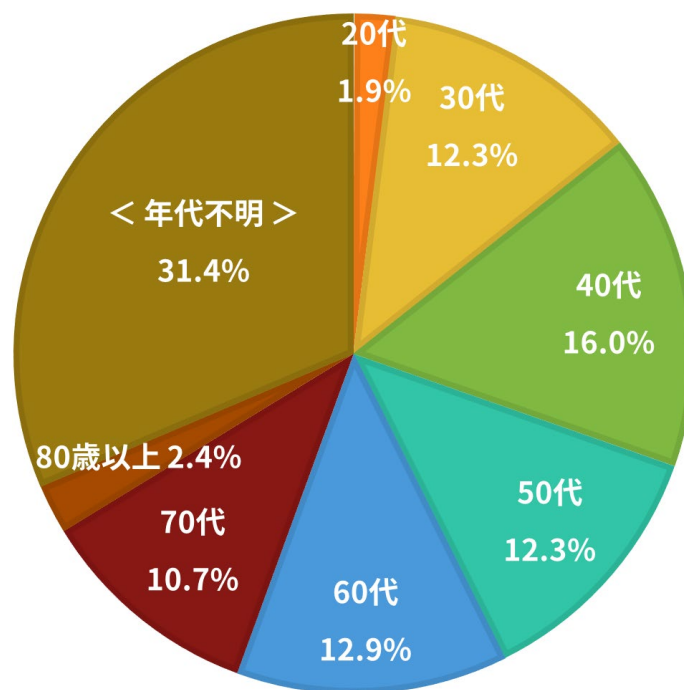
ウ 倉敷市真備地区を被災地域とする相談の内容の傾向の3か月ごとの推移



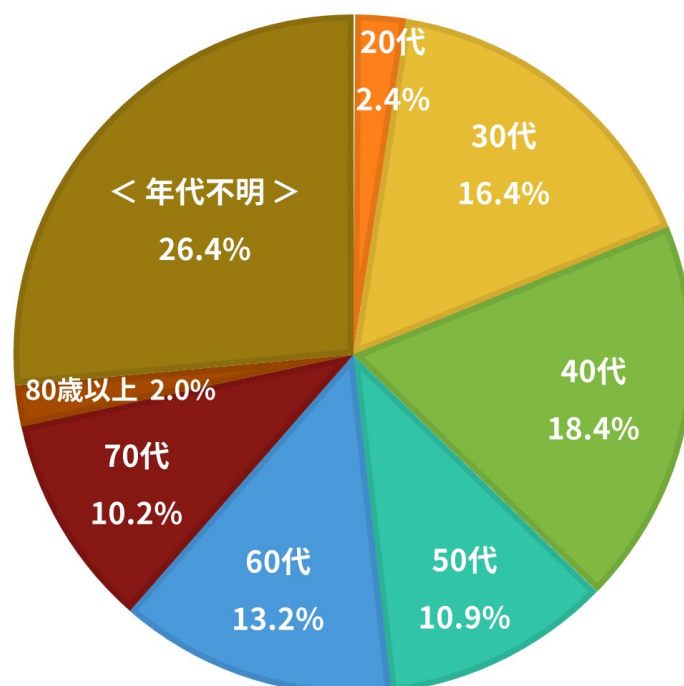
(5) 年代による集計及び分析

ア 年代別構成比

(イ) 岡山県を被災地域とする相談〔n=1,571〕

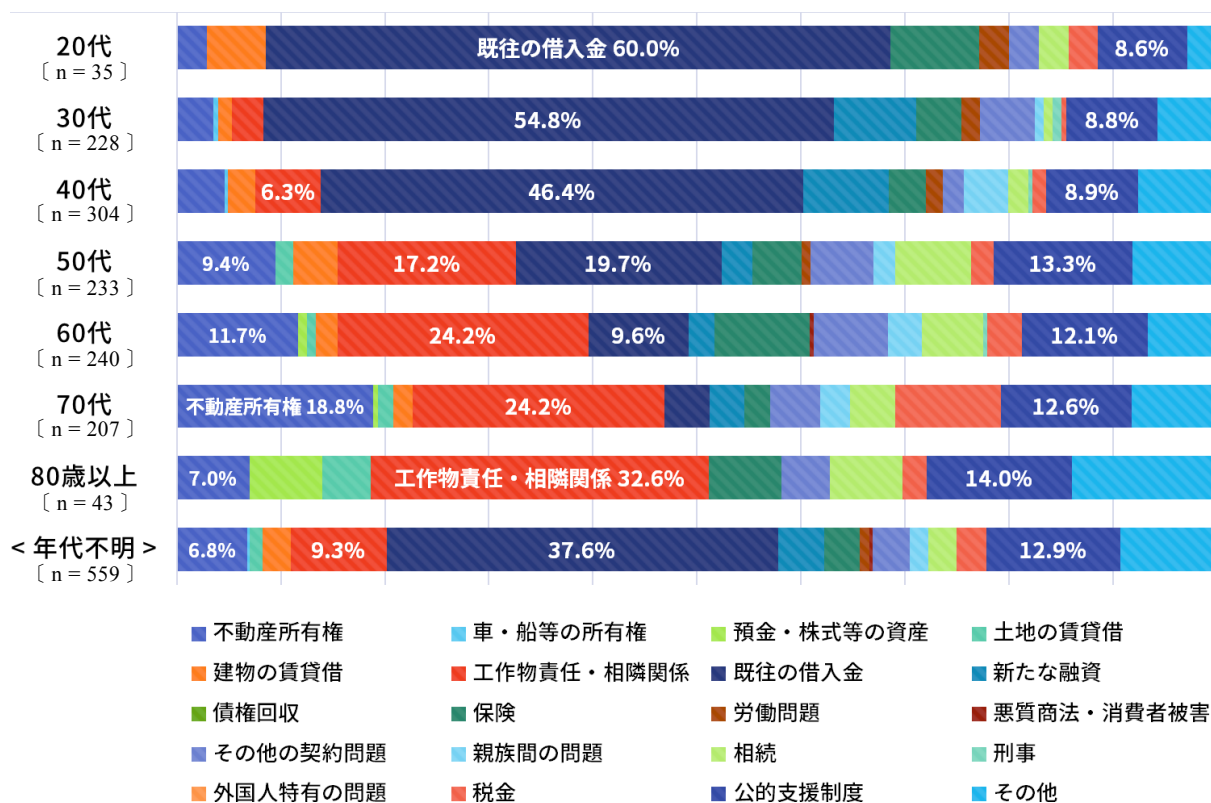


(ロ) 倉敷市真備地区を被災地域とする相談〔n=923〕

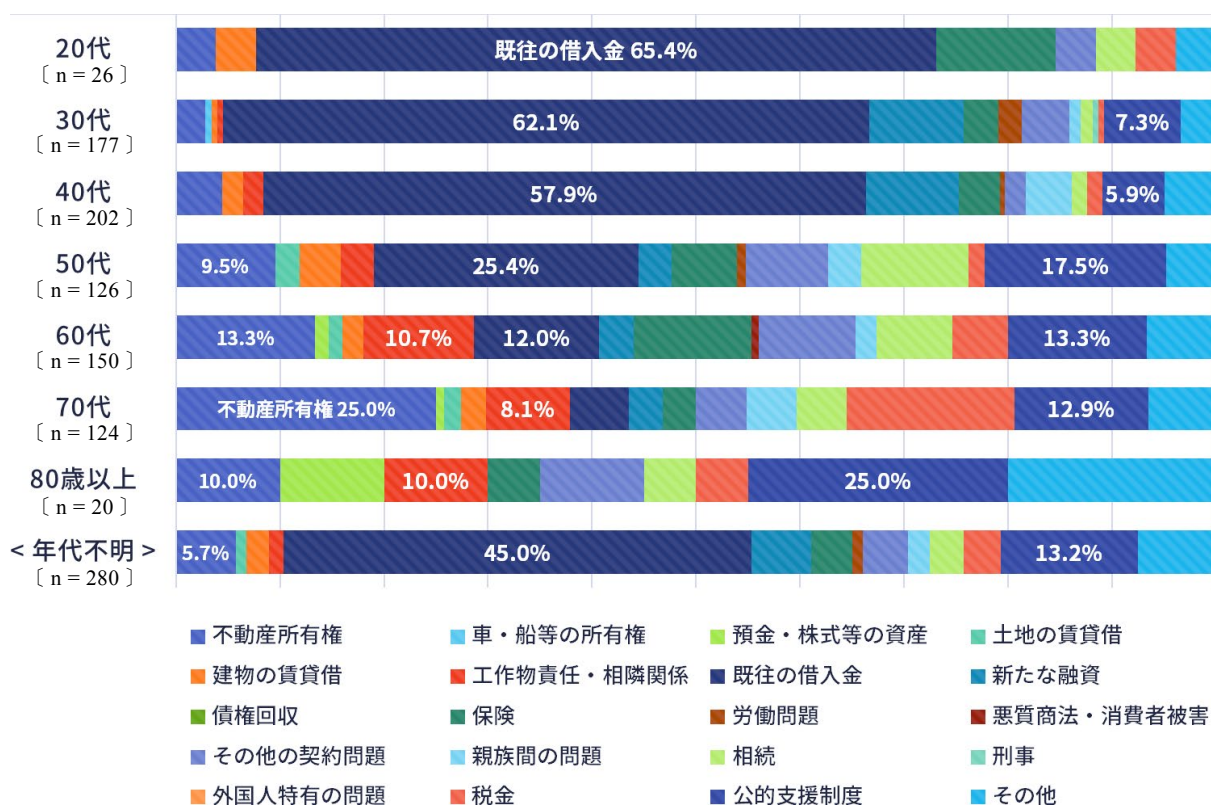


イ 年代ごとの相談内容の傾向

(ア) 岡山県を被災地域とする相談



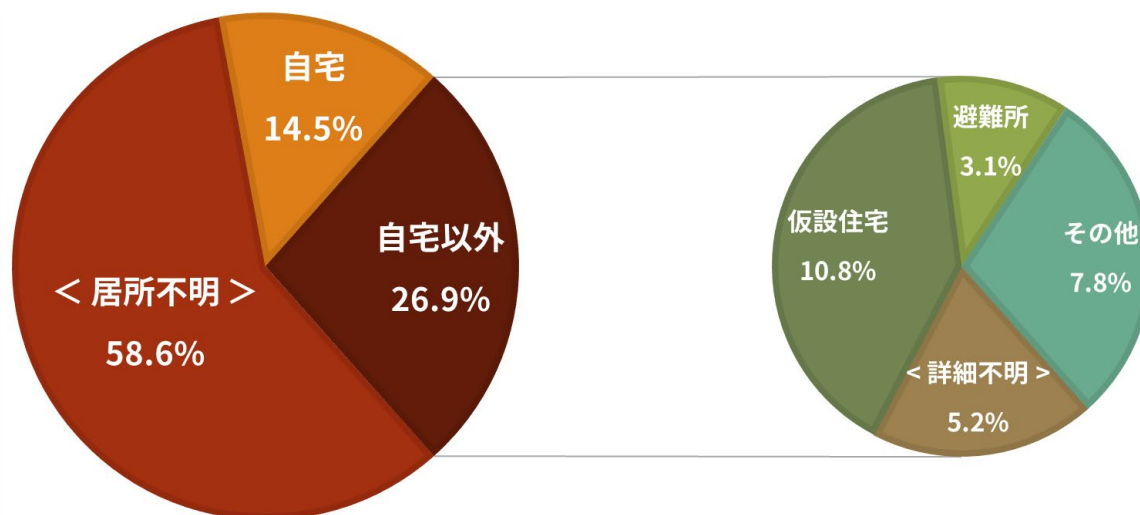
(イ) 倉敷市真備地区を被災地域とする相談



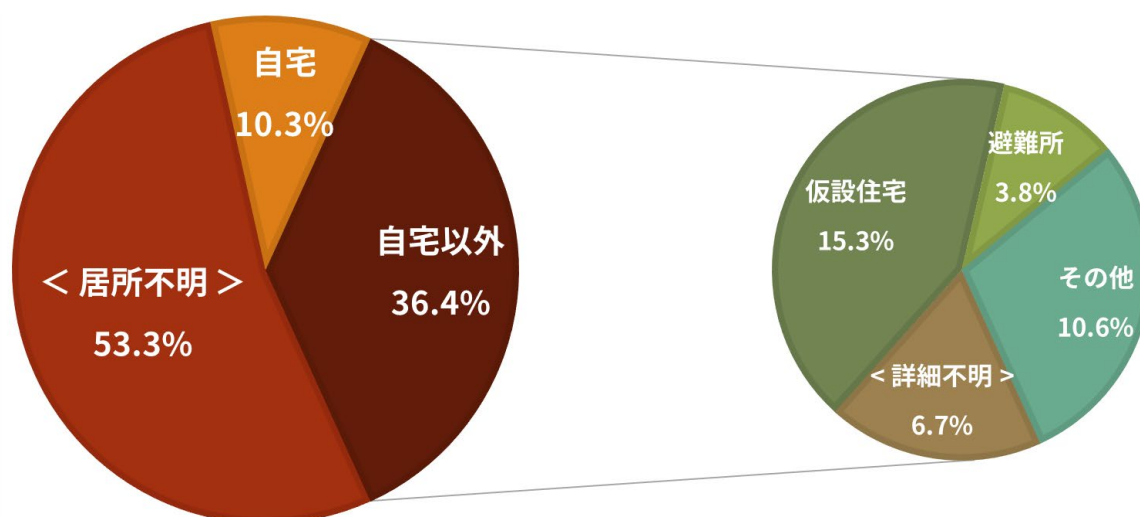
(6) 相談時の居所ごとの相談内容の傾向

ア 相談時の居所別構成比

(イ) 岡山県を被災地域とする相談〔n=1,571〕

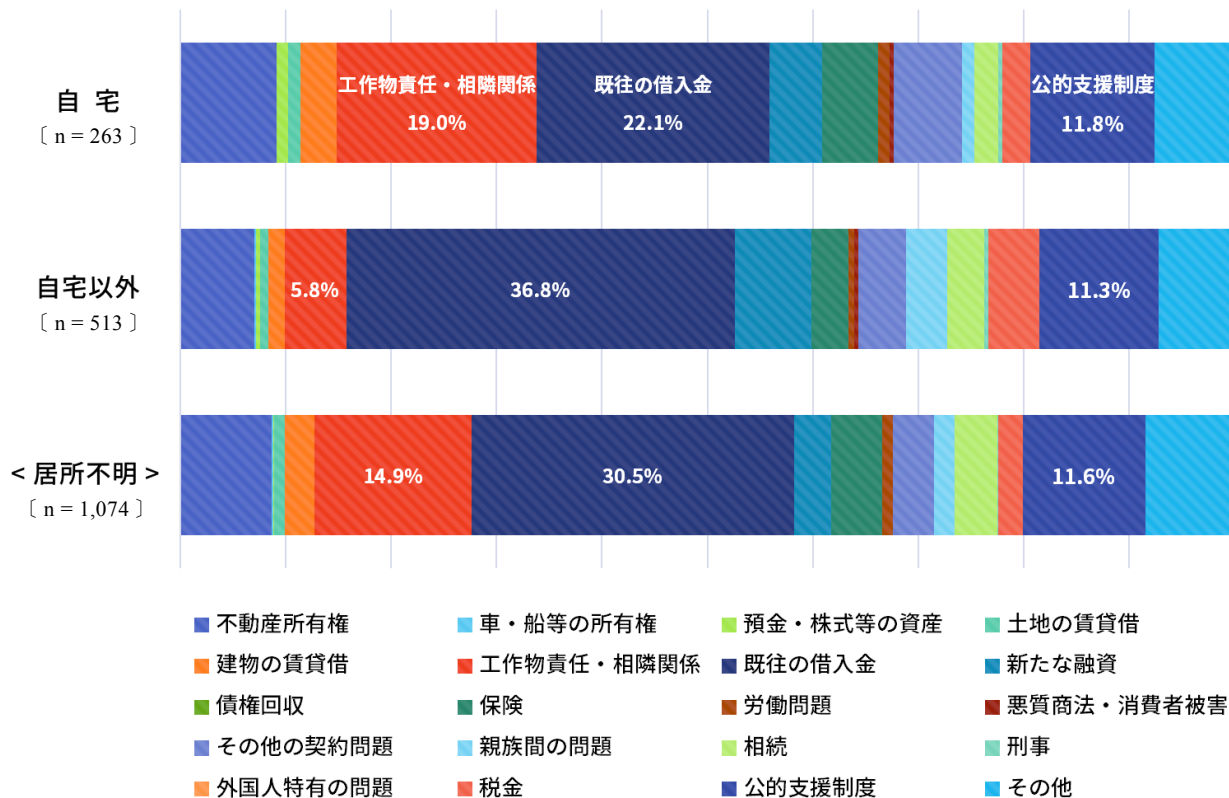


(ロ) 倉敷市真備地区を被災地域とする相談〔n=923〕

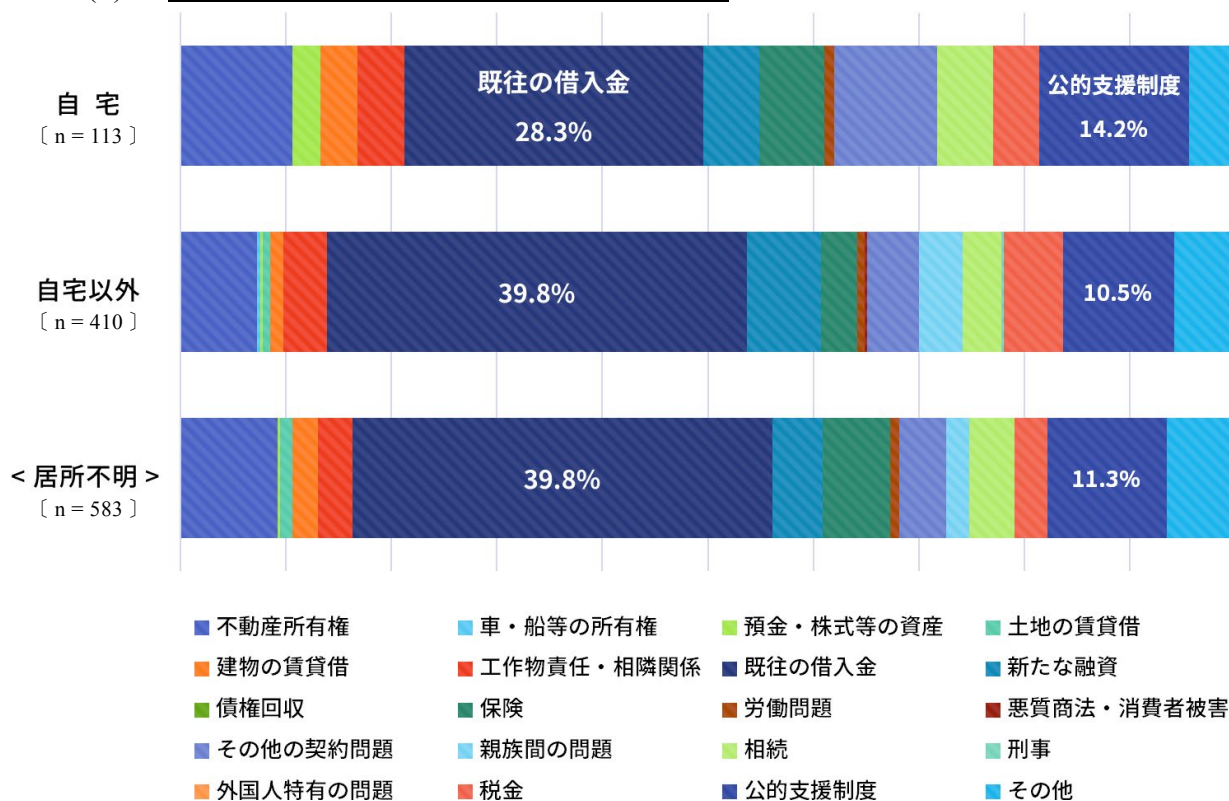


イ 相談時の居所ごとの相談内容の傾向

(ア) 岡山県を被災地域とする相談〔n=1,571〕



(イ) 倉敷市真備地区を被災地域とする相談〔n=923〕



(7) 相談に係る当事者が事業者である相談の内容の傾向

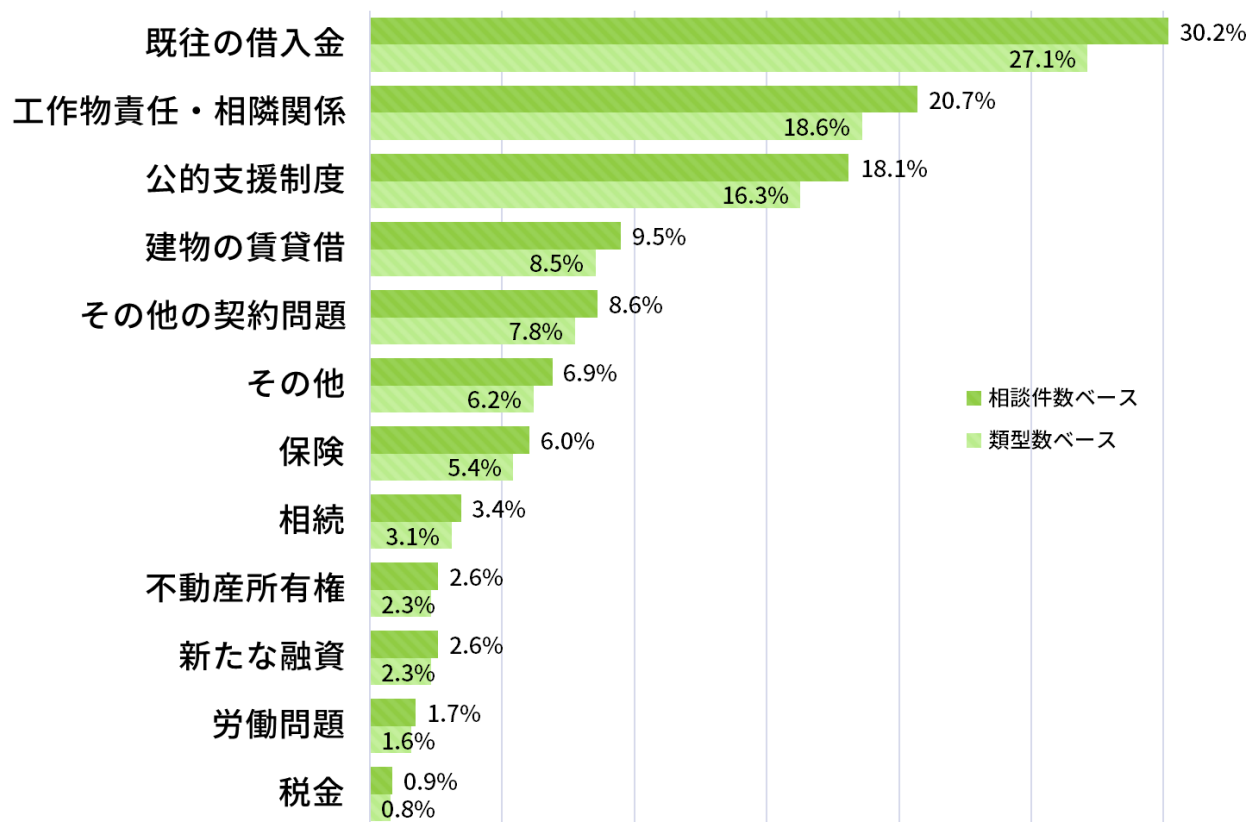
〔n = 118〕

上記(1) - (6)の集計及び分析は、岡山県を被災地域とする相談について、相談に係る当事者が事業者であるか否かを区別せずに行ったものであるが、相談票の「相談内容の概要」欄、「助言内容の要旨」欄及び「事業種別」欄の各記載の全部又は一部により、相談に係る当事者が事業者であることを判別することができる相談もある(ちなみに、そのうち営農者が当事者である相談は24.6%、営農者以外の事業者が当事者である相談は75.4%である。)

これらの相談について、その内容の傾向(次頁のグラフ)を見ると、全体の相談内容の傾向と同じく、既往の借入金に関する相談が最も多くの割合を占め、これに、工作物責任・相隣関係に関する相談及び公的支援制度に関する相談が続く。

ただし、既往の借入金に関する相談は、相談全体では、相談件数ベースで36.6%、類型数ベースで31.1%であるのに対し、当事者が事業者の相談では、相談件数ベースで30.2%、類型数ベースで31.1%である。反対に、当事者が事業者の相談では、工作物責任・相隣関係に関する相談及び公的支援制度に関する相談の各割合がいずれも、相談全体における各割合よりも大きくなっており、つまり、これらと、既往の借入金に関する相談が占める割合との差が小さくなっている。

また、相談全体では、上記3タイプの次に多いのは不動産所有権に関する相談であるのに対し、当事者が事業者の相談では、上記3タイプの次は建物の賃貸借に関する相談及びその他の契約問題に関する相談が多く、それに続く傾向も相当程度異なっている。



当事者が事業者である相談には、次のようなものが見られる。

ア 既往の借入金

❖相談事例❖ 事業者〔既往の借入金〕
自宅（借家）は全壊。夫が自営業で、事業性ローンと車両ローンで合計1000万円超の債務がある。被災ローン減免制度について知りたい。（2018.7）
事業者である夫のローンについて、ガイドラインを利用できないか（内訳：自動車ローン400万円、事業ローン250万円、その他のローン150万円）。（2018.7）
ガイドラインについて同意見込みとなったが、債務整理の成立見通しと、どの程度減免されるのか教えて欲しい。（2018.8）
事務所と自宅が被災した。事業資金の借入れがある。その780万円と、問屋の買掛があるが、被災により従業員が辞めてしまい、今までと同様に事業をして借金を返済することが困難。（2018.9）

イ 工作物責任・相隣関係

❖相談事例❖ 事業者〔工作物責任・相隣関係〕
自分の畑の土が下の土地へ流れてしまった。流れた先には所有者がわからない土地もある。どのような対応をしたらよいか。（2018.7）
工場が崩落し、隣地に土砂が流入した。隣地所有者から、土砂の撤去と、

崩落した土地の修繕を求められている。(2018.10)
豪雨で市が管理する県道が崩れ田畑に土砂が流れ込んだ。市に対応を依頼しているが、まだ十分に対応してもらっていない。どうしたらよいか。(2018.10)
7月の豪雨で上の土地から自分の田に土砂が崩れてきた。役場はどうかしてくれない。上の土地の所有者はその土地はもう売ったと言って土砂をどうかしてくれない。(2019.3)

ウ 公的支援制度

❖相談事例❖ 事業者〔公的支援制度〕
法人化している会社に個人の被災者生活再建支援制度のような公的な支援金はあるか。(2018.7)
貸事務所を営んでいたが、事務所が全壊した。家賃収入減に伴う補償制度はあるのか。(2018.7)
今回の豪雨で団体予約が立て続けにキャンセルとなり、1か月で数百万円の売上げ減少で、店舗を経営している会社として厳しい経営状況となっている。銀行から追加融資を受けたが、補助金や助成金はないか。(2018.8)
法人所有のトラックがこの度の集中豪雨で全損したが、補助や援助制度はないか。保険に入っていない。(2018.10)
豪雨の影響で農業用水路が土石で埋まってしまい、来年の田植えに支障が出るおそれがある。行政は今のところ何もしてくれない。どうしたらよいか。(2018.10)
被災を起因に廃業をせざるを得なくなったが、その補償制度はないのか(2019.7)

エ 建物の賃貸借

❖相談事例❖ 事業者〔建物の賃貸借〕
店舗を借りて店を営業していたが、この度の災害で店舗が水没し、営業の継続が困難になった。この場合、賃料はどうなるのか。また、既に仕入れた商品(酒、たばこ、食料品)の代金はどうなるのか。なお、大家も被災している。(2018.7)
賃借して美容院を営んでいた建物が水没した。今は別の場所を借りて事業を再開しているが、前の建物の賃貸人に対し、これまでかけてきた改装費の一部の返還や敷金の返還を求めたりすることはできないか。(2018.8)

オ その他の契約関係

❖相談事例❖ 事業者〔その他の契約関係〕
経営している店舗が被災したが、何か支援制度はないか。パート従業員には休んでもらっているが、給料はどうしたらよいか。(2018.7)
自営業を営んでいたが、今回の災害で事務所が水没し、この機に廃業を考えている。リース会社から強制的に新たなリースを組まされたが、どうすべきか。(2018.9)
災害復興のために解体業として被災地に入っていた業者に燃料を納入して

いたが、その代金が3か月間未払いとなっている。(2019.3)

取引先から預かっていた車両が豪雨災害により水没した。取引先から修理費を請求する旨の連絡があり、その際金額を明示されたが、見積書の提出を求めたところ、当初明示されたものよりも高額な請求書が送られてきた。修理費の内訳は全く示されていないため、不信感が強い。どのように対応したらよいか。(2019.9)

(8) アルミ工場爆発事故に関する相談の傾向

〔n = 59〕

ア 相談内容の傾向

- (ア) 最も多いのは、アルミ工場爆発事故により被った損害の賠償に関する相談である。これを〔その他〕に分類していることから、〔その他〕の相談の割合が最も多くなっている。

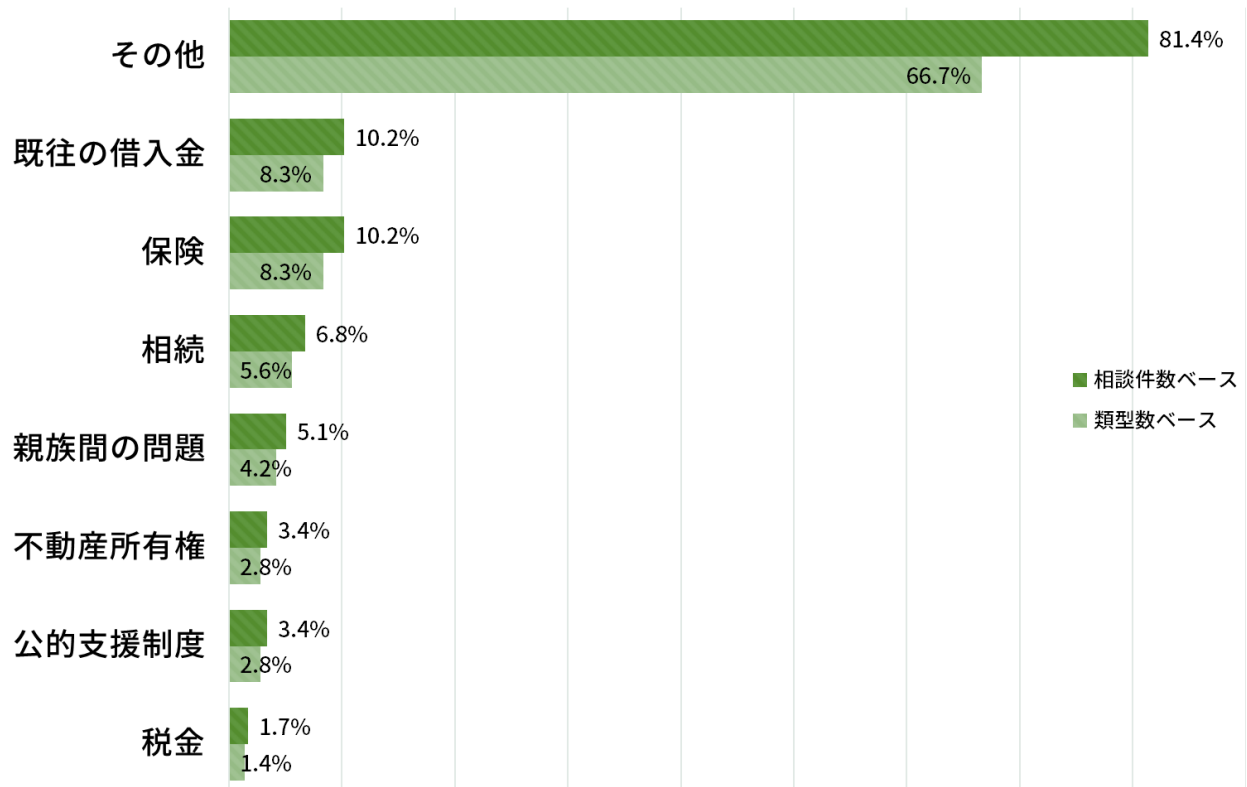
損害の賠償に関する相談のほとんどが、アルミ工場爆発事故により自宅建物が毀損されたケースにおいて、当該アルミ工場の管理及び運営を行う会社（以下「管理運営会社」という。）に対する損害賠償請求の手続を尋ねるものや交渉方法について助言を求めるもの、賠償を受けることのできる損害の範囲を尋ねるもの、管理運営会社から提示された賠償額についてその妥当性を尋ねるものやそれに対する不満を述べるもの、当該会社やその代理人の対応に対して不満を述べるもの等が見られる。

ほかに、アルミ工場爆発事故により聴覚障害を負ったとする相談も複数件寄せられている。

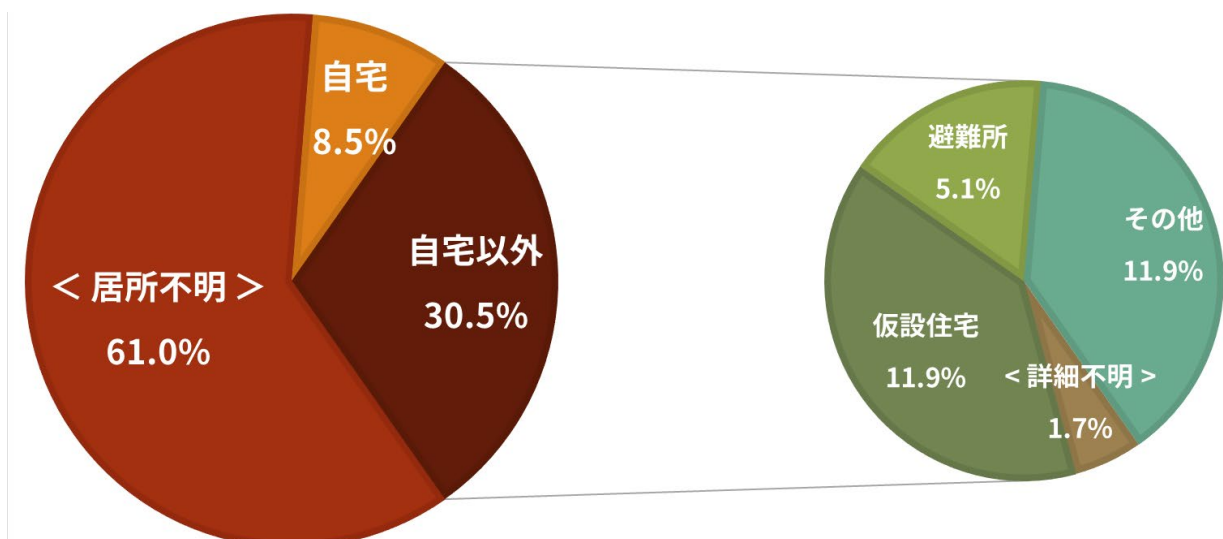
- (イ) 既往の借入金に関する相談も見られるが、これは全て住宅ローンに関するものである。

いずれの相談も、アルミ工場爆発事故により自宅建物が毀損されたことからその建替え又は修繕をしなければならないところ、当該建物に関しては西日本豪雨以前に組んだ住宅ローンに係る借入金が残っているというケースにおいて、管理運営会社から支払を受ける賠償金額が決まるまで時間を要することから、残ローンの返済や建替え又は修繕（リフォーム）のための資金の調達の見通しに不安を抱いて、相談に及んでいるものである。

また、保険に関する相談は、アルミ工場爆発事故により自宅建物が毀損されたことに関し、保険金の支払を受けることの可否を尋ねるもの又は保険会社が保険金を支払わないことについて対応方法を相談するものである。



イ アルミ工場爆発事故に関する相談に係る当事者の相談時の居所別構成比

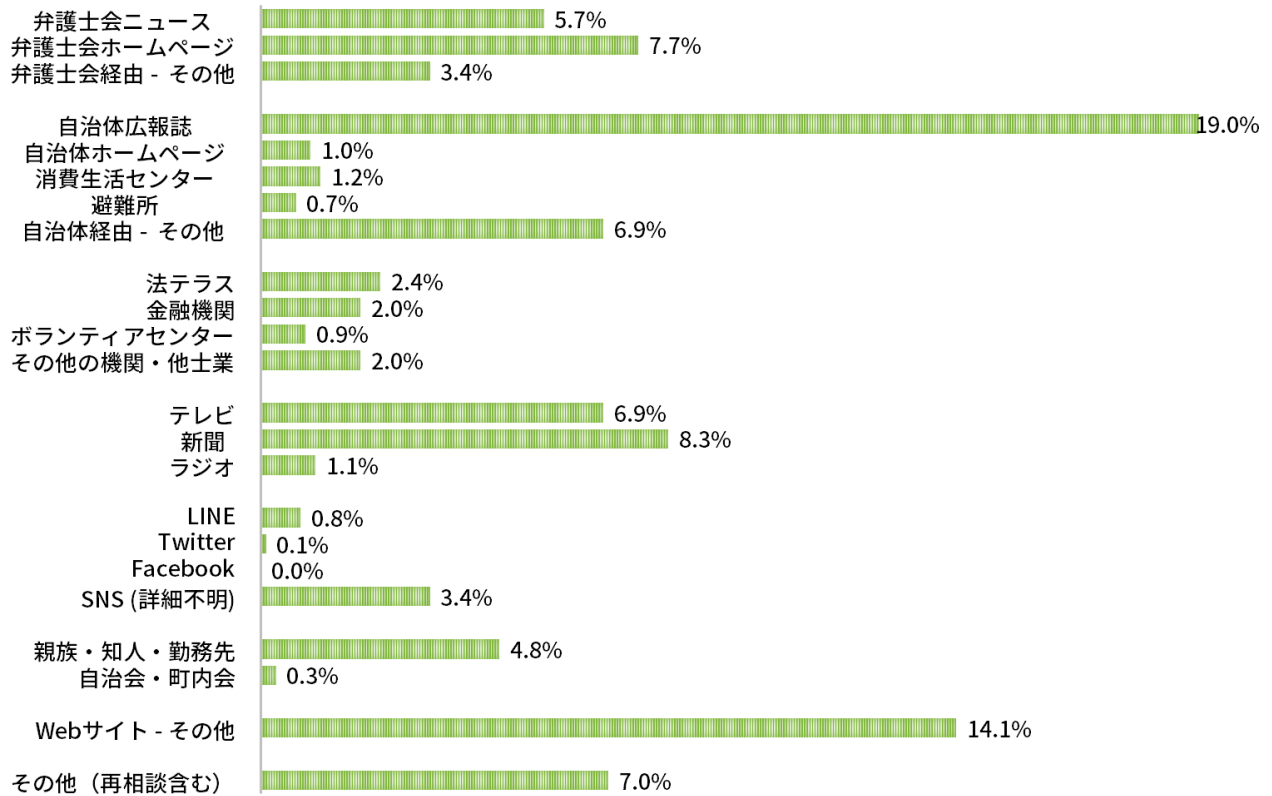


(9) 相談者が本無料相談を知った経緯について

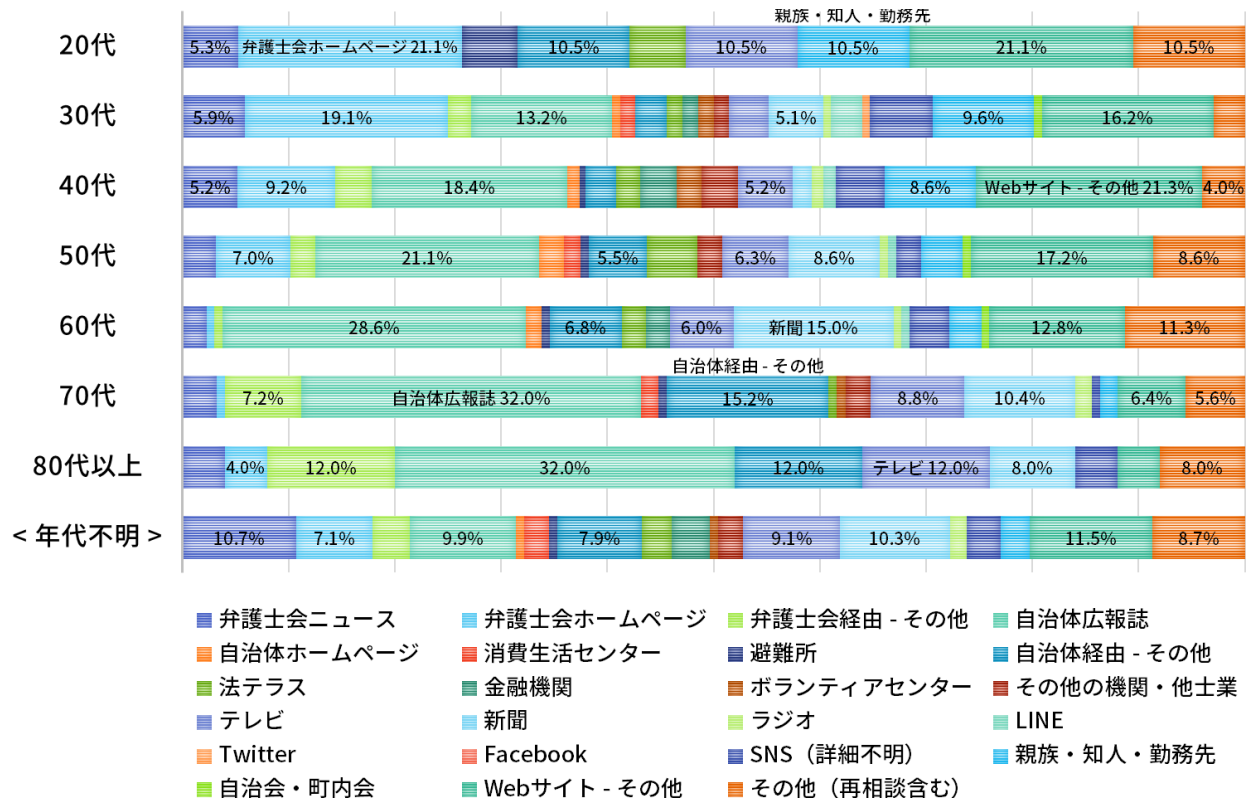
ア 全体の傾向

〔n = 1,713〕

相談者が本無料相談を知った経緯の傾向は、次のとおりである。



イ 相談者が本無料相談を知った経緯の年代ごとの傾向



以 上